

抑圧と レジリエンス

東・東南アジアにおけるコロナ対策と
移住労働者の声から考える



HRWG

ヒューマンライツ・ワーキング・グループ (HRWG)

抑圧と レジリエンス

東・東南アジアにおけるコロナ対策と
移住労働者の声から考える



ヒューマンライツ・ワーキング・グループ (HRWG)

日本語版に寄せて

本書は、笹川平和財団「国際移住の包括的情報発信」事業（2019～2021年度）の一環として、インドネシアの Human Rights Working Group が実施した調査研究の報告書である。同事業は、東南アジアと東アジアの国境を超えた人口移動が活発化し、様々な問題が起きていることを踏まえ、域内の市民社会の連携強化や当事者の声の発信を目指すものであった。本調査研究では、コロナ禍で様々な制約があるなかで、移住者が直面した課題について丁寧に聞き取り、アジア域内外の実務家・専門家とともに今後進むべき方向性について議論した。そのプロセスこそが非常に大切であったと考える。本調査研究をけん引してくれた Human Rights Working Group の Daniel Awigra 氏、現地調査を担ってくれた Fifi Ng Lok Hei 氏、加藤丈太郎氏、Andika Ab. Wahab 氏、Jolovan Wham 氏、Young-il Choi 氏、Ronel Chakma Nani 氏、Lennon Ying-Dah Wong 氏、Suebsakun Kidnukorn 氏、リサーチ・コーディネーターの林茉里子氏、デスク・リサーチャー兼編者の Adeline Tinessia 氏に心から感謝申し上げたい。

日本でも近年、アジア地域からの移住労働者を含む在留外国人の数が、過去最高を更新し続けている。COVID-19 パンデミックは、多くの外国人・移住労働者が置かれた脆弱な状況を浮き彫りにした。学び、働くために日本を選んで来てくれた人たちに対して、どのような支援を提供できるのか、官民の各アクターの対応がこれほど厳しく問われたことはなかっただろう。本調査を通じて得られた知見を今後の対応に活かせるよう、引き続き議論を深めていきたいと考え、日本語版を作成することにした。翻訳にあたっては、広くアジア域内の人権問題に精通し、特に国際移住に関する政策等の動向を追っておられるヒューライツ大阪の藤本伸樹氏、岡田仁子氏に協力を依頼した。藤本氏、岡田氏には、本事業を通じて、アジア域内の専門家、実務家との情報・意見交換にもご参加いただいた。各国の政策や法律、膨大な量の用語の確認も含めて最後まで確認を重ねながら日本語版を仕上げていただいたことに敬意を表したい。

アジア域内外の様々な地域において、移住労働だけではなく、紛争や迫害、気候変動など、母国を逃れざるを得ない強制移住も深刻になっている。国境を超えて移住する人たちをどう社会に包摂し、共生社会をともに作っていけるのか、ますます重要な課題になっていくだろう。本報告書をもとに当財団としてもさらに尽力していきたい。

2022年3月

公益財団法人 笹川平和財団

常務理事 安達 一

抑圧とレジリエンス：

東・東南アジアにおけるコロナ対策と移住労働者の声から考える

Repression and Resilience: COVID-19 Response Measures and Migrant Workers' Rights in Major East and Southeast Asian Destinations

著者：ヒューマンライツ・ワーキング・グループ (HRWG)

本書は、特定の部分または章で特に明記されていない限り、林茉莉子を中心として、Daniel Awigra および Adeline Tinessia が協力し、Fifi Ng Lok Hei、加藤丈太郎、Andika Ab. Wahab、Jolovan Wham、Young-il Choi、Ronel Chakma Nani、Lennon Ying-Dah Wong、そして Suebsakun Kidnukorn（担当章の順）の現地研究者が収集・分析した情報とデータに基づいた共同作業によって執筆されている。

編者：Adeline Tinessia

レイアウト：Agus Wiyono

ISBN: 978-623-94398-1-1

初版は 2020 年ジャカルタにて出版

Human Rights Working Group (HRWG) Indonesia Yarnati Building, Room 207D,
Proklamasi Street, No. 44 Menteng, Central Jakarta, Indonesia 10320

Phone: 021-3902579, 021-29922459, Fax: 021-2902579

e-mail: hrwg.indonesia@gmail.com

Facebook: <https://www.facebook.com/HRWG.Indonesia>

Twitter: @HRWG_Indonesia

Copyrights © 2020 by Human Rights Working Group

無断複写・転載を禁じる。発行者の書面による同意がない限り、本刊行物のいかなる部分も複製、配布、公開、または伝達することは、コピー、録音またはその他の電子的もしくは機械的な方法を含むいかなる形態または手段によるものであっても認められない。ただし、著作権法に基づいて許可されている、批評レビューにまとめる短い引用およびその他特定の非商用的利用についてはこの限りではない。

目次

略語一覧	v
表と図	x
謝辞	xi
前書き	xii
編者ノート	xiv
第1章：序章	1
第2章：香港	9
第3章：日本	28
第4章：マレーシア	42
第5章；シンガポール	58
第6章；韓国	75
第7章：台湾	91
第8章：タイ	106
第9章：結論とガイドライン案	121
プロジェクト・チーム	128
HRWG について	129

略語一覧

ACPHEED	ASEAN Regional Center on Public Health Emergencies and Emerging Disease ASEAN 公衆衛生緊急事態および新興感染症センター(アセアン感染症センター)
ACRF	ASEAN Comprehensive Recovery Framework ASEAN 包括的復興枠組み
AFML	ASEAN Forum on Migrant Labour ASEAN 移住労働フォーラム
ALM	ASEAN Labour Ministers ASEAN 労働大臣
ALQ	Alternate Local Quarantine (Thailand) 代替(政府) 地方隔離施設(タイ)
AMCB	Asian Migrants Coordinating Body (Hong Kong) アジア移住者調整機関(香港)
APIL	Advocate for Public Interest Law (South Korea) 公益法のためのアドボケート(韓国)
APTERR	ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve ASEAN + 3 緊急備蓄米
ARC	Alien Resident Card (Taiwan) 外僑居留カード(台湾)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations 東南アジア諸国連合
BCA	Building and Construction Authority (Singapore) 建築建設庁(シンガポール)
CARE	Centre for Culture-Centred Approach to Research & Evaluation (Singapore) 文化中心アプローチの研究・評価センター(シンガポール)
CCC	Clean Clothes Campaign クリーン・クローズ・キャンペーン
CCSA	Centre for COVID-19 Situation Administration (Thailand) 新型コロナウイルス 状況管理センター(タイ)
CIS	Commonwealth of Independent States 独立国家共同体
CMCO	Conditional Movement Control Order (Malaysia) 条件付移動制限令(マレーシア)
COVID-19	Coronavirus Disease 2019 2019年新型コロナウイルス

CSD	Correctional Services Department (Hong Kong) 矯正局 (香港)
CSO	Civil Society Organisation 市民社会組織
EMCO	Enhanced Movement Control Order (Malaysia) 強化移動制限令 (マレーシア)
EPS	Employment Permit System (South Korea) 雇用許可制 (韓国)
FADWU	Federation of Asian Domestic Workers Union (Hong Kong) アジア家事労働者組合連合 (香港)
FAQ	Frequently Asked Questions よくある質問
FDH	Foreign Domestic Helper (Hong Kong) 外国人家事労働者 (香港)
FOC	Flag of Convenience 便宜置籍船
GCM	Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration 安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト (移住グローバル・コンパクト)
GDP	Gross Domestic Product 国内総生産
HOME	Humanitarian Organisation for Migration Economics (Singapore) 移住経済のための人道組織 (シンガポール)
HRWG	Human Rights Working Group ヒューマンライツ・ワーキング・グループ
ILO	International Labour Organization 国際労働機関
IOM	International Organization for Migration 国際移住機関
IUU	Illegal, unreported and unregulated 違法・無報告・無規制 (漁業)
JCMK	Joint Committee for Migrant Workers in Korea (South Korea) 外国人労働者対策協議会 (韓国)
JBM	Jaringan Buruh Migran 移住労働者ネットワーク

JSS	Jobs Support Scheme (Singapore) 雇用支援制度 (シンガポール)
KCDC	Korean Centers for Disease Control and Prevention (South Korea) 韓国疾病管理・予防センター
KIIP	Korea Immigration and Integration Program (South Korea) 韓国移住・社会統合プログラム
MCO	Movement Control Order (Malaysia) 移動制限令 (マレーシア)
METI	Ministry of Economy, Trade and Industry (Japan) 経済産業省 (日本)
MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (Japan) 文部科学省 (日本)
MHV	Migrant Health Volunteers (Thailand) 移住者ヘルス・ボランティア (タイ)
MIAC	Ministry of Internal Affairs and Communication (Japan) 総務省 (日本)
MOFA	Ministry of Foreign Affairs 外務省
MOH	Ministry of Health (Malaysia) 保健省 (マレーシア)
MOHR	Ministry of Human Resources (Malaysia) 人的資源省 (マレーシア)
MOJ	Ministry of Justice (Japan) 法務省 (日本)
MOL	Ministry of Labour (Taiwan) 労働部 (台湾)
MOM	Minister of Manpower (Singapore) 人材開発省 (シンガポール)
MOU	Memoranda of Understanding 覚書
MTUC	Malaysian Trade Union Congress (Malaysia) マレーシア労働組合会議
NGO	Non-Governmental Organisation 非政府組織
NHI	National Health Insurance (Taiwan) 国民健康保険 (台湾)

NHRC	National Human Rights Commission 国家人権委員会
NIA	National Immigration Agency (Taiwan) 移民署 (台湾)
OHCHR	Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights 国連人権高等弁務官事務所
OSH	Occupational Safety and Health 労働安全衛生
OTIT	Organization for Technical Intern Training (Japan) 外国人技能実習機構 (日本)
PBD	Purpose Built Dormitories (Singapore) 外国人労働者専用宿泊施設 (シンガポール)
PPE	Personal Protective Equipment 個人用防護具
PR	Permanent Resident (Singapore) 永住者 (シンガポール)
PSP	Prihatin Screening Programme (Malaysia) プリハティン・スクリーニング・プログラム (マレーシア)
RELA	Malaysian Volunteer Corps Department (Malaysia) マレーシア民兵局
SBMI	Serikat Buruh Migran Indonesia セリカット・ブル・ミгран・インドネシア
SMEs	Small and Medium Sized Enterprises 中小企業
SMJ	Solidarity Network with Migrants Japan (Japan) 移住者と連帯するネットワーク (移住連) (日本)
SLS	Supplementary Labour Scheme (Hong Kong) 雇用許可制度 (香港)
SPA	Serve the People Association, Taoyuan (Taiwan) 桃園市社会奉仕協会 (台湾)
SOCSSO	Social Security Organization (Malaysia) 労働者社会保障機構 (マレーシア)
SO	Supervising Organisation (Japan) 監理団体 (日本)
SOP	Standard Operating Procedures 標準作業手順
SSO	Social Security Office (Thailand) 社会保険事務局 (タイ)

SSW	Specified Skilled Workers (Japan) 特定技能労働者 (日本)
SUHAKAM	Human Rights Commission of Malaysia (Malaysia) マレーシア国家人権委員会
Taiwan CDC	Taiwan Centers for Disease Control (Taiwan) 台湾疾病管制局
TITP	Technical Intern Training Program (Japan) 外国人技能実習制度 (日本)
TRA	Taiwan Railway Administration (Taiwan) 台湾鉄道管理局
TWC2	Transient Workers Count Too (Singapore) トランシェント・ワーカーズ・カウント・ツー (TWC2) (シンガポール)
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees 国連難民高等弁務官
VHW	Volunteer Health Workers (Thailand) ヘルス・ボランティア (タイ)
WHO	World Health Organization 世界保健機関

翻訳注：

Resilience (レジリエンス)

本報告での Resilience は、困難な状況を克服する適応力、復元力、あるいは回復力という意味で使われています。一語での適訳語が見当たらないことから、レジリエンスとカタカナ表記にしています。

表と図

- 表 1 : 2019 年 6 月、一時的雇用のためのビジット・パス (VP-TE) を保持する
移住労働者の国籍別一覧 (マレーシア) 43
- 表 2 : 2020 年 6 月 3 日現在、4 箇所の入国管理収容センターの外国人から採取
した検体数、検査の結果待ち数および COVID-19 陽性者数 (マレーシア)
. 47
- 表 3 : 小分類別 E-9 ビザ保持者の人数 (韓国) 76
- 表 4 ; 産業別移住労働者数 (台湾) 91
- 表 5 : 国籍別および性別による移住労働者数 (台湾) 92
-
- 図 1 ; マレーシアの移動制限令の経過、2020 年 3 月 18 日から 8 月 31 日 (マレ
ーシア) 44
- 図 2 : 2020 年 3 月 1 日~5 月 5 日間のシンガポールにおける COVID-19 の新
規陽性症例数 (シンガポール) 61
- 図 3 : 台北駅ロビーの新しい床 (台湾) 99
- 図 4 : タイ・ミャンマー国境: チェンライ県サーイ川タイ・ミャンマー第 1 友好
橋 (タイ) 115
- 図 5 : チェンライ県の位置 (タイ) 117

謝辞

本書をまとめるにあたり、多くの関係者のご尽力をいただいた。何よりもまず、この3年間、惜しみない支援をいただいた笹川平和財団（SPF）に深謝申しあげる。

特に、林茉莉子氏のリーダーシップと貢献に、大変感謝申しあげる。また、現地で調査研究を行った香港の移住者連帯委員会「自治八樓」の Fifi Ng Lok Hei 氏、早稲田大学総合研究機構アジア国際移動研究所研究助手の加藤丈太郎氏、マレーシア国立大学（UKM）マレーシア・国際問題研究所（IKMAS）フェローの Andika Ab. Wahab 氏、シンガポールの移住経済のための人道組織（HOME）の Jolovan Wham 氏、韓国の金浦外国人市民支援センター長の Young-il Choi 氏および同センター相談員の Ronei Chakma Nani 氏、台湾の桃園市社会奉仕協会（SPA）移住労働者のためのサービスセンター兼シェルター所長の Lennon Ying-Dah Wong 氏、タイのメー・ファー・ルアン大学社会イノベーション学部社会イノベーション研究センター（AB・SIRC）の Suebsakun Kidnukorn 氏、およびオーストラリア国立大学の Adeline Tinessia 氏にも感謝の意を表したい。これらの人々の粘り強い努力がなければこの本の製作は実現しなかったであろう。

私たちを信頼し、現地研究者に自分たちの物語を話してくれた7つの移住受入国の移住労働者コミュニティに心より感謝の意を表したい。彼らの物語があって初めてこの研究は意味をもつことになる。

この本の表紙の力強いアートワークを手がけた Cecille Montenegro 氏と、グラフィック・デザインとレイアウトを担当した Agus Wiyono 氏にも感謝する。また、International Migrant Alliance の会長である Eni Lestari 氏には、香港や他の国際的なネットワークとつながるための支援をいただいた。また、韓国の Seonyoung Seo 氏とシンガポールの Anil Jaya Kumar 氏にもご支援いただいた。本研究に関するセミナーを開催していただいた早稲田大学アジア国際移動研究所および同大学アジア太平洋研究センターにも感謝したい。また、本研究は、Rafendi Djamin 氏、Alisa 氏、Indah Saura 氏、Jesse Halim 氏、Ariela Naomi Shifa 氏、Olivia Oktaviani 氏、Sondang Mega 氏を含む HRWG チームの揺るぎない支援も得た。いつも私たちの活動を支えてくださっているすべてのメンバー組織と役員に感謝を述べたいが、ここでは一人一人に言及しきれない。最後になるが、Daniel Awigra 氏にこの研究プロジェクトの精力的な推進と、運営に対して特に感謝する。

特に COVID-19 のような緊急事態の際に、移住労働者の最大限の保護を確保し、地域を超えてコミュニティのレジリエンスを強化することを唯一の目的として、本書がアドボカシーのツールとして利用されることを願う。本研究は、2020年の国際移住者デーを記念して製作された。

Muhammad Hafiz（ムハマド・ハフィズ）

ヒューマンライツ・ワーキング・グループ代表-国際人権アドボカシーのためのインドネシア NGO 連合

前書き

コロナウイルス新型コロナウイルス、または COVID-19 は恐ろしい疫病、世界的な健康の危機であり、パンデミックである。

危機とは、移行期の初期段階の兆候である。自然災害であれ、人災であれ、それは社会の変革において重要な、決定的な契機となるものである。しかし、それに対処するのは人間である私たちである。成功するかどうかは、まさに私たちがそれに対して準備ができているかどうかにかかっている。私たちは最終的にレジリエンスを持っているだろうか。チャールズ・ダーウィンの進化論が示唆するように、「適者生存」となるのだろうか？

COVID-19 パンデミックはそのような危機の例外ではない。これを私たちの共通の課題として真剣に受け止めなければならないと思う主な理由は、少なくとも 3 つある。第一に、COVID-19 が私たちの世代の歴史の中で重要な位置を占めるようになったことである。1 年も経ずしてウイルスの拡散を封じ込めること自体が、私たちの生活を形作ってきた。現在行われているあらゆる必要な努力は、私たちの世代にとって将来の歴史となるだろう。

第二に、世界的、国際地域的、国内、地域内、あるいは個人的なレベルで、共に立ち上がり、問題に対処するための連帯を呼びかけやすい他の危機とは異なり、この公衆衛生上の危機の間、連帯をつくるのが最大の課題の一つとなっている。各国はロックダウン政策、渡航禁止や移動制限を課し、例えば物理的な距離を取ることに、マスクの着用、自宅での労働やホーム・スクリーニングなどその他あらゆる公衆衛生上の措置をとらざるを得なかった。例えば、相互支援の連帯を表明するための公共の場での集会は、公衆衛生上の規則に違反しているとみなされ、罰則や罰金が課せられることもあり得る。また、国籍、人種、外見、出身や職業などに基づく特定の集団と病気との関連性だけを理由に、スティグマ化、差別、非難、さらには迫害される例も数多くあった。

第三に、パンデミックの対応において見られるようになった国の政治に関する問題がある。この間、良くも悪くも、住民の生命を守ろうとして、多くの政治的な実験が短期間にとられ、実施された。これらの試行錯誤のなかで、政府はどのような配慮をし、どのように実施してきたのだろうか。緊張もある。前例のない、注目すべき興味深い政策もある。

それらの課題に直面している最も脆弱な集団の一つが、受入国の移住労働者である。このことが、この企画を取り上げ、取り組む主な理由となった。この研究は、このパンデミックの間に政府がとった政策、規制、および対策を評価するために、東アジアおよび東南アジアの主要な移住労働者受入国における移住労働者の実際の経験と物語を収集することを目的とする。

「抑圧とレジリエンス」は同時にあらわれるダイナミックなコンビである。この危機の時代、選択肢は「あきらめるか、抗うか」の 2 つしかない。1 人でこのパンデミックに対処するのか、それとも共に対処するのか。どちらの選択肢においても、それは未来の世代によって記憶されることになるだろう。

この研究は、林茉莉子氏を中心として、Fifi Ng Lok Hei 氏、加藤丈太郎氏、Andika Ab. Wahab 氏、Jolovan Wham 氏、Young-il Choi 氏、Ronel Chakma Nani 氏、Lennon Ying-Dah Wong 氏、および Suebsakun Kidnukorn 氏のすべての現地研究者とデスク・リサーチャー兼編者として Adeline Tinessia 氏の全面的な支援を受けて行われた。研究者は全員、移住労働者コミュニティとのたゆまぬ活動の結果、彼らと強い信頼関係を築いている。その献身的な取り組みとコミットメントにより、本研究は円滑に実施され、素晴らしい成果をあげた。本研究から学んだことをまとめ、概念化し、それに基づいた提言として、「公衆衛生上の危機時に移住労働者の権利を保護するためのガイドライン案」を打ち出すことができた。それは、コミュニケーションを断ち切るのではなく、働きかけるためのツールである。それは、あきらめるのではなく、抗うことを提案している。パンデミックのアンチテーゼは連帯と協力である。

その連帯と協力は、本書の完成をもって示された。そのことは私たちに、ウイルスとそれに対応するための偏狭な政治に勝利するだろうという真の希望をもたらしてくれる。これは、制度的に脆弱な立場に置かれている移住労働者の声を拡大させ、国や地域レベルでの意思決定プロセスにおいて彼らのためのより多くの場を創出する運動を確立するための終わりのない旅におけるもう一つの小さな一歩である。

この世界的なパンデミックは、移住労働者の包摂的なガバナンスに向けた変化をもたらすだろうか？本書を読みながら、この問いについて考察してほしい。

本研究は、移住者とその家族の人権が、人種、国籍、ジェンダー、年齢および行政/在留資格に関係なく、支持され、尊重され、保護され、充足されるような社会を、東アジアと東南アジア全体で構築するための、私たちの地域横断的な取り組みの一環である。私たちは、BEBESEA (Better Engagement Between East and Southeast Asia / 東および東南アジア間のより良い関与) というプラットフォームをつくった。これは、個々の移住者、その家族、支援者および移住者の権利擁護者がつながり、協力し、国境を越えて変化を起こすために共同で活動できる場になることをめざす。読者の皆様には、この取り組みへのご支援とご参加をお願いしたい。

最後に、連帯と協力を通してのみ、ダーウィンの適者生存の理論が克服され、生存が排他的に特定のグループのものであるのではなく、すべての人を包摂するようになる。

ジャカルタにて、2020年国際人権デー（12月10日）。

Daniel Awigra (ダニエル・アウィグラ)

ヒューマンライツ・ワーキング・グループ副代表-国際人権アドボカシーのためのインドネシア NGO 連合

編者ノート

本書は、特定の部分または章で特に明記されていない限り、現地研究者が収集および分析した情報とデータに基づいて、林茉莉子氏が中心となり、Daniel Awigra 氏および私が協力する共同作業によって執筆されている。彼らの豊富な専門性、知識および移住労働者のコミュニティおよびその関係者との協働の経験は、COVID-19 およびそれに関連する措置が移住労働者に与える真の影響を明らかにする上で有益であった。

本研究は脚注参照スタイルを採用している。現地研究者は、現地語の情報源からも情報とデータを提供し、本研究では参考文献として使用している。専門用語および法律用語の英訳は、現地研究者からの文書および彼らとの協議によるものである。略語一覧と脚注は、本書で論じられている様々な受入国で時として異なる可能性のある用語や略語の使用を読者がよりよく理解するのに役立つだろう。本書で言及されている価格をより理解しやすくするために、すべての章において米ドルへの換算レートは、2020年7月のレートを使用している。

本研究は、COVID-19 パンデミックの流動的な状況において、各受入国での移住労働者の経験に焦点を当てることを目的としている。一部の受入国では、パンデミックの際、移住労働者に関する重要な議論が行われている一方で、それは必ずしも移住労働者の権利に利益をもたらすものではないこともあり得る。

本研究が、東アジアと東南アジアの関係者に届き、COVID-19 の継続的な対応における建設的な対話と協力のための資料になると信じる。重要なことであるが、COVID-19 はおそらく世界で最後の伝染病やパンデミックであることはないため、本研究が将来的に移住労働者に優しい公衆衛生上の対応の創出に貢献することが期待される。公衆衛生上の危機にあっても、移住労働者の権利は尊重され、保護されるべきであり、ないがしろにされるべきではない。

Adeline Tinessi (アデライン・ティネシ)

第 1 章：序章

世界は COVID-19 の蔓延に適応し、それと闘うための前例のない時代に直面している。これまで以上に世界的な連帯と協力が必要とされる時代であるにもかかわらず、各国の指導者たちにはそのような連帯と協力はみられない。各国の国境がますます閉鎖される一方で、病気の蔓延は外国人のせいにされることが多く、移住者は本国や受入国から必要なケアや支援を受けることができず、あるいはアクセスが非常に限られた脆弱な状況に置かれている。

HRWG は、パンデミックの初期段階である 2020 年 4 月に、Serikat Buruh Migran Indonesia (SBMI) および Jaringan Buruh Migran (JBM) とともに、それぞれの受入国にいる 149 人のインドネシア移住労働者を対象としたスコーピング調査を実施した。その結果、香港とシンガポールから回答してくれた移住家事労働者の 95% が仕事量の増加を経験し、適切な賃上げがないまま搾取されていることがわかった。これは主に、受入国政府が実施した「在宅勤務」措置により、雇用者が自宅にいる時間が長くなっていることが原因であった。2020 年 5 月には、マレーシアで疾病管理の名目で行われた、特にクアラルンプール卸売市場周辺地域の非正規労働者を対象とした入国管理当局の立ち入り捜査の結果、外国人労働者が大量に逮捕された。これらは、COVID-19 に対してとられた緊急措置の移住労働者に対する影響の例である。

COVID-19 パンデミックの間、移住労働者は、ウイルスおよびパンデミックの社会経済的影響に対して不均衡に脆弱な立場に置かれている。移住労働者は、過密で不衛生な環境で生活し、働いており、より大きな感染のリスクに直面する。政府が提供するヘルスケアと個人用防護具 (PPE) へのアクセスは、多くの場合、自国民または長期滞在許可保持者に限られている。このことは、一時的、低賃金、および非正規滞在の移住者には、健康を守るためのヘルスケア、生活必需品、および情報へのアクセスが限られているか、あるいは全くないことを意味している。最終的には、彼らの健康に対する権利は充足されない。ロックダウン措置の経済的影響もまた、移住労働者に厳しい影響を与えている。移住労働者の多くは、職を解雇され、収入を失いながら、国の経済的支援措置や既存の社会福祉の対象となっていない。パンデミックを家宅捜索、収容および強制送還を増やす機会として利用する反移民政策も一部見られ、恐怖を感じる移住者は必要な支援にアクセスしたり、求めたりすることに一層消極的になっている。

移住者とその家族が直面する問題や課題は、それぞれの地域の状況に応じて異なるが、東アジアと東南アジアの地域の国々では、多くの類似点がある。このパンデミック時に移住労働者が直面している課題は、COVID-19 対策によるものだけでなく、彼らの権利を制限する既存の移民政策にも起因している。移住労働者が置かれている状況の改善を求めるためには、COVID-19 対策と長期にわたる移民政策がパンデミック時の移住労働者の権利に与える影響を理解することが重要である。同時に、これらの課題に対応し、危機に対処するた

めには、国家と非国家両方のアクターによって実施されたベスト・プラクティスから学ぶことも不可欠である。

労働移住、COVID-19 対策および地域のダイナミックス

アジア諸国から他のアジア諸国に移住する移住者が増加している。国際労働機関（ILO）によると、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域には 1,000 万人の労働移民がおり、そのうちの 50%近くが女性である¹。東南アジアから地域外に行く移住労働者にとって、人気のある目的地国は中東諸国から、人口の高齢化に伴う労働力不足により外国人労働者の需要が高まっている東アジア諸国へと移行している。また、かなりの数の移住労働者が東アジア諸国間で移動している。労働移動は、東アジアと東南アジア両方の経済において社会の重要な側面である。それは、送出国の経済に大きく貢献し、送出国への送金は国内総生産（GDP）で見ると、フィリピンの GDP の 10%、ベトナムの 7%、ミャンマーの 5%、カンボジアの 3%を占める²。移住労働者はまた、受入国の経済の不可欠な一部でもあり、建設、製造、漁業、農業、サービスおよび介護などの分野で重要な役割を果たしている。

COVID-19 パンデミックについて、ASEAN 地域の国々は、他の地域の国々と同様に、ロックダウン、隔離および国境閉鎖など、ウイルスの蔓延を防ぐことを目的とした措置を実施している。移住労働者に関連する対応は、一国内であっても、ビザの延長の促進から入国管理当局の摘発や収容まで様々である。地域全体で、企業やその他の組織の多くは、物理的な接触を制限するために、操業を停止するか、労働時間を短縮しなければならなかった³。ASEAN 諸国の移住労働者は、賃金補助、失業手当およびその他の社会的保護措置など、COVID-19 に対応する経済刺激措置や政策から一般的に排除されている。ILO は、2020 年 3 月から 4 月の間の ASEAN における移住労働者に対する COVID-19 の影響に関する迅速評価調査を実施し、それによると受入国で失業した移住労働者の 97%がいかなる社会保障にもアクセスしていなかった。収入と送金の喪失、および食料不安の増大などが、新たに浮き彫りになった課題であった⁴。

¹ International Labour Organization. 3 June 2020. Experiences of ASEAN migrant workers during COVID-19: Rights at work, migration and quarantine during pandemic, and re-migration plans. Available at https://www.ilo.org/asia/publications/issue-briefs/WCMS_746881/lang--en/index.htm#:~:text=In%202019%20there%20were%20an,COVID%2D19%20has%20impacted%20them (accessed 9 December 2020).

² World Bank Group. 2017. Migrating to Opportunity: Overcoming Barriers to Labor Mobility in Southeast Asia. Available at <https://www.worldbank.org/en/region/eap/publication/migrating-to-opportunity-overcoming-barriers-to-labor-mobility-in-southeast-asia> (accessed 9 December 2020).

³ ILO and UN Women. 2020. Policy Brief: COVID-19 and Women Migrant Workers in ASEAN. Available at <https://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2020/06/policy-brief-covid-19-and-women-migrant-workers-in-asean> (accessed 9 December 2020).

⁴ International Labour Organization. 3 June 2020. Experiences of ASEAN migrant workers during COVID-19: Rights at work, migration and quarantine during pandemic, and re-migration plans. Available at https://www.ilo.org/asia/publications/issue-briefs/WCMS_746881/lang--

パンデミックの初期段階で、ASEAN の各首脳は、2020 年 4 月 14 日に COVID-19 に関する ASEAN 特別サミットの宣言を採択した。ASEAN は、パンデミックを封じ込め、人々を保護するための公衆衛生における協力措置を強化することを約束した。ASEAN の域外パートナーとの協力に関して、各首脳は、「ASEAN+3 緊急米備蓄」(APTERR) の利用などの食料安全保障の確保、および特に食料、日用品、医薬品、医療および必要不可欠な物品に関する地域サプライチェーンのレジリエンスと持続可能性の強化に関心を抱いている⁵。

2020 年 5 月 14 日にオンラインで開催された ASEAN 労働大臣 (ALM) の特別会議において「2019 年コロナウイルス感染症の労働と雇用への影響への対応に関する共同声明」が採択された⁶。この地域の移住労働者について話し合うため毎年開催される、国、労働者および雇用者団体の三者などからなる「ASEAN 移住労働フォーラム」(AFML) が 2020 年 11 月 10 日と 12 日、ベトナムのハノイからオンラインにより、「結束した、迅速に対応する ASEAN コミュニティのためにパンデミック中の移住労働者を支援する」というタイトルで開催された。第 37 回 ASEAN サミットでは、危機に対応して、加盟国が、域内だけでなく、「ASEAN 包括的復興枠組み」(ACRF) を通してパートナーとの協力においても協同行動をとることに合意した。これは、地域の長期的なレジリエンスを強化することを最終的な目的として、COVID-19 による危機からの総合的な出口戦略とされる⁷。ASEAN はまた、「ASEAN 公衆衛生緊急事態および新興感染症センター」(ACPHEED) を設置する計画も正式に公表した⁸。

ASEAN の枠組みの下、東南アジア諸国は域内の移住を集団的に統治する努力をしてお

en/index.htm#:~:text=In%202019%20there%20were%20

an,COVID%2D19%20has%20impacted%20them (accessed 9 December 2020).

⁵ Special ASEAN Summit on Coronavirus Disease 2019 (COVID-19). 14 April 2020. Declaration of the Special ASEAN Summit on Coronavirus Disease 2019 (COVID-19). Available at <https://asean.org/storage/2020/04/FINAL-Declaration-of-the-Special-ASEAN-Summit-on-COVID-19.pdf> (accessed 9 December 2020).

⁶ ASEAN, 14 May 2020. Joint Statement of ASEAN Labour Ministers on Response to The Impact of Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) on Labour and Employment. Available at <https://asean.org/joint-statement-asean-labour-ministers-response-impact-coronavirus-disease-2019-covid-19-labour-employment/> (accessed 9 December 2020).

⁷ 具体的には、人道的事項の戦略について「労働者の福利を確保し、将来の労働を改善するために、ニュー・ノーマル（新しい日常）の労働政策を、社会対話を通すことも含め、強化する。パンデミックのジェンダー化された影響を考慮して、対応および復興過程全体を通してジェンダー平等の主流化も優先される。最後に、本文書によると、レジリエンスのある地域に向けてパンデミック後の復興過程において人権が保護されるべきである。」 ASEAN, 12 November 2020. ASEAN Comprehensive Recovery Framework. Available at https://asean.org/storage/2020/11/2-FINAL-ACRF_adopted-37th-ASEAN-Summit_12112020.pdf (accessed 10 December 2020).

⁸ ASEAN, 10 November 2020. ASEAN Strategic Framework for Public Health Emergencies. Available at https://asean.org/storage/2020/11/4-ASEAN-Strategic-Framework-on-PHE_Final.pdf (accessed 9 December 2020).

り、市民社会は国および地域レベルにおいて移住者とその家族の権利を集団的に擁護するために重要な役割を果たしてきた。にもかかわらず、そのようなコミットメントの実施のための政治的意志に課題が残る。

一方、東アジア諸国は、より強力な地域協力を構築するためにいくつかの困難なプロセスを経ている。三国間首脳会談の下で経済協力を追求しているにもかかわらず、中国、日本および韓国の間で、長年にわたる安全保障問題と歴史認識に関する外交上の緊張があった。これらの問題は、東アジア諸国間にある大戦時の未解決の紛争に根ざしている。さらに、国家安全保障法に見られるような、中国の香港に対する支配の強化と台湾への政治的影響力の高まりも、東アジアにおける地域協力の促進を困難にしている。COVID-19 に対処するために地域の対話と協力を行ってきた ASEAN とは異なり、中国、日本および韓国間の三国間首脳会談は、2020 年は開催されず、各国が国内で COVID-19 対策を優先するなか、2021 年まで延期された⁹。

東アジア地域が直面している課題であるにもかかわらず、中国、日本および韓国は、対話パートナーとして ASEAN に積極的に参加している。例えば、ACPHEED の構想は 2020 年 4 月に開催された「ASEAN + 3 コロナウイルス感染症特別サミット」(COVID-19) で議論され、日本政府の支援を受けて実行可能性調査が行われた¹⁰。この意味で、ASEAN には ASEAN + 3 の下で地域を超えて多国間協力の強化を促進する、あるいは ASEAN + 6 (+ 3、オーストラリア、ニュージーランド、インド) の下で経済協力の強化を促進する役割がある。

東アジア諸国は、ウイルスの初期段階の発生地であるにもかかわらず、以前の公衆衛生上の危機に対処してきた豊富な経験を活用してきた。他方、ASEAN は、国境を越えて発生する問題に集団的に対処することにおいて強い地域主義を示してきた。2 つの地域の強みを一つにして、国と非国家両方のアクターの協力を強化することは、地域を超えて人々に利益をもたらすことになるだろう。

公衆衛生と人権

緊急時には、緊急事態が正式に宣言されていなくても、国は公衆衛生を保護するために特定の人権を制限し得る例外的な措置をとることがある。これらの制限は、合法性、必要性および比例性の要件を満たさなければならず、差別をしてはならない¹¹。COVID-19 の発生な

⁹ Nikkei Staff Writers. 3 December 2020. Japan, China and South Korea to delay trilateral summit to 2021. Available at <https://asia.nikkei.com/Politics/International-relations/Japan-China-and-South-Korea-to-delay-trilateral-summit-to-2021> (accessed 9 December 2020).

¹⁰ Japan-ASEAN Cooperation. 31 August 2020. A Feasibility Study on the Establishment of “ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases,” Available at https://jaif.asean.org/project_brief/a-feasibility-study-on-the-establishment-of-asean-centre-for-public-health-emergencies-and-emerging-diseases/ (accessed 9 December 2020).

¹¹ OHCHR. 27 April 2020. Emergency Measures and Covid-19 Guidance, the Office of High Commissioner (OHCHR). Available at <https://www.ohchr.org/Documents/Events/>

どの公衆衛生上の危機に対する緊急宣言は、特定の個人または集団を標的とするために使われてはならない。とられる措置は、人種、皮膚の色、性別、性的指向および性自認、障害、言語、宗教、政治的またはその他の信念および意見などの理由による差別を伴うものであってはならない¹²。

意図しない人権侵害を防ぐためには、人権の相互依存性と不可分性が守られなければならない。政府はある権利が他の権利よりも重要であるという考え方を避けなければならない。一般社会の注目が健康への権利に集中する傾向があるとき、他の市民のおよび政治的権利、社会的および文化的権利を同じように強く保護および促進する必要があることを想起することが重要である¹³。

2020年5月に公表された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のCOVID-19ガイダンスは、次のように述べる。

「...緊急時の権限は正当な公衆衛生上の目標のために使用されなければならない、異議を封じ、人権擁護者またはジャーナリストの活動を沈黙させ、その他の人権を否定し、または保健状況に対応するために厳格に必要とされるもの以外の他のいずれかの措置をとる根拠として用いられてはならない...
...一部の権利はたとえ緊急事態であっても制限することができず(逸脱禁止)、これにはとくにノン・ルフールマンの原則、集団的追放の禁止、拷問および不当な取扱いの禁止、思想、良心および宗教の自由に対する権利が含まれる...¹⁴」

OHCHRのガイダンスに照らすと、移住労働者の受入国でとられたCOVID-19対策には、疾病管理の名の下に特定の人々の集団のいくつかの人権を侵害したものもあった。たとえば、ウイルスキャリアとして汚名を着せられた非正規移住者や庇護希望者を取り締まり、有害な状態で恣意的に収容したり、必要なヘルスケアやその他のサービスの基準として在留資格を用いたりすることは、健康への権利を含む人権の侵害である。

COVID-19パンデミックの文脈で明らかになった移住と健康の間の相互依存性は、「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」などの移住者の権利を保護する国際的なコミットメントの実現を超えた行動のための余地をつくりだす。この「移住グローバル・コンパクト」の採択時には、東アジアと東南アジアのほとんどの国が賛成した一方、シンガポールは棄権した。一つの例が、2つの政策分野間の制度的相互関係である。「グローバル・コンパクト」を含むいかなる国際的な人権に関する協力の行動計画の実施や、移住の

EmergencyMeasures_COVID19.pdf (accessed 9 December 2020).

¹² 同上。

¹³ Helen Quane.2012. “A Further Dimension to the Interdependence and Indivisibility of Human Rights?: Recent Developments Concerning the Rights of Indigenous Peoples,” Harvard Human Rights Journal Vol. 25, pg. 1.

¹⁴ OHCHR, 27 April 2020. Emergency Measures and Covid-19 Guidance, the Office of High Commissioner (OHCHR). Available at https://www.ohchr.org/Documents/Events/EmergencyMeasures_COVID19.pdf (accessed 9 December 2020).

問題について決定する国際機関に対して、保健専門家は関与を拡大するべきである。逆に、パンデミックの管理への移住専門家の関与についても同様である¹⁵。

この研究について

この共同研究では、東アジアおよび東南アジアの主要な受入国、つまり香港、日本、マレーシア、シンガポール、韓国、台湾およびタイにおける移住労働者の状況に目を向けた。市民社会または移住者支援組織の実務家、およびコミュニティが直面する課題に取り組み、移住労働者と直接関わるコミュニティに根ざした研究者が参加するこの研究は、1) COVID-19 対策および既存の移民政策がパンデミックの際、移住労働者の権利に及ぼす影響の評価、2) 脆弱性が移住労働者の生活経験にどのようにあらわれるのかに関する検討、3) 国家および非国家アクターが、移住労働者が直面する課題にどのように対処しているかの研究を目的とする。この研究はまた、影響を受ける人々の声を拡大し、国および地域レベルにおける多様な関係者にそれらを届けることを目的としている。これは、東アジアと東南アジアの市民社会アクターが、増加をたどる越境移動する労働者の直面する問題に対して協力する取り組みの一部である。

COVID-19 に対応して実施された一部の政策、規制や措置、およびそれらが移住労働者の権利に与える影響を調べることにより、この研究は次のようないくつかの質問に答えようとしている。受入国の政府によってとられた主な COVID-19 対策は何か、そしてそれらは移住労働者にどのように適用されたのか、または適用されなかったか。それらはどのような影響があったのか、COVID-19 の発生前にあった移民政策は受入国の公衆衛生上の危機の間の移住労働者の経験にどのように影響したのか。移住労働者を直接対象とする特定の COVID-19 対策とは何か。それは、どのように対象とするのか、健康や労働の権利を含む移住労働者の権利に対するこれらの措置の影響は何か、移住労働者が直面する課題に対処する上で、国および非国家アクターによるグッド・プラクティスはあるのか。また、COVID-19 発生の際、政府が提供する不可欠のサービスと支援の基準は何か、である。

パンデミックにおける最も脆弱な集団の一つとしての移住労働者の生の経験を取り上げることが、本研究の特徴である。そうすることにより、統計を強調しすぎるパンデミックに関する公の言説とのギャップを埋めようと試みる。本研究は、比較調査ではなく、各受入国で重要な問題をよりよく理解し、異なる文脈を理解することに焦点を当てている。この研究では、現地研究者の現場の知識を得ることができ、英語では入手できない現地の情報源からの情報とデータを使用し、それらを分析に含めることができた。これは、地域を横断して状況を検討する集団的な学びの実践例である。

¹⁵ Steffen Angenendt, Nadine Biehler, Anne Koch and Maike Voss. September 2020. The Global Compact for Migration and Public Health in the Context of the Covid-19 Pandemic. Available at <https://www.swp-berlin.org/fileadmin/contents/products/comments/2020C44GlobalCompactCovid.pdf> (accessed 11 December 2020).

調査プロセスと本レポート

本研究には、研究コーディネーター、本報告の編者も務めたデスク・リサーチャーおよび7つの受入国からの8人の現地研究者が参加した。すべての現地研究者は、非政府組織(NGO)の実務家、移住者支援組織の専門家、またはコミュニティに根ざした研究者として移住労働者と緊密に協力している。2020年6月に、ほとんどが英語で入手できるメディア、政府、国際組織およびNGOからの報告を通して、対象となる受入国におけるCOVID-19の状況の概要を把握するためにデスク・リサーチが行われた。すべての研究者による最初のフォーカスグループ会議は、2020年7月初旬に行われ、デスク・リサーチとのギャップ、および各受入国での重要な出来事および地域を横断する共通の問題と課題を特定した。現地調査は2つの方法で実施された。1) 移住労働者への影響に焦点を当て、関連するCOVID-19対策の評価、2) 労働の分野やビザの種類などの分類を使い、移住労働者の特定の集団の状況を綿密に調査し、既存の移民政策やそれらの集団のその他の条件がCOVID-19拡大の中、彼らの権利にどのように影響したかの分析である。現地調査は、主に2020年7月から8月で、一部は2020年7月から9月に実施された。2回目のフォーカスグループ会議は2020年8月に開催され、研究者は調査結果を共有および分析し、考えられる勧告案について議論した。韓国については予測できなかった事情により、2020年9月から11月にかけて現地調査が行われたため、本報告の内容は、これらの期間に収集された情報とデータに基づいている。

本研究の結果が示唆するのは、国と非国家アクターの両方によるCOVID-19の対応には抑圧的なものからより包摂的な政策、規制および措置に至るまで幅広い範囲に及んでいることである。本研究ではまた、移住労働者、市民社会、企業などの非国家アクターのいくつかのグッド・プラクティスと、課題に対処するためのレジリエンスも確認した。

現在の高度な不確実性にもかかわらず、本研究は定性研究を通して、知識基盤を発展させ、拡大した。研究に携わったチームはまた、調査結果をまとめ、人権に基づくアプローチを使った公衆衛生上の危機の際に移住労働者の権利を保護するためのガイドライン案をまとめた。ガイドライン案は、一般原則と、ヘルスケア、製品およびサービスに対する権利、情報への権利、ディーセント・ワークと社会的保護への権利、安全で公正な移住手続きに対する権利、人身取引から保護される権利、遠隔地、個人宅、および「到達するのが困難な」職場で働く労働者の権利、安全な生活環境への権利の7つの特定の権利の分野、そして最後に市民社会の役割と国際および地域間協力を含む。それらは本研究の成果に基づいているが、全ての受入国のさまざまなレベルでのアドボカシー活動に採用され、使用され得るよう十分な幅を持って作成された。

本報告の主要部分は、アルファベット順に並ぶ、本共同研究の対象の各受入国に関する7つの章で構成され、COVID-19対策の評価と、移住労働者の証言や物語など、移住労働者への影響を含んでいる。結論の章では、移住労働者の脆弱性と彼らを取り巻く構造的問題を概念化し、この集団的取り組みの成果としてガイドラインを提案することを試みる。

この過程で、本研究のいくつかの制限が特定された。まず、本研究では、各受入国でとられた対策の側面をいくつか選択して取り上げている。移住労働者の間に存在するさらなる

脆弱性と周縁化に対応するため、近い将来、ジェンダー、性的指向、年齢、障害、人種と民族性、宗教的および政治的信念などにわたるより深い交差的分析が必要になるだろう。多様な関係者やアクターの範囲を拡大するために、大使館、国際的な資金提供者や組織などの他の関係者の役割をさらに検討する必要がある。送出国の状況も検討すべき非常に重要な分野であり、受入国において移住労働者に直接影響を及ぼす。たとえば、今後移住労働者となる人々、送還された人々、送金に依存している家族や扶養家族の状況は取り上げられなければならない。最後に、パンデミックがまだ続いているため、送出国と受入国のアクター間の継続的な関与を通して、COVID-19 とその対策の進捗状況と移住労働者の権利に対する長期的な影響をさらに監視する必要がある。

参加と協力の強化

世界的なパンデミックは、何らかの形で社会の隅々に大きな課題と悪影響を引き起こし、「未知の」公衆衛生上の危機に対処するために政府に抜本的な対策を講じることを強いた。COVID-19 の対策が移住労働者に与える影響を示すことにより、本研究は、公衆衛生上の危機に対処する上で、関係者、この場合は移住労働者の参加の重要性を強調している。移住労働者は、権利が既存の政策により制限され、規制されていながら、COVID-19 の発生時に脆弱性が悪化した集団のひとつである。

公衆衛生上の危機は社会全体の危機であり、人権規範および原則を守ることが急務である。すべての人が安全になるまで、誰も安全ではない。地域を横断する共同作業を通して、本研究は、国と非国家のアクターの両方が、COVID-19 のさらなる拡大を予防し、影響を受けた人々の生計を改善し、人権をよりよく保護するために多国間協力をさらに強化することを促している。

第2章：香港

COVID-19に関する公式数字

最初の症例が記録された日：2020年1月22日

陽性者数：6,315

死者数：109

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

香港における移住労働者

2019年にILOがまとめたデータによると、香港は103,044人の外国人専門職、補充労工計画(SLS)の下に10,908人の外国人労働者、および361,004人の外国人家事労働者(FDH)（そのうち355,461人は女性であり、主にフィリピンとインドネシア出身である）を域内に受け入れている¹⁶。これら統計に見られるように、香港における移住労働者の大半は家事労働者である。

1970年代、香港への初期の移住労働者は主にフィリピン出身であった。フィリピンのマルコス大統領は、香港の急速な経済成長に合わせて労働者の移住を奨励した。1990年代にはインドネシアからの移住者が増え始めた¹⁷。政府が十分な公共のケア・サービスを提供するための資源を投入することに消極的な一方で、都市部の女性が労働力として参加するようになると、多くの移住家事労働者や介護労働者が香港で仕事をできるようになった。

多くの住み込みの移住家事労働者や移住介護労働者は、一般的に斡旋業者や雇用者からの厳しい搾取に直面している。雇用者と同居し、労働時間の規制がないなか、移住家事労働者の許容最低賃金は月4,630香港ドル(597米ドル)に過ぎず、法定最低賃金である時給37.5香港ドル(5米ドル)の対象からは除外されている。居住型介護施設で働く移住介護労働者は法定最低賃金によって保護されているが、彼らの給料も雇用者によっても簡単に不当に差し引かれる。どちらの集団も、宿泊施設の劣悪な状況および斡旋業者による過大な手数料の請求などの問題に直面している。

COVID-19 対策

香港でのCOVID-19の最初の症例は2020年1月22日に記録された。政府は2020年1

¹⁶ International Labour Organization. No Date. Migration for Employment Convention (Revised), 1949 (No. 97) - China - Hong Kong Special Administrative Region (Ratification: 1997). Available at https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEX-PUB:13101:0::NO::P13101_COMMENT_ID:2698907 (accessed on 6 November 2020).

¹⁷ Ian Cheung. 2017. Who Is Responsible for Hong Kong's Invisible Migrant Workers?. New Perspectives in Foreign Policy. Issue 13 (Summer 2017). Center for Strategic & International Studies. Available at <https://www.csis.org/npfp/who-responsible-hong-kongs-invisible-migrant-workers> (accessed on 6 November 2020).

月 29 日から、緊急および不可欠の公共サービスを提供する部署の職員を除く政府職員を対象とした「在宅勤務政策」を導入した¹⁸。この政策は 2020 年 5 月まで断続的に延長された¹⁹。政府はまた、民間部門の雇用者にも可能であれば同様の対策をとるよう訴えた。香港政府は、ウイルスの拡散を防ぐため、2020 年 1 月末からすべての学校を閉鎖し、オンライン授業に切り替えることを発表した²⁰。2020 年 5 月末から学校は漸進的に半日授業を再開し始めた。2020 年 7 月中旬に COVID-19 の大規模な感染の波が香港を襲い、政府は再び住民に可能な限り自宅で仕事をするよう呼びかけ、さらなる感染拡大を防ぐためにいくつかの追加措置を実施した²¹。

・個人用防護具（PPE）の不足と配布

2020 年 1 月末から 2 月上旬にかけて、マスクや手指消毒液などの個人用防護具の深刻な不足があり、マスクは適正価格で入手できなかった。個人用防護具の価格が上昇したため、低賃金の移住労働者の多くにとっては手の届かないものになってしまった。高齢者や障害者のための民営の居住型介護施設で働く移住介護労働者が、3～4 時間ごとにマスクを変えることが推奨されているにもかかわらず、12 時間以上同じ使い捨てのマスクを使用しなければならない事例や、外科用マスクほど効果がない手作りの布製マスクを使用しなければならない事例があることを、現地研究者は指摘している。NGO の中には、海外や国内からマスクの寄付を受け、移住家事労働者や庇護希望者などに配布しているところもある²²。

マスクの深刻な不足に対処するために、香港政府は、エジプト、トルコ、メキシコなど 30 カ国・地域の約 600 の供給者を含む、さまざまな経路を通じてマスクを調達する多方向のアプローチをとった²³。2020 年 3 月 18 日、ソフィア・チャン食品・衛生局長は、政府が注

¹⁸ Hong Kong's Information Services Department. 2020. *Gov'T Staff To Work From Home*. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/01/20200128/20200128_114401_545.html (Accessed 28 November 2020).

¹⁹ Info.gov.hk. 2020. *Special Work Arrangement For Government Employees*. Available at: <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/19/P2020071900482.htm?fontSize=1> (Accessed 28 November 2020).

²⁰ Info.gov.hk. 2020. *EDB Announces Class Resumption On 2 March The Earliest*. Available at: <https://www.info.gov.hk/gia/general/202001/31/P2020013100693.htm?fontSize=1> (Accessed 28 November 2020).

²¹ News.gov.hk. 19 July 2020. *Govt work arrangement announced*. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/07/20200719/20200719_172804_522.html (accessed on 30 October 2020)

²² Bethune House Facebook に事例が掲載されている <https://www.facebook.com/BethuneHouse/posts/2409768742457739> (accessed on 9 December 2020).

Justice Centre Hong Kong Facebook にも同じく掲載されている <https://www.facebook.com/JusticeCentreHongKong/posts/2839129152872842> (accessed on 9 December 2020).

²³ News.gov.hk. 18 March 2020. *10 million masks delivered*. Available at <https://www.>

文した 1,000 万枚以上のマスクが香港に到着したと発表した。同日に発表された政府のニュースは、社会福祉局から認可を受けた高齢者や障害者向けの居住型介護施設のスタッフをはじめ、契約に基づき、あるいは自己資金の民間居住サービスに就くスタッフに 100 万枚のマスクが提供されていると報道した。政府はまた、最前線の清掃労働者の切迫する需要に応えるために供給するため矯正局 (CSD) によって製造された追加の 70 万枚のマスクを確保することになっていた²⁴。この個人用防護具の配布は、移住者も含む、最前線の労働者に一時的な恩恵をもたらしたが、一部の居住型介護施設は、1 週間の利用分しか配布されてないと苦情を述べた²⁵。

2020 年 3 月の「アジア移住調整機関」(AMCB) の調査によると、移住家事労働者の 11 ~14% が雇用者からマスクや消毒剤を受け取っていなかった²⁶。マスクを提供された労働者 10 人のうち、仕事のために 1 日 2 枚以上のマスクを提供されたのは 4 人だけであった。同調査はまた、外国人家事労働者が世帯内での個人用防護具の共有にあたり、格差を感じると言い、4 分の 1 の人が世帯内の家族に比べてマスクの数が少ないと感じているとした。マスクを提供されなかった人の 78% は、家族のメンバーは自分用のマスクを持っていると述べた。手指消毒剤についても同様の数字であった²⁷。

2020 年 5 月の初めに、政府は、身分証を使用したオンライン登録に基づいて、銅繊維を含む再利用可能な無料のマスクをすべての香港市民に配布すると発表した²⁸。移住労働者は、自分でオンライン登録をすることができれば、これらの配布の恩恵を受けることができるが、有効な身分証のない非正規移住者は、この配布から除外された。配布されたマスクは、最大 60 回洗濯して再利用できるが²⁹、これでは毎日のマスク着用のニーズを満たすには不十分である。この取り組みの後、政府は 2020 年 6 月末に、香港内で生産された 3,000 万枚

news.gov.hk/eng/2020/03/20200318/20200318_175745_224.html (accessed on 28 October 2020).

²⁴ 同上。

²⁵ Appledaily.com. 3 March 2020. 【武漢肺炎】津助院舎員工獲發最多 1.6 萬元抗疫津貼 ([Wuhan Pneumonia] Employees of subsidized hospitals receive up to 16,000 yuan anti- epidemic allowance). Available at <https://hk.appledaily.com/local/20200303/WFMXKIYXS4ZPGOJZ34P6XU2GOI/> (accessed on 29 November 2020).

²⁶ R. Wong. 17 March 2020. Coronavirus: Hong Kong Migrant Domestic Workers 'Vulnerable' During Outbreak - NGO | Hong Kong Free Press HKFP. Hong Kong Free Press HKFP. Available at: <https://hongkongfp.com/2020/03/17/coronavirus-hong-kong-migrant-domestic-workers-vulnerable-outbreak-ngo/?fbclid=IwAR2CIGKido7WUrpwnBBV8-2ZxitQ6EdvNmp6HU9Y0j-4jTubfGgrC40xnIE> (Accessed 25 June 2020).

²⁷ J. Yumul. 17 March 2020. Domestic Workers Unprotected In Fight Vs COVID-19: HK Study. ABS-CBN News. Available at: <https://news.abs-cbn.com/spotlight/03/17/20/domestic-workers-unprotected-in-fight-vs-covid-19-hk-study?fbclid=IwAR0SvVu8JYf1E-HCfjKbKbQsxJloaQOUpmXRHZRT0N9TCSiCSiVkoSo1ElNc> (Accessed 25 June 2020).

²⁸ The Government of Hong Kong. 5 May 2020. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202005/05/P2020050500692.htm> (accessed on 30 October 2020)

²⁹ 同上。

のマスクをすべての居住場所に再び送付した。10枚1パックが香港の各世帯の住所に直接郵送され、今回は前もって登録することは必要なかった³⁰。登録の必要がなく、原則として、非正規移住者も恩恵を受けていた。しかし、これらのマスクを住み込みの移住労働者に提供するかどうかは雇用者次第であった。

・渡航者の強制隔離と検査

2020年2月3日、香港をコロナウイルスから保護するために中国本土との国境を閉鎖するよう政府に要求して、2,400人を超える香港の公立病院の労働者がストライキを行った³¹。香港政府は国境を閉鎖する代わりに、2020年2月8日以降、中国本土から香港に入る人は、保健局による14日間の隔離命令に従わなければならないと発表した³²。この発表は、多くの香港市民と住民が中国本土の親戚を訪ねていた旧正月直後に行われ、中国本土からの移住労働者も自宅で14日間の隔離命令に従わなければならなかった。個人の家庭で住み込みとして雇用されている移住労働者のなかには、中国本土から戻った後の隔離中の雇用者に密接して長時間働かなければならなかった。中国本土から来た、または戻って、雇用者が提供する宿泊施設に住む移住労働者は、他の移住労働者との過密な居住空間で隔離を強いられ、相互感染のリスクが拡大した。また、多くの移住労働者が強制隔離中に年次有給休暇や無給休暇の利用を余儀なくされたことも多く報告されている³³。現地研究者はまた、居住型介護施設の移住介護労働者から、隔離中の同僚の代わりに余分の時間を働くよう指示されたが、その分について支払われていないと聞いている。

コロナウイルスの発生の中心が世界の他の地域に移るなか、香港政府は「外国から香港に到着した人の強制隔離規則」を2020年3月18日に官報に掲載した(Cap.599E)。それは、「中国外のすべての場所から到着するすべての人に強制的な隔離命令を課すことにより、

³⁰ The Government of Hong Kong. 25 June 2020. Government to begin distributing 30 million locally-produced masks to the public free-of-charge starting next Tuesday (with photos). available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202006/25/P2020062500449.htm> (accessed on 30 October 2020).

³¹ Chris Lau. 3 February 2020. Hong Kong hospital strike kicks off as top doctor backs mainland China border closure calls amid coronavirus fears. South China Morning Post. available at <https://www.scmp.com/news/hong-kong/politics/article/3048705/hong-kong-hospital-strike-kicks-top-doctor-backs-mainland> (accessed on 28 October 2020)

³² The Government of Hong Kong. 7 February 2020. Press Release - People entering Hong Kong from Mainland should comply with compulsory quarantine. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202002/07/P2020020700775.htm?fontSize=1> (accessed on 28 October 2020).

³³ Zoe Low. 28 June 2020. Coronavirus: dozens of domestic workers in Hong Kong fired by bosses who assume they have Covid-19, unions say. South China Morning Post. Available at <https://www.scmp.com/news/hong-kong/society/article/3090919/coronavirus-dozens-domestic-workers-hong-kong-fired-bosses> (accessed on 6 November 2020).

COVID-19 の世界的な発生と闘うための断固たる厳格な措置を導入」というものだ³⁴。特に新たに到着した移住労働者は、新しい命令を知らなかったため、また隔離を処理するための集中的なシステムがなかったため、多くの移住労働者が影響を受けた。雇用者が自主隔離のための宿泊施設を手配する余裕がなかった、または単に手配しなかったため移住家事労働者は、雇用者の家で自主隔離することになり、政策の効果がなくなることになった。2020年6月21日、政府は、雇用者が移住家事労働者の14日間の隔離のために適切な宿泊施設（ホテルの部屋）を用意し、入国管理局に予約書類を提出しなければならないと発表した。また、雇用者が宿泊費を負担し、労働者に食料手当を支給することを要請した³⁵。しかし、AMCBは現地研究者によるインタビューのなかで、隔離のためにホテルの部屋に滞在していた300人以上の移住労働者に食料の配達と援助を提供したと述べた。ある事例では、雇用者は新しく到着した移住労働者に14日間の隔離のためにインスタントラーメン14個しか提供していなかった。

2020年7月18日、香港政府は、香港に到着の14日前に特定の地域（バングラデシュ、インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、南アフリカ）に滞在した渡航者は、COVID-19のPCR検査の検査結果が陰性であるとの証明書を提出しなければならないと発表した。その際の検体は、搭乗航空機の出発予定時刻の72時間前以内に旅行者から採取していなければならなかった。政府発表はまた、雇用者が移住労働者の検査の費用を負担すると述べていた³⁶。しかし、現地研究者は、斡旋業者が移住労働者に要件を満たすための検査料金を請求した事例がかなりあったと知らされた。

・集会の禁止

疾病の予防と管理に関する規制（集団による集会の禁止）は、2020年3月29日の真夜中に開始され、3か月間施行された。規則により、食品・保健局長は2020年3月28日に官報で公共の場所での4人を越える集会を禁止する通知を発行し、これは翌日から14日間施行された³⁷。輸送またはその関連の目的のため、政府の機能の遂行、仕事の目的のため、

³⁴ The Government of Hong Kong. 18 March 2020. Press Release - Compulsory Quarantine of Persons Arriving at Hong Kong from Foreign Places Regulation gazetted. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202003/18/P2020031800758.htm> (accessed on 28 October 2020).

³⁵ The Immigration Department (Hong Kong). 21 June 2020. Employers need to sign an undertaking when applying for a visa for foreign domestic helpers. Available at <https://www.immd.gov.hk/eng/press/press-releases/20200721.html> (accessed on 3 November).

³⁶ The Government of Hong Kong. 28 July 2020. Press Release - Specifications under the Prevention and Control of Disease (Regulation of Cross-boundary Conveyances and Travellers) Regulation gazetted. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/18/P2020071800038.htm?fontSize=1> (accessed on 30 October 2020).

³⁷ News.gov.hk. 28 March 2020. Group gathering ban gazetted. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/03/20200328/20200328_110413_745.html (accessed on 30 October 2020).

および同世帯に住む人々の集まりを含む 12 種類の集団による集会は免除された。禁止される集団の集会に参加またはそれを組織すること、およびその集会の場所を所有、管理、運営するいかなる人も、罪を犯したと見なされる。違反者には、最高 25,000 香港ドル (3,225 米ドル) の罰金と 6 か月の拘禁刑が科せられる。2,000 香港ドル (258 米ドル) の定額の罰金を支払うことにより、禁止される集会に参加した人の責任は免除される³⁸。この規制は、政府が最大 8 人までの集会を認めるよう措置を緩和した 2020 年 5 月初旬まで施行された³⁹。2020 年 6 月中旬には、集会の人数は 50 人まで拡大されたが⁴⁰、規制はすぐに再強化され、集会の人数は 2020 年 7 月 15 日には 4 人以下⁴¹、2020 年 7 月 29 日には 2 人以下に制限された⁴²。

多くの移住労働者、特に家事労働者は、休日に定期的に公共の場所に集まるため、集会禁止は彼らの活動に影響を及ぼした。通常は職場で孤立しているため、同じ移住労働者と出会い、交流し、友達を作り、情報交換し、組織化する唯一の機会である。現地研究者の観察によると、集会禁止が実施されて以来、警察は移住労働者がよく集まる場所を頻繁に訪れ、4 人を越えて集まらないように警告していた。移住労働者が禁止違反の罪で起訴され、月給のほぼ半分である 2,000 香港ドル (258 米ドル) の罰金を支払わなければならない事例も何件かあった⁴³。現地研究者はまた調査中に、何人かの警察官が、集まっている移住労働者の身分証を確認し、許可なく記録のために写真を撮ったりしていることを目撃した。

アイダ (仮名) はインドネシアからの移住労働者であり、休日を通常ビクトリア公園で過ごす。彼女は現地研究者に、2020 年 8 月 9 日に、警官が少なくとも 6 回も公園に来て、移住労働者がソーシャル・ディスタンスを遵守し、マスクを着用しているかどうかを確認したと語った。警官が夕方の 7 時頃に再びやってきて、移住労働者のグルー

³⁸ 同上。

³⁹ News.gov.hk. 5 May 2020. CE explains the relaxation of measures. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/05/20200505/20200505_171110_984.html (accessed on 30 October 2020).

⁴⁰ Bloomberg. 16 June 2020. Hong Kong Will Allow Public Gatherings of Up to 50 People. Available at <https://www.bloomberg.com/news/articles/2020-06-16/hong-kong-will-detail-relaxed-social-distancing-rules-tuesday> (accessed on 30 October 2020).

⁴¹ The Government of Hong Kong. 13 July 2020. Press release - Government further tightens social distancing measures. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/14/P2020071400010.htm> (accessed on 30 October 2020).

⁴² The Government of Hong Kong. 27 July 2020. Press Release - Government further tightens social distancing measures. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/27/P2020072700650.htm?fontSize=1> (accessed on 30 October 2020).

⁴³ Hong Kong Free Press. 10 August 2020. Covid-19: Hong Kong police issue domestic workers with HK\$2k gathering ban penalties. Available at: <https://hongkongfp.com/2020/08/10/covid-19-hong-kong-police-issue-domestic-workers-with-hk2k-gathering-ban-penalties/> (accessed on 23 November 2020).

プを懐中電灯で照らした。彼女は、警察が移住家事労働者に対して差別的であり、同じく公園にいる地元住民に対しては同様のことをしていないと感じた。

現地研究者のノート

現地研究者はまた、移住労働者が集会禁止に違反しているという住民からの苦情がソーシャルメディア上で流れていることを確認した。主流メディアもまた、移住労働者が禁止にもかかわらず依然として大きなグループで集まっているとする報道を発表し、移住労働者をウイルスの保持者である可能性があるように描写し、ほのめかしていた⁴⁴。

「家の中では、ウイルスではなく雇用者を恐れています。休日は、ウイルスではなく警察が怖いです」

「COVID-19 以前のように通常の活動を行うことができないので、精神状態は穏やかではない」

「休暇中に外に座って、雇用者の家にバクテリアを持ち込んだと非難される汚い家事労働者だとみなされないように、まともな場所がほしい」

現地調査の際集められた移住労働者の発言

集会の禁止はまた、移住労働者が組織化して抗議する権利の行使を制限するものである。移住家事労働者の組織は、休日に家事労働者の権利、意識、および組織化を促進するための活動を行うことが多い。禁止により、移住労働者の情報へのアクセスにも影響を及ぼしたが、これについては、後に詳しく論じる。集会の禁止に伴い、組織はそれらの活動を提供する方法を変更しなければならなかった。

・経済的影響と支援制度

2020年7月14日、政府は翌日からレストラン内での食事を午後10時から午前5時まで禁止すると発表した⁴⁵。2週間後、この禁止は終日に延長されたが⁴⁶、人々や企業からの大きな批判を受け、2日後にこの規制が取り消された。2020年7月30日、政府はレストラン

⁴⁴ 一例として次の報告があげられる。Topick.hkt.com. 3 August 2020. 【外傭聚會】無視疫情聚集外傭坐滿美孚橋底 警方指會巡查及提醒遵守限聚令 ([Foreign maid gathering] Ignoring the epidemic, foreign maid sat and filled the space under the flyover in Mei Foo Police said they had patrolled and reminded to follow the gathering ban). Available at <https://topick.hket.com/article/2713209/> (accessed on 29 November).

⁴⁵ The Government of Hong Kong. 14 July 2020. Press Release - Government further tightens social distancing measures. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/14/P2020071400010.htm?fontSize=1> (accessed on 30 October 2020).

⁴⁶ The Government of Hong Kong. 27 July 2020. Press Release - Government further tightens social distancing measures. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202007/27/P2020072700650.htm?fontSize=1> (accessed on 30 October 2020).

が午前 5 時から午後 5 時の間、店内での食事サービスを提供することを、食事用の施設の収容人数を標準の座席配置の 50%未満にして、一つのテーブルにつき 2 人以下という制限で許可した⁴⁷。これらの禁止事項は多く飲食分野に影響を及ぼしたが、通常は非正規であるこの部門の移住労働者も収入減や失職の影響を受けた。影響を受けるのは飲食分野だけではない。パンデミックが雇用者に与える悪影響は、多くの部門の労働者への連鎖を意味した。加えて、前述のように、香港に新たに到着したり、休暇から戻った移住労働者の多くは、強制隔離により仕事が中断し、無給休暇を余儀なくされた人もいる。COVID-19 の経済的影響が悪化しているにもかかわらず、移住労働者は政府の支援制度から除外されている。

2020 年 6 月 8 日、政府は、2021 年 3 月 31 日以前に 18 歳以上のすべての香港永住者が登録に基づいて 10,000 香港ドル (1,290 米ドル) を支給され、支給は 2020 年 6 月 21 日に開始されると発表した⁴⁸。これに続き、2020 年 8 月 2 日、労働福祉局長はブログを通じて、新しく到着した低所得の非永住者のために追加の 10,000 香港ドル (1,290 米ドル) の現金支給制度を開始すると発表した⁴⁹。コミュニティ・ケア基金が、「低所得家庭からの新規到着者に対する 1 回限りの手当」のプログラムとして支給し、2020 年 9 月 27 日から 12 月 31 日まで段階的に申請できることとした。18 歳以上で 2021 年 3 月 31 日現在、香港に在住するために低所得家庭から来て 7 年未満の人は、申請することができると基金は定めている。このプログラムは、補充勞工計画 (SLS)、ワーキングホリデー制度の下で来た人を含む一時的移住者、第二世代香港永住者制度または非地元卒業生のための移住協定の下で雇用されている人、訓練または研究のために香港に入国した人、外国人家事労働者、および (拘禁中を含む) 身柄を拘束されている人を除外する⁵⁰。移住労働者が直面する経済的制約が増大しているにもかかわらず、より脆弱な短期的移住労働者は現金支給制度からも除外され、政府からいかなる補助金も受けていない。AMCB を含む一部の移住者組織は、政府に移住労働者にも手当を支給することを提言し、要求してきた^{51 52}。

⁴⁷ News.gov.hk. 30 July 2020. Daytime dine-in services allowed. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/07/20200730/20200730_133234_942.html (accessed on 30 October 2020).

⁴⁸ News.gov.hk. 8 June 2020. Cash handout registration set. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/06/20200608/20200608_113959_076.html (accessed on 30 October 2020)

⁴⁹ Hong Kong's Information Services Department. 2020. Low-Income New Arrivals To Get \$10K. Available at https://www.news.gov.hk/eng/2020/09/20200921/20200921_15465_7_041.html (Accessed 28 November 2020).

⁵⁰ Community Care Fund. 2020. One-off Allowance for New Arrivals from Low-income Families, available at <https://www.communitycarefund.hk/en/nap.html> (accessed on 3 November 2020).

⁵¹ Grassroots Action. Media. 9 August 2020, STOP DEPICTING MIGRANT DOMESTIC WORKERS AS DISEASE-SPREADERS Provide necessary protection and assistance instead. Available at <https://grassmediation.wordpress.com/2020/08/09/> (accessed on 29 November 2020).

⁵² 一例として、8 月 10 日の Facebook の掲示: <https://www.facebook.com/photo?fbid=10218024133379462&set=gm.3147164335396154> (accessed on 29 November 2020).

「香港の住民に対して行われているように、(移住労働者に)現金の形で援助を提供すべきである。COVID-19の影響を受けているのは、香港の住民だけではないからである。(中略)移住労働者も、レイオフなどのCovid-19の影響を受けているインドネシアの家族のニーズにも対応しなければならないため、多くの負担に直面している」

「無料の健康診断、COVID (-19) 検査、および物的支援助が提供されるべきである。なぜなら、パンデミックの間、必需品の価格は高騰し、私たちは給料より高い必需品を買うためにお金を使わなければならないから。(中略) 私たちもケアされなければならない香港の一部である。法律に従って労働時間を定め、移住労働者を労働法の対象に含めるべきである」

現地調査で集められた移住労働者の発言 (政府に何を希望するかに関して)

・情報へのアクセス

コロナウイルス感染が香港で広がり始めてから約1か月後の2月下旬、政府は移住者コミュニティに手を差し出し、病気の発生と闘うAMCBのために協力する努力を訴えた。政府のプレスリリースは、憲法・メインランド問題局長が2020年2月27日に香港イスラム連合を訪問し、そのメンバーと会って香港の感染防止策を説明したと発表した⁵³。情報の普及を促進するために政府によって設立されたCOVID-19をテーマとするウェブサイト(www.coronavirus.gov.hk)が創設された。このウェブサイトには、インドネシア語、タガログ語、ヒンディー語、ネパール語、ウルドゥー語、タイ語、シンハラ語、ベンガル語およびベトナム語に翻訳された情報が含まれている。このウェブサイトは、関連する政府の部局からの最新のニュースを統合し、陽性の症例と死亡件数、政府が実施した対策、公衆衛生上の教育情報、およびその他のさまざまな実用的な情報など、COVID-19に関する最新情報を提供する。プレスリリースはまた、移住者が、関連する健康情報を入手するために「民族的マイノリティの住民の調和と向上のためのセンター」が提供する通訳サービスを利用できると述べている⁵⁴。

香港政府によるこれらの努力にもかかわらず、中国語と英語以外の言語の情報は最新のものではなく、そのため非中国系の移住労働者にとって情報にアクセスして香港の最新の状況を理解するのが困難である。労働局には外国人家事労働者に関する専用のウェブサイトがあり、部分的に12言語への翻訳が可能だが、翻訳される情報はすべて最新ではない⁵⁵。2020年8月現在、2020年4月以前に公開された情報しか翻訳されていない。

外国語に翻訳された政府からの情報は、通常、政府のウェブサイトにもみ掲示され、ソー

⁵³ The Government of Hong Kong. 27 February 2020. Press Release - SCMA explains to ethnic minorities measures to fight COVID-19 (with photos). Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202002/27/P2020022700525.htm?fontSize=1> (accessed on 28 October 2020).

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ Labour Department. No Date. Foreign Domestic Helpers. Available at <https://www.fdh.labour.gov.hk/en/home.html> (accessed on 28 October 2020).

ソーシャルメディアには掲示されない。多くの非中国系移住労働者は通常、情報をソーシャルメディアに頼っているため、翻訳された情報を提供するという政府の努力は、手を差し伸べるという点ではあまり効果的ではなかった。一部の移住労働者の自助組織や移住者にサービスを提供する現地の NGO は、ソーシャルメディアを通じて労働の権利や入国管理の規制に関する翻訳情報を提供しており、移住労働者はそのような情報に大きく依存している。

「SafeWaysHK⁵⁶」と呼ばれる移住労働者と民族的マイノリティに情報を提供することを目的とした Facebook ページは、7月中旬以降の COVID-19 に関する最新のニュースと情報を毎日提供している。同時に、現地研究者は、ソーシャルメディアを通して誤った情報、フェイク・ニュースや噂も移住者コミュニティの間で広まっていることを確認している。

通常、移住労働者が情報にアクセスする最も重要な方法の一つが、休日の公園での集会である。現地研究者は、移住者の自助組織と協力して COVID-19 や移住家事労働者に関する公衆衛生上の対策に関する情報リーフレットを配布している際に、移住労働者が休日の取り決めやビザの延長に関連する規制に関する情報を必死に求めていることに気付いた。彼女たちは、政府が移住労働者に向けて積極的に発信している情報の種類が、集会禁止などの公衆衛生上の対策に関するものばかりであることを確認した。移住労働者は、個人の衛生、ヘルスケア、労働の権利およびビザの延長手続きに関する情報を労働組合や移住者組織に頼らざるを得なかった。集会禁止が実施されたことで、移住労働者が頼りにしている情報を発信するための移住者組織やボランティアの活動の多くが中断されてしまった。

ある日曜日、九龍地区の公園で、移住家事労働者でもある移住者組織のボランティア・グループが、COVID-19 と労働の権利に関する情報リーフレットや移住労働者に相談サービスを提供したりするための小さな机を設置した。レジャー文化サービス局の職員が来て、公園内に無断で何かを展示することは許されないと主張し、机を片付けるように命じた。移住者ボランティアが労働局からの情報発信などを含む活動の目的を職員に説明したにもかかわらず、職員は移住者ボランティアに対して失礼に振る舞った。職員はボランティアの話聞くことも、活動を停止せよという命令についての詳しい説明も拒否し、現地研究者が介入したにもかかわらず、机を設置することは規則違反であると主張した。

現地研究者のノート

COVID-19 のなかの移住労働者コミュニティ

・移住家事労働すなわち FDH (外国人家事労働者)

政府のデータによると、2019年の香港の移住家事労働者の人口は399,320人で⁵⁷、香港の労働力のほぼ9%を占めている。2020年5月に発表された一般家計調査の四半期報告書

⁵⁶ Safe Ways HK available at <https://www.facebook.com/safewayshk> (accessed on 6 November 2020).

⁵⁷ Data.gov.hk (資料一線通). 1 February 2020. Statistics on the number of Foreign Domestic Helpers in Hong Kong (English). Available at <https://data.gov.hk/en-data/dataset/hk-imm-d-set4-statistics-fdh/resource/063e1929-107b-47ae-a6ac-b4b1ed460ac3> (accessed on 3 November 2020).

によると、外国人家事労働者のほぼ 99%が女性であり、55%がフィリピン人、43%がインドネシア人、2%がタイ、ネパール、スリランカおよびバングラデシュをはじめその他の国籍である⁵⁸。外国人労働者の大半が正式に FDH（外国人家事労働者）と呼ばれる家事労働者として香港に入国するため、ほとんどの移住労働者が直面する問題は、移住家事労働者の経験を反映している。しかし、本項では、特に家事労働者を対象とした政策と措置およびその意味合い、およびその他の関連問題について取り上げる。

FDH に対する差別的なステイ・ホームの要請

2020 年 1 月 30 日、労働局は FDH に対し、休日は家において、公共交通機関や公共の場では人ごみに近づかないよう要請した。同時に、労働局は、雇用者が FDH を休日に働かせてはならないと断言した。それは雇用条例に違反し、起訴され、有罪判決を受けると最高 50,000 香港ドル (6,450 米ドル) の罰金が科せられる⁵⁹。しかし、政府が同時期に住民に対して発した助言は、社会的接触を削減することだけであり、FDH は休日に家に留まるべきだという内容は含まれていなかった⁶⁰。労働局は 2020 年 3 月 27 日にも、FDH に対して、個人の健康を守り、地域社会における COVID-19 の蔓延リスクを軽減するために、この訴えを繰り返した⁶¹。

FDH だけを対象とするこれらの要請は、差別的なものに見える。現地研究者は、労働局の訴えが、雇用者が FDH に休日にも働けるよう待機を義務付けることを促し、その理由や言い訳を提供したため、FDH の休日と法定休日の権利が広範囲に侵害されることになったことを確認している。移住家事労働者のグループは、この勧告を家事労働者の休日の外出を禁止していると受け止めている雇用者がいることを強調している⁶²。家にいなければ、辞めるように言われた家事労働者もいる⁶³。AMCB が 1,127 人の家事労働者を対象に実施した調

⁵⁸ Census and Statistics Department Hong Kong Special Administrative Region. May 2020. Quarterly Report on General Household Survey (January to March 2020) available at <https://www.statistics.gov.hk/pub/B10500012020QQ01B0100.pdf> (accessed on 3 November 2020).

⁵⁹ Labour Department (Hong Kong). 20 January 2020. Labour Department encourages foreign domestic helpers to stay home on their rest day. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202001/30/P2020013000428.htm> (accessed on 26 October 2020).

⁶⁰ Coronavirus.gov.hk. 2020. COVID-19 Thematic Website, Together, We Fight The Virus, Social Distancing. Available at https://www.coronavirus.gov.hk/eng/social_distancing.html (accessed 28 November 2020).

⁶¹ Labour Department (Hong Kong). 27 March 2020. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202003/27/P2020032700238.htm> (accessed on 28 November).

⁶² J. Yumul. 2020. *Domestic Workers Unprotected In Fight Vs COVID-19: HK Study*. ABS-CBN News. Available at: <https://news.abs-cbn.com/spotlight/03/17/20/domestic-workers-unprotected-in-fight-vs-covid-19-hk-study?fbclid=IwAR0SvVu8JYf1EHCFqjkKbQsxJloaQOUpmXRHZRTon9TCSiSiVkoSo1EINc> (Accessed 25 June 2020).

⁶³ R. Wong. 2020. Coronavirus: Hong Kong Migrant Domestic Workers 'Vulnerable' During Outbreak - NGO | Hong Kong Free Press HKFP. Hong Kong Free Press HKFP. Available at:

査によると、3月初旬から中旬にかけて、週に一度の休日に外出しなかった人の25%が、休みの日にもアパートの中で何らかの仕事をすることを期待されていた⁶⁴。

家事労働者がほとんどの時間を雇用者とその家で過ごさなければならず、しばしば長時間労働を強いられるため、この規制は家事労働者の精神的および身体的健康にも有害である。また、この規制は、ほとんどの移住家事労働者にとって、休日が仲間の移住労働者と会い、交流し、自分たちの言語で話したり、情報交換したり、友人を作ったりする唯一の機会であり、それを公園など公共の場所でしかできないという事実を無視している。このような集まりに参加できないことは、彼女たちの精神衛生上非常に有害である。

「政府や雇用者から出される多くの規制が休むことを禁じており、非常に動揺し混乱し、とても重荷で、恐くて心配です」

「コロナウイルスに感染しないため、休日に何かすることが厳しく制限されているので、少しストレスを感じる」

現地調査中に収集した移住家事労働者の発言

保健局の管轄下の健康保護センターは、「インフルエンザ・パンデミックに備えるためにあなたとあなたの外国人家事労働者が知っておかなければならないこと」という一連のアドバイスを発表した。このアドバイスでは、「政府から他の指示がない限り、家事労働者には通常通り法定休日や休日を取らせ、インフルエンザのピーク時には混雑した場所や換気の悪い場所を訪れないように助言すること」と述べられているが⁶⁵、これは労働局がFDHに対して休日に「家にいる」ように呼びかけていることとは一貫していない。2020年4月初旬になって初めて、労働・福祉局長が労働者と雇用者の両方に対し、休日の取り決めについて「相互理解」を行使するよう訴えた⁶⁶。政府の異なる局から発せられるアドバイスに矛盾があった。

虐待、搾取と労働の権利

一日中雇用者と一緒に家にいる家事労働者は、雇用者の家族の子どもや高齢者と寝室を

<https://hongkongfp.com/2020/03/17/coronavirus-hong-kong-migrant-domestic-workers-vulnerable-outbreak-ngo/?fbclid=IwAR2CIGKido7WUrpwnBBV8-2ZxitQ6EdvNmp6HU9Y0j-4jTubfGgrC40xnIE> (Accessed 25 June 2020).

⁶⁴ Facebook.com. 2020. Migrant - Hong Kong. Available at <https://www.facebook.com/migrante.hongkong/photos/pcb.2537091953085165/2537089079752119/?-type=3&theater> (Accessed 25 June 2020).

⁶⁵ Centre for Health Protection. 2020 (revised in April). What you and your foreign domestic helpers need to know to prepare for an influenza pandemic. Available at https://www.chp.gov.hk/files/her/foreign_domestic_helper_en.pdf (accessed on 26 October).

⁶⁶ Labour Department (Hong Kong). 2020. Foreign Domestic Helpers - What's New. Fdh. [labour.gov.hk. Available at https://www.fdh.labour.gov.hk/en/news_detail.html?fromPage=news&year=2020&n_id=118](https://www.fdh.labour.gov.hk/en/news_detail.html?fromPage=news&year=2020&n_id=118) (Accessed 25 June 2020).

共有することが多いため、個人的なスペースが限られている。香港の家事労働者は、物置、バルコニー、バスルーム、または居間のソファに住むという報告もある⁶⁷。体制派のチャン・ホイヤン（陳凱欣）議員が実施した調査によると、55%の雇用者が家事労働者のパンデミックに関する知識と理解が不十分であると考えている。回答者の85%が、家事労働者が休日には家にいるほうがよいと考えている⁶⁸。現地研究者は、外出が許されている人でも、雇用者に夕方早く雇用者の家に戻るよう要求された経験があるという証言を多く聞いた。また、休日にもかかわらず、雇用者の家に戻ってから働くよう要求される人も多くいたという。

新たなデータによると、COVID-19の文脈において、様々なストレスのためにDVが増加している。これは、移住家事労働者にも当てはまる⁶⁹。移住家事労働者は、雇用者と一緒に自宅で長時間過ごすため、虐待や搾取のリスクが高くなる。COVID-19により経済状況が悪化する中、移住家事労働者は、十分な事前通知や解雇補償のない解雇、および雇用者が自宅で仕事や勉強をするため、休日を与えないことや長時間労働などの労働権の侵害に対してより脆弱になっている。

サリー（仮名）は2019年11月から香港で家事労働者として働いている。2020年5月、彼女の雇用者は、もはや雇用するための費用を負担することができなくなったため、彼女を解雇した。これは、雇用者の家族がCOVID-19によって仕事を失ったことが原因である可能性が高い。雇用者はサリーに航空券代だけを渡したが、1ヶ月分の解雇予告手当、それまでの賃金、そして彼女が働いていた休日の補償金は払わなかった。雇用が終了した後、サリーは斡旋業者の宿泊施設に滞在したが、斡旋業者は雇用者が支払うべきお金を取り戻すために彼女を支援しなかっただけでなく、業者に5000香港ドル（645米ドル）を支払うよう要求した（宿泊費やその他の管理費としての可能性が高い）。彼女は持っていたお金をすべて出したが足りなかったことから、業者は彼女に業者のために働くことを強制した。彼女はそれを拒否し、友人が彼女に「ベスーン・ハウス移住女性避難所」（移住女性のためにシェルターや支援を提供するNGO）に行くよう勧めた。

現地研究者のノート

⁶⁷ J. Yumul. 2020. *Domestic Workers Unprotected In Fight Vs COVID-19: HK Study*. ABS-CBN News. Available at <https://news.abs-cbn.com/spotlight/03/17/20/domestic-workers-unprotected-in-fight-vs-covid-19-hk-study?fbclid=IwAR0SvVu8JYf1EHCfjKbQsxJIoAQOUpmXRHZRTon9TCSiCSiVkoSo1ElNc> (Accessed 25 June 2020).

⁶⁸ A. Chan, 2020. *Hong Kong's Domestic Workers: When 'Stay At Home' Means 'Live At Work'*. TheDiplomat.com. Available at <https://thediplomat.com/2020/04/hong-kongs-domestic-workers-when-stay-at-home-means-live-at-work/> (Accessed 28 November 2020).

⁶⁹ UN Women. 2020. *COVID-19 And Ending Violence Against Women And Girls*. UN Women Headquarters.

一部の移住家事労働者は、雇用者が衛生に固執するようになり、労働者の健康と安全のための配慮や保護がないまま、より強力な化学薬品を使って家を掃除することを強要されるようになったと現地研究者に話している。

契約と在留の延長

2020年2月4日、政府は、現在のFDHの契約が間もなく終了するが、新たに雇用されたFDHが一時的な渡航制限のために香港に渡航することができないという特殊な状況に対処するために、契約終了するFDHと雇用者の契約の有効期間を延長する柔軟性のある方針を発表した⁷⁰。この発表は、フィリピン政府が中国、香港およびマカオへの渡航禁止措置を実施したことで、フィリピンの多くの労働者が働くために香港に渡航することができなくなったことを受けて行われた。この取り決めの問題点は、雇用者のニーズだけに対応していることである。この柔軟性のある取り決めでは、雇用者は労働者が出身国に戻ることなく、労働者の契約を延長するか更新するかを選択することができる。2020年3月19日、政府はこの措置を2020年5月31日まで延長することを発表し⁷¹、措置は2020年6月30日にまた延長され、また、2020年9月30日までに期限切れとなる既存の契約は、2020年10月31日まで延長され得るとされた⁷²。しかし、この政策では、契約が終了または満了したが、雇用者が契約延長を希望しないFDHの状況は考慮されていなかった。FDHのビザ制度には労働契約終了後、FDHが2週間以内に香港を出国しなければならないとする「2週間ルール」がある。2020年2月にフィリピンで渡航禁止が発せられたことで、多くのフィリピン人家事労働者は帰国できず、意図せずに「2週間ルール」を破ってしまうことになった。

アン（仮名）はフィリピン出身で、香港で家事労働者として5年間働いていた。彼女の雇用者は、パンデミックの経済的影響によってアンを雇用し続ける余裕がなくなったため、アンとの雇用契約を延長しなかった。フィリピンでロックダウンが実施され、アンは雇用終了後2週間以内に香港を離れることができなかった。結局、彼女は3月中

⁷⁰ The Government of Hong Kong, 4 February 2020. Flexibility arrangement to extend validity period of foreign domestic helpers'. Available at [contractshttps://www.info.gov.hk/gia/general/202002/04/P2020020400547.htm?fontSize=1](https://www.info.gov.hk/gia/general/202002/04/P2020020400547.htm?fontSize=1) (accessed on 3 November 2020).

⁷¹ The Government of Hong Kong, 19 March 2020. Press release - Flexibility arrangement to extend validity period of foreign domestic helpers' contracts and points to note for home quarantine for foreign domestic helpers travelling to Hong Kong. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202003/19/P2020031900394.htm?fontSize=1> (accessed on 3 November 2020).

⁷² The Government of Hong Kong, 30 June 2020. Press release - Measures to assist foreign domestic helpers and employers to cope with COVID-19 pandemic extended. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202006/30/P2020062900892.htm> (accessed on 3 November 2020).

旬から5月上旬まで、CICとして知られるキャッスル・ピーク・ベイ・入国管理センターで収容されることになった。彼女は恥ずかしいと思ったことから、元雇用者に助けを求めるために連絡することはなかった。CICでは、アンは男性医師に2度身体検査を受け、この経験を恥ずかしいと感じた。毎朝6時になると、職員が、彼女が裁判に行くのか、釈放されるのか、または義務を遂行するのかを示す仕事の割り振りの書類を持ってきた。いつ釈放されるかわからない長期間の収容は、精神衛生上、非常に有害であったと彼女は振り返る。彼女は、将来が見えないため苦悩する多くの被収容者を目撃した。2ヶ月後、彼女は保釈された。フィリピンへの帰国を待つ間、彼女は国際社会事業団から最低限の補助金を受け、働くことを禁じられた。彼女は、この待機期間に香港で何もすることができなかったことは拷問のようだと感じていた。

現地研究者のノート

政府は、2020年3月21日以降になって初めて、パンデミックの新たな状況に対応するために、FDHによる渡航者としての香港滞在限度の延長申請について柔軟に検討することを発表した⁷³。この発表により、同一雇用者との契約を更新したFDH、または前の契約満了に伴い新たな雇用者との契約を開始することになったFDHは、通常2年ごとに取得しなければならない帰国休暇を6ヶ月間延期できるようになった⁷⁴。契約が終了または解雇されたFDHは、既存の契約が2020年7月31日までに終了または解雇され、パンデミックのために出身国に戻ることができない場合、新たな雇用先を探すために、「2週間ルール」に代わり、最大1ヶ月間の滞在延長が認められる。この変更により、仕事の狭間にいるFDHは新たな雇用先を探す時間を増やすことができた。しかし、FDHビザでは家事以外の職に就くことはできず、新しい雇用者を探している人は、求職期間中に妥当な宿泊先を確保できるだけの収入がないということを意味する。

上記のような状況にあるFDHは、新たな雇用者が見つかるまで、あるいは香港を離れるまでの間、斡旋業者が提供する宿泊施設に住むことが多い。8月初旬には、インドネシアの家事労働者2人が共同宿泊施設に滞在した後、COVID-19の検査で陽性となった。香港のアジア家事労働組合連合(FADWU)は、斡旋業者が労働者の福利よりも利益を重視していると主張しており、宿泊施設は実際に非常に過密である。300~400平方フィートのアパートに20~30人の労働者が宿泊していることもある。安全なソーシャル・ディスタンスを保つためのスペースはなく、時には労働者はベッドを共有することさえ余儀なくされ、ウイルスに感染する大きなリスクにさらされている⁷⁵。このような事例が起きてようやく、政府は、

⁷³ The Government of Hong Kong. 21 March 2020. Press release - Foreign domestic helpers applying to extend limit of stay to cope with the COVID-19 pandemic. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202003/21/P2020032000829.htm> (accessed on 3 November 2020).

⁷⁴ 同上。

⁷⁵ Facebook - Hong Kong Federation of Asian Domestic Workers Union https://www.facebook.com/HKFADWU/photos/?tab=album&album_id=3207029569362919 (accessed on 6

斡旋業者の宿泊施設に滞在する FDH が直面する健康リスクを軽減するため、斡旋業者の宿泊施設に滞在する FDH を対象とした無料で 1 回限りの COVID-19 検査やマスクの配布を含む一連の対策を発表した⁷⁶。

ウイルスキャリアとしてのスティグマ化

「移住労働者を差別してはいけない、私たちは人間だ、ウイルスを媒介する移住労働者を非難するだけではない」

現地調査の情報提供者である移住家事労働者

アジア移住労働者組合連合が実施した調査によると、移住家事労働者の 5 人に 4 人が COVID-19 の間に差別を受け、病気になると、彼らがウイルスに感染していると思込んだ雇用者によって数十人が解雇されている。この調査はまた、家事労働者である回答者 427 人の 80% が機会均等委員会に苦情を申し立てることができることを知らず、たとえ知っていたとしても、職を失うことを恐れて苦情申し立てに消極的であったことを示した⁷⁷。移住家事労働者は不衛生だという差別的な都市神話が長く定着しており、メディアの報道や政府が彼女たちを保護することを怠ったことによってそれが増幅されていると現地研究者は分析している。

「非常に負担が大きい—このようなパンデミックの状況に対応しなければならないことに加えて、常に (私のことを) 汚いと思い、COVID-19 のウイルスキャリアの原因になることを恐れている雇用者の態度に直面しなければならない」

「香港政府へ：移住労働者を差別しないように雇用者を安心させてください。常に被害妄想に陥ったり、ウイルスを媒介するのは移住労働者だと思ってはならない」

現地調査中に収集された移住労働者の発言

・居住型介護施設における移住介護労働者

2020 年 7 月現在、香港では約 2,600 人の移住労働者が居住型介護施設で働いている⁷⁸。

November 2020).

⁷⁶ The Government of Hong Kong, 6 August 2020. Press release - Government implements a series of measures to reduce the health risks faced by foreign domestic helpers staying in boarding facilities of employment agencies. Available at <https://www.info.gov.hk/gia/general/202008/06/P2020080600781.htm?fontSize=1> (accessed on 6 November 2020).

⁷⁷ Zoe Low, 28 June 2020. Coronavirus: dozens of domestic workers in Hong Kong fired by bosses who assume they have Covid-19, unions say. South China Morning Post. Available at <https://www.scmp.com/news/hong-kong/society/article/3090919/coronavirus-dozens-domestic-workers-hong-kong-fired-bosses> (accessed on 6 November 2020).

⁷⁸ 明報新聞 (Ming Pao News). 10 July 2020. 護老外勞宿舍狹窄 醫生憂致跨院舍爆疫 (Accommodation for Foreign Labourer of Care Home for Elderly is Crowded; Doctors Worried it Will

その大半は中国大陸から補充勞工計画（SLS）を經由して香港に入国した女性である。彼女たちは他のいかなる種類の職にも就くことは認められず、政府が助成する介護施設ではなく民間の居住型介護施設でのみ働くことが認められている。

居住型介護施設への面会禁止

2020年2月3日、香港社会福祉局は、脆弱な入居者への感染のリスクおよびウイルス拡散を軽減するために、面会者は居住型介護施設に行くことを控えるべきであるとする、「新型コロナウイルスに伴う重症呼吸器疾患の予防措置：予防措置に関する面会の取り決めと継続的な強化措置」を発表した⁷⁹。この発表に対応して、ほとんどの居住型介護施設は面会許可を停止し、買い物や日常の必需品を施設の入り口まで持ってくることしかできないようにした。香港の居住型介護施設において介護労働者が不足しているため、通常は家族や家事労働者が居住型介護施設を訪問し、入居者のプライマリー・ケアを提供している。そのため、面会者の禁止は、ほとんどが移住労働者である介護労働者の仕事量の増加につながった。

コロナウイルスの第2波発生を受けて、2020年4月初旬、社会福祉局は再び感染のリスクおよびウイルス拡散を削減するために面会者は居住型介護施設に行くことを控えるべきであると指導する「COVID-19の予防措置について：予防措置に関する面会/帰宅取り決めと継続的な強化措置」を発表した⁸⁰。第三の波は、7月初旬に居住型介護施設でいくつかの感染のクラスターが発生したことから始まった。このため、政府は2020年7月8日から、人道的な理由がない限り、居住型介護施設へのすべての面会を禁止した⁸¹。

Lead to Outbreak of Infection Across Different Care Homes). Available at <https://news.mingpao.com/pns/%E8%A6%81%E8%81%9E/article/20200710/s00001/1594319509882/%E8%AD%B7%E8%80%81%E5%A4%96%E5%8B%9E%E5%AE%BF%E8%88%8D%E7%8B%B9%E7%AA%84-%E9%86%AB%E7%94%9F%E6%86%82%E8%87%B4%E8%B7%A8%E9%99%A2%E8%88%8D%E7%88%86%E7%96%AB> (accessed on 6 November 2020).

⁷⁹ Social Welfare Department. 3 February 2020. 預防「嚴重新型傳染性病原體呼吸系統 病」感染控制措施-院舍探訪及持續全面加查預防措施 (*Precautionary Measures for Severe Respiratory Disease associated with a Novel Infectious Agent: Visitation Arrangement and Continuous Enhancement Measures on Precaution*). Available at https://www.swd.gov.hk/storage/asset/section/2924/en/lorchelet_C234_.pdf (accessed on 28 October 2020).

⁸⁰ Social Welfare Department. 6 April 2020. 預防「2019 冠狀病毒病」感染控制措施 一院 舍探訪/度假安排及持續全面加查預防措施 (*Precautionary Measures for COVID-19: Visitation / Home Leave Arrangement and Continuous Enhancement Measures on Precaution*). Available at https://www.swd.gov.hk/storage/asset/section/2924/tc/lorchelet_c236_.pdf (accessed on 6 November 2020).

⁸¹ Social Welfare Department. 8 July 2020. 院舍探訪安排 持續採取預防感染措施 (*Precautionary Measures for Severe Respiratory Disease associated with a Novel Infectious Agent: Visitation Arrangement and Continuous Enhancement Measures on Precaution*). Available at https://www.swd.gov.hk/storage/asset/section/2924/tc/lorchelet_c247_.pdf (accessed on 6

移住介護労働者は重労働に直面し続け、家族が面会に来ない間に精神状態が悪化した入居者の対応をするなど、より多くの介護の仕事を要求されるようになっていた。

特別手当から除外される介護施設労働者

2月中旬、政府は、政府が助成する居住型介護施設にいる介護労働者に対して、1ヶ月あたり4,000香港ドル（516米ドル）または月給の10%を上限とする特別手当を4ヶ月間提供するために、約2億800万香港ドル（2,700万米ドル）を支出すると発表した⁸²。移住介護労働者は政府が助成する居住型介護施設で働くことが認められていないため、民間の居住型介護施設の移住介護労働者の方がより搾取的な状況に置かれていることが多いにもかかわらず、この制度の恩恵を受けていない。

・非正規移住労働者

1,157人の「不法労働者」（通常不道德目的による勧誘で起訴されているセックス・ワーカーを除く）が香港在留条件の違反で起訴されたことが記録されている⁸³。2020年7月下旬、新たに任命された入国管理官は、移民局が「不法労働者」に対して7,400件以上の措置を執行し、800人以上を逮捕したとメディアに語った⁸⁴。一部の報道は、コロナウイルス発生の下、現地の人々の雇用機会を確保するために、非正規労働者を取り締まる方法として、これらの行為をとらえた。

香港に多い非正規移住者のグループには、東南アジア、中東およびアフリカ諸国からの庇護を希望する人々、通常はセックス・ワークに従事する、フィリピンやタイからのトランスジェンダーの人々、および中国大陸からの経済的移住者などがある。現地研究者の観察によると、非正規移住者は飲食業（調理や食器洗い）、ポーター、車の整備、リサイクル業、セックス・ワークなどの仕事に就いていることが多く、時には違法薬物取引に関わることもあるという。

COVID-19以前に非正規労働者として直面していた苦難に加え、彼らはほとんどすべてのCOVID-19対策支援から排除され、世界的なパンデミックに関連した経済後退の間、労働の権利の侵害や失業に対して最も脆弱になった。彼らはまた、医療助成からも排除されて

November 2020).

⁸² Legislative Council Panel on Welfare Services. 9 March 200. Social Welfare Support, and Anti-epidemic Measures and Service Operation of Subvented Non-governmental Organisations during the Epidemic. Available at: <https://www.legco.gov.hk/yr19-20/english/panels/ws/papers/ws20200309cb2-652-4-e.pdf> (accessed on 6 November 2020).

⁸³ Data.gov.hk. 2020. 被檢控的非法勞工(不包括性工作者)的統計數字 (*Illegal workers prosecuted - excluding sex workers*). Available at <https://data.gov.hk/tc-data/dataset/hk-immd-set1-statistic-iws/resource/1dbd8343-a967-4a24-8e96-ea0396224f9c> (accessed on 6 November 2020).

⁸⁴ 文匯報 (Wen Wei Po). 23 July 2020. 區嘉宏:依法嚴把關 守好國安門 (Au Ka-wang: Strict Gatekeeping According to Law; Guard the National Security Well) <http://paper.wenweipo.com/2020/07/23/YO2007230005.htm> (accessed on 6 November 2020).

おり、そのことは体調が悪く、コロナウイルスに感染している可能性があるにもかかわらず、高額な料金を恐れいかなる医療へのアクセスも避けることを意味している。

結論

香港の大規模な移住労働者人口は、COVID-19 パンデミックの影響を大きく受けている。パンデミックが始まった当初は、病気の蔓延を止めるために不可欠な個人用防護具の調達が困難になっていた。価格が上昇し、在庫が不足すると、移住労働者は個人用防護具を入手できなかったり、不十分な数の個人用防護具しか受け取れなかった。移住労働者が、同じ空間で隔離されているのかもしれない雇用者と密接して働いているにもかかわらずである。政府による集会禁止は、休日を利用して仲間の移住労働者と集まり、公共の場で移住者組織の活動に参加することが多い移住労働者にも悪影響を与えた。その結果、彼らは、不可欠な情報やピア・サポートへのアクセスが断たれている。移住労働者に情報を発信しようとする政府の努力はあまり効果的ではないが、市民社会組織や自助グループはそのギャップを埋める上で重要な役割を果たしている。

パンデミックの結果、多くの移住労働者はまた、経済的な影響や労働の権利の問題を経験した。失業した人たちは、ビザが雇用に結びついているため、非正規となる事態にも直面した。しかし、政府は契約延長を可能にするための政策を更新し、それによってビザも延長された。社会において、移住労働者はウイルスの保菌者としてのスティグマを経験している。また、政府が提供するほとんどすべての COVID-19 関連の援助から排除されているため、非正規移住者は、より多くの苦難に直面している。

第3章：日本

COVID-19に関する公式数字

最初の症例が記録された日：2020年1月16日

陽性者数：146,760

死者数：2,119

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

日本における移住労働者

出入国在留管理庁および法務省によると、現在日本には外国人労働者を含む外国人居住者が293万人いる。厚生労働省が2020年1月21日に公表したデータによると、165万人以上の移住労働者がいる⁸⁵。これらの労働者は、主に製造業、小売業、接客産業および建設業など体力を要する産業で働いている。技能実習生や留学生の急増により、ベトナム人労働者数は近年飛躍的に増加し、中国人に次ぐ外国人労働者集団となっている。その他の移住労働者の主な出身国は、フィリピン、ブラジル、ネパール、インドネシアなどだ⁸⁶。

技能実習生と留学生は在留資格では「労働者」とされていないものの、外国人労働者総数の40%以上を占めている。技能実習生は383,978人で、外国人労働者総数に占める割合は23.1%、就労している留学生は372,894人で19.2%を占める。また、高度専門職が329,034人おり、日本人の配偶者、日系ブラジル人・ペルー人・ボリビア人の子孫をはじめ、永住者および定住者などの在留資格で働く人が531,781人いる⁸⁷。

外国人技能実習制度（TITP）は1950年代から小規模で散在していた様々な実習や研修ビザの制度を統合する目的で政府が改革を行い、1993年4月に創設された。公式の議論では、技能実習制度は日本の途上国開発援助制度の一部として分類されており、日本の技術や専門知識を「発展途上」の近隣諸国に移転することを目的としている⁸⁸。しかし、制度を批判する人々は技能実習制度を「慈善制度」としていることに懐疑的であり、外国人実習生を受け入れる本当の動機は安い労働力を搾取することだと主張している⁸⁹。

日本政府は国内の深刻な労働力不足を補うために特定の技能や知識を持つ外国人労働者

⁸⁵ 厚生労働省、2020年。「外国人雇用状況」の届出状況一覧(令和元年10月末現在)(*List of notifications of employment situation of foreigners (as of the end of October 2019)*). Available at <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590311.pdf> (accessed on 16 September 2020).

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ N. Ogawa. 2011. Population Aging and Immigration in Japan. *Asian and Pacific Migration Journal*, 20(2), pp.133-167.

⁸⁹ Human Rights Working Group. 2020. Shifting the Paradigm of Indonesia-Japan Labour Migration Cooperation. Available at <https://drive.google.com/file/d/1aXgHtP1DiGOd-jRfvT2MDP1f5TKMARIY4/view> (accessed on 27 August 2020)

の入国を認めることを目的として、「出入国管理及び難民認定法」を改正し、その改正法は2018年12月に成立し、2019年4月に施行された。その改正により、日本は今後5年間で、特定技能労働者（SSW）と呼ばれる新たな制度のもと、約345,000人の移住労働者を入国させることを目指している。

留学生もまた、日本の労働力において重要な役割を担う。法務省は、留学生に対し、学期中は週28時間、休暇期間は週40時間までのアルバイトを認めている。彼らは小売業やサービス業の労働力不足を補っており、その大部分は語学学校および専門学校に在籍している⁹⁰。技能実習生と同様に、労働者としての留学生も、「移住労働者」を受け入れているようには見えない方法で労働力を受け入れるという日本政府の戦略を表している。

COVID-19 対策

・緊急事態宣言

2020年1月16日、日本で初めてCOVID-19の陽性例が確認された。2020年2月下旬に陽性者数が100人を越えた後、日本政府は2020年3月2日から学校を閉鎖すると発表した。緊急事態宣言が、2020年4月7日にまず東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に出されたが、その後、4月16日に47都道府県すべてに拡大された。政府は改正新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態を宣言する権限を行使した。この法律は、違反した場合の罰則を設けていない。都道府県知事は、市民に外出の自粛、公共施設および企業に閉鎖や営業時間の短縮を強く要請したり、指示することができるが、当局はそれを命じることはできず、企業は法的に従う義務はない⁹¹。したがって、日本はこれまで一度も法的拘束力のあるロックダウンを実施したことはない。しかし、「緊急事態」の発令は住民に大きな影響を与え、多くの市民や企業は国・地方自治体の指示に従ってきた。緊急事態は、2020年5月14日に39県で解除され、5月25日までに徐々に全都道府県で解除された。

・入国制限と入国禁止

日本政府は2020年3月5日、中国と韓国からの渡航者の入国制限を2020年3月9日から実施することを発表し、この2カ国から日本に到着した渡航者に14日間の隔離を義務付けた。また、政府は中国と韓国からの航空便の到着を成田国際空港と関西国際空港のみに限定し、両国に日本行きの旅客船の運航停止を要請した⁹²。

⁹⁰ 厚生労働省、2019年「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ【本文】(Summary of notification status of “Employment status of foreigners” [Text]). Available at <https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000590310.pdf> (accessed on 11 September 2020).

⁹¹ The Japan Times. 14 April 2020. The coronavirus and Japan’s Constitution. Available at <https://www.japantimes.co.jp/opinion/2020/04/14/commentary/japan-commentary/coronavirus-japans-constitution/> (accessed on 27 August 2020).

⁹² The Asahi Shimbun. 5 March 2020. Japan to keep out tourists from China, South Korea. Available at <http://www.asahi.com/ajw/articles/13189358> (Accessed on 27 August 2020).

日本がコロナウイルスの発生を封じ込めようとするなか、2020年4月1日、外務省が指定した73カ国に滞在した日本国籍者以外の人の入国禁止を公式発表した⁹³。2020年4月3日から、来日前14日以内に指定された国・地域に滞在したことのある外国人は、入国を拒否されることになった。この規制により、2020年4月3日以降に指定国のいずれかに出国した永住者およびその外国人の配偶者と子ども、日本人の配偶者および子どもを含む全ての外国人が対象となり、再入国が認められないことになった⁹⁴。日本への入国禁止の対象国は2020年8月までに153カ国拡大された⁹⁵。

入国制限や入国禁止に関する発表は当初、外国語では入手できなかったため、移住者のなかには、この重要な情報にアクセスすることが困難だった人もいる。この規制は国籍に基づく差別であり、日本政府が日本国籍を持たない住民を「二等国民」として扱う色彩をより濃くした。これはまた、国内での感染の拡大ではなく、海外からの渡航者が国内にウイルスを持ち込むことへの政府と国民の懸念を反映したものでもあった。

政府は2020年6月18日、国境を越えて往来するビジネス渡航者などに対して、国際的な往来の一般的な手続きとは別の、選択的な出入国枠を設ける「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」を発表した。政府は国境での管理措置を維持しつつ、追加的な隔離措置を条件に、国際的なビジネスなどの往来促進のための独自の枠組みを暫定的に実施した⁹⁶。

政府は6月からビジネス渡航者に対する措置の一部解除を開始したが、それ以外の外国人の入国禁止は続いた。永住者、日本国民の家族およびその他日本で生計を立てている中長期在留外国人を含む日本に居住する外国人の入国禁止をやめるよう、総理大臣と法務大臣に求める署名運動が開始された⁹⁷。入国禁止により、日本の労働力として欠かせない役割を担う留学生や技能実習生が、何らかの理由で一時的に日本を離れた場合、日本に戻ることができなくなった。また、春学期の授業出席を前に日本に入国できない留学生もいた。

入国禁止は、たとえ生活の拠点が日本にある人も含む、ほぼすべての外国人を対象としており、それは2020年8月まで続いた。政府は7月22日、永住者、定住者、および日本人

⁹³ The Mainichi Shimbun. 1 April 2020. Available at <https://mainichi.jp/articles/20200401/ddm/001/010/147000c> (Accessed on 6 October 2020).

⁹⁴ The Japan Times. 19 May 2020. Foreign residents stranded abroad by Japan's coronavirus controls. . Available at <https://www.japantimes.co.jp/news/2020/05/19/national/social-issues/japan-foreign-residents-stranded-abroad-coronavirus/#.X0kaachKiUl> (accessed on 28 August).

⁹⁵ 入国管理庁、2020年。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置及び国際的な人の往来の再開の状況(概要)(*Status of landing refusal measures related to the spread of coronavirus infection and resumption of international travels (summary)*) Available at <http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf> (accessed on 28 August 2020).

⁹⁶ 外務省、2020年8月24日。Phased Measures for Resuming Cross- Border Travel. Available at https://www.mofa.go.jp/ca/cp/page22e_000925.html (accessed on 31 August 2020).

⁹⁷ Change.org petition “Stop the entry ban on legal foreign residents of Japan” <https://www.change.org/p/stop-the-entry-ban-on-foreign-residents-of-japan> (Accessed on 28 August 2020).

または永住者の配偶者と扶養家族について、8月5日から再入国を認めると決定した。また、4月3日に入国禁止が実施される前に出国した在留外国人についても、8月5日以降の再入国を認めることが決まった⁹⁸。これは、在日ドイツ商工会議所など国内外から批判が寄せられた結果である⁹⁹。この決定がなされて間もなくの7月29日、外務省は、8月5日から外国人およびベトナムおよびタイからの人の新規入国を段階的に認めることを発表した。これらの国の日本大使館は、2020年7月29日からビザの申請を受け付けている¹⁰⁰。9月からは、シンガポール、台湾、ニュージーランドなど、感染率の低い東アジア、東南アジアおよびオセアニア諸国からの新規入国手続きが順次拡大されることとなった¹⁰¹。

農業、漁業、製造業およびサービス業など、移住労働者、特に技能実習生に大きく依存していた部門は、入国制限・禁止により深刻な労働力不足に直面してきた¹⁰²。また、日本への移住を準備していた多数の移住希望者が、日本に入国して働き始めることができなかったことが容易に想像できる。日本に拠点を置く外国人とその家族の生活も大きな影響を受けた。

・財政支援と景気刺激策

パンデミックの経済的影響に対処する上での日本政府の特徴の一つは財政支援である。2020年4月17日、安倍晋三首相（当時）は景気刺激策として、日本国民全員に10万円（958米ドル）を支給することを発表した¹⁰³。この発表は政府が、所得が大幅に減少した世帯に30万円の給付金を支給するという当初の計画に対して、時間がかかるとの批判を受けてとりやめた後に行われた¹⁰⁴。政府が「国民」という言葉をこの景気刺激策の特別定額給付

⁹⁸ 外務省、2020年8月28日。在留資格を有する外国人の再入国について (*About re-entry of foreigners with status of residence*) Available at https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html (Accessed on 28 August 2020).

⁹⁹ The German Chamber of Commerce and Industry. German Business Requesting Japan to Lift Entry Ban. Available at <https://japan.ahk.de/en/infothek/newsroom/news-details/corona-flashsurvey-4> (Accessed on 6 October).

¹⁰⁰ 外務省、2020年8月6日。Re-entry of Foreign Nationals with Status of Residence and “Residence Track” with Thailand and Viet Nam. Available at https://www.mofa.go.jp/press/release/press4e_002871.html (accessed on 31 August 2020).

¹⁰¹ 外務省、2020年8月24日。Phased Measures for Resuming Cross-Border Travel. Available at https://www.mofa.go.jp/ca/cp/page22e_000925.html (accessed on 31 August 2020).

¹⁰² Toshiro Menju. 27 May 2020. COVID-19 and the crisis in the Japanese Immigration Policy. Available at <https://www.nippon.com/en/in-depth/d00572/> (accessed on 31 August 2020)

¹⁰³ Jiji.com. 2020年4月17日。緊急宣言拡大、協力呼び掛けへ 10万円給付も説明—安倍首相、今夕記者会見 (*To call for cooperation; expansion of State of Emergency, explanation of 100,000 yen benefit to - Prime Minister Abe will hold a press conference tonight*) Available at <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020041700407&g=pol> (accessed on 11 September 2020).

¹⁰⁴ The Japan Times. 21 May 2020. Japan’s local governments struggling with applications for virus cash. Available at <https://www.japantimes.co.jp/news/2020/05/21/national/local-governments->

金の対象として使用したことに対して、多くの市民社会組織や活動家は、日本に居住するすべての外国人も対象とするよう政府に要求した。首相の発表から 3 日後、特別定額給付金の支給が閣議決定された。総務省は、2020 年 4 月 27 日までに日本に 3 カ月以上居住し、住民登録をしている人は、国籍や在留資格に関係なく 10 万円（958 米ドル）の特別定額給付金の支給を受けることができると発表した¹⁰⁵¹⁰⁶。

住民登録がない人は、10 万円（958 米ドル）の支給を受けることができなかった。2012 年 7 月以降、在留資格を持たずに日本に住む外国人は、住民登録することができなくなっていた。ビザの有効期限が切れているにもかかわらず、渡航制限のために帰国できない留学生や技能実習生は、法務省が 3 ヶ月間しかない短期滞在許可しか付与していなかったため、当初は支給の対象から除外されていた。そのため、必要な住民登録の再登録もできず、就労もできず、多くの人々が生活困窮に陥っていた。市民社会からの要請を受けて、法務省は、元留学生や元技能実習生の在留資格を「特定活動」に変更することを認め始め、同省が具体的に指定した活動（有給または無給を問わず）に最長 6 ヶ月間従事することを認めた。在留資格を 6 ヶ月在留の特定活動に変更できた人は、ようやく 10 万円（958 米ドル）の支給を受けることができるようになった¹⁰⁷。

融資という形での生活費の財政支援もある。中小企業や自営業を営む人は、持続化給付金と無利子無担保のローンによって支援されている。さらに、経済的に困難な状況にある人のために、家賃補助など福祉給付が拡充されている。これは、最低限の生活水準を保証し、経済的自立を促進するための必要性の程度に応じて提供される。また雇用全般を維持するために、事業の縮小を余儀なくされた企業は、労働者に支払わなければならない休業手当の費用を補助する雇用調整助成金の対象となる¹⁰⁸。

文部科学省は 2020 年 5 月 19 日、COVID-19 の経済的影響により教育を継続することが経済的に困難な状況にある学生 43 万人を支援する計画を発表した。要件を満たした学生は、10 万円から 20 万円（958~1,917 米ドル）の学生支援緊急給付金を受給することができる。

struggling-online-applications-cash-relief/ (accessed on 11 September 2020).

¹⁰⁵ The Time Out. 21 April 2020. Foreign residents can get the Japanese government's ¥100,000 coronavirus stimulus – here's how. Available at <https://www.timeout.com/tokyo/news/foreign-residents-can-get-the-japanese-governments-100-000-stimulus-heres-how-042120> (Accessed on 11 September 2020).

¹⁰⁶ Dayman L.. 2020. Yes, Foreigners Are Eligible For Japan's ¥100,000 COVID-19 Stimulus Package. GaijinPot Blog. Available at <https://blog.gaijinpot.com/yes-foreigners-are-eligible-for-japans-%C2%A5100000-covid-19-stimulus-package/> (Accessed 25 June 2020).

¹⁰⁷ 移住者と連帯するネットワーク（移住連）、2020 年 5 月 20 日。特別定額給付金の対象拡大について（帰国困難な状態にある技能実習生、留学生、難民申請者の子ども等）（*On the expansion of tokubetsu teigaku kyuhukin (for people such as technical intern trainees, international students and children of asylum seekers facing difficulties with returning home countries)*). Available at <https://migrants.jp/news/office/20200520.html> (accessed on 8 October 2020).

¹⁰⁸ 厚生労働省 2020 年。Monetary Assistance For Everyday Lives. Japan. Available at <https://www.mhlw.go.jp/content/000679381.pdf> (accessed on 11 September 2020).

しかし、文部科学省は、外国人留学生について、前年度の GPA（成績表価値）が 2.30 点以上（上位 30%）であることを支給の条件とするという日本人学生とは異なる基準を設けた。この学業成績要件は、日本人学生には課されない¹⁰⁹。文部科学省は、留学生への追加要件の理由として、卒業後の日本に貢献する可能性がより高い学生のみを支援することにしたと説明していた¹¹⁰。教授たちのグループがこれに対して懸念を表明し、コロナウイルス・パンデミックにおける経済的困難を緩和するために留学生が給付金を受給できるよう「差別的な」基準を廃止することを要求する請願書を文部科学省に送った¹¹¹。Change.org のウェブサイトに掲載されている呼びかけには、2020 年 8 月 4 日時点で 57,710 人の署名が集まった。

学生に対するこの給付金は、最も弱い立場にある留学生を支援することを目的としてつくられたのではない。本章で前述したように、留学生は特に飲食業や小売業、その他のサービス業において日本の労働力の不足を埋めている。日本政府は、2020 年までに 30 万人の留学生を受け入れようとする「留学生 30 万人計画」を 2008 年に打ち出した。留学生の半数以上（52.1%）が語学学校や専門学校に在籍しており¹¹²、その大多数がアルバイトで働いている。政府は、学生に学期中は週 28 時間、休暇期間中は週 40 時間までの就労を認めることで、特に語学および専門学校に在籍する留学生を使い捨てる事実上の労働者として扱ってきた。外国人留学生の大部分を給付金の支給対象から除外することは、パンデミックの結果起こる景気後退期には多くの「留学生」を必要としないという政府の認識を暗示している。

・労働の権利の問題

今回のパンデミックを受けて、厚生労働省は、職場において外国人労働者が国籍を理由に日本人労働者よりも不利な扱いをされることは許されない、と明言している。つまり、企業は移住労働者に休業手当を支払わなければならない、企業に支給される国の助成金を支払わなければならない、年次有給休暇を与えなければならない、自由に解雇してはならず、日本人労

¹⁰⁹ 文部科学省、2020 年。「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～学びの継続給付金～ (“*Student Support Emergency Benefits*” for “*Continuing Learning*” -*Continuing Learning Benefits*-). Available at https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html (accessed on 11 September 2020).

¹¹⁰ Yahoo! Japan ニュース. 2020 年 5 月 20 日。現金給付、留学生は上位 3 割限定 文科省、成績で日本人学生と差 (*Cash benefits, international students are limited to the top 30% Ministry of Education, difference from Japanese students in grades*). Available at <https://news.yahoo.co.jp/articles/b473ccb2a142c71dac8d263e6b4f7110d0f44830> (accessed on 11 September 2020).

¹¹¹ Kyodo News+. 15 July 2020. Japan Scholars Urge Fair Treatment Of Foreign Students Over Handouts. Available at <https://english.kyodonews.net/news/2020/06/21f00b61f976-japan-scholars-urge-fair-treatment-of-foreign-students-over-hand-outs.html> (Accessed on 25 June 2020).

¹¹² 日本学生支援機構 2020 年。2019(令和元)年度外国人留学生在籍状況調査 結果 (*foreign student enrollment status survey results*). Available at <https://www.studyinapan.go.jp/ja/statistics/zaiseki/date/2019.html> (accessed on 9 October 2020).

働者と同じ規則を適用しなければならないということを意味する¹¹³。

しかし、これは日本政府が移住者の権利を完全に守っているということを意味しない。COVID-19 は日本経済に大きな打撃を与え、多くの工場が経済的な影響の結果として生産を縮小した。日本経済研究センターは3月、日本のGDPが2020年に25%縮小した場合、失業率は5%に達し、200万人が職を失うと試算した。その結果、移住労働者は一般的に最初に賃金カットされることになるため、弱い立場にある。このことはすでに日本全国で見られる。特に東京の西約300kmにある製造業の中心地である三重県では、2020年3月と4月に失業の影響を受けた労働者から400件の相談を受けたとの報告があるが、そのうち330件は外国人労働者であった¹¹⁴。その上、支援ネットワークが弱く、言語の壁があることが、移住労働者が労働の権利の侵害に直面したときに助けを求めることを妨げている。

・情報へのアクセス

情報へのアクセスは、日本の移住労働者にとって共通の、そして大きな課題である。外国籍住民には給付金を受給する権利があるにもかかわらず、アクセス可能で利用可能な情報が不足していることが、多くの移住者にとっての障壁となっていた。給付金が正式に発表されてから、住民登録期限までの期間はわずか7日しかなかった。日本語以外の言語で迅速に情報を発信するための政府の十分な努力がなく、多くの市民社会組織やボランティアによる関連する言語への翻訳や発信の取り組みは、日本語での情報にアクセスできなかった人々にとって有益であった。10万円(958米ドル)の特別給付金は、日本語で記入して自治体の役所に提出しなければならない申請書に基づいて支給された。これらは多くの移住者にとって障壁となった。いくつかの日本の市民社会組織やボランティアのグループが、移住者が申請書に記入して手続きをするのを支援した。

総務省は、特別定額給付金専用のウェブサイトを開設し、2020年9月11日現在、日本語、英語、中国語(繁体字および簡体字)、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語およびネパール語で情報を発信している¹¹⁵。厚生労働省も、英語のほか、中国語(繁体字および簡体字)、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、インドネシア語およびネパール語で、特にパンデミックに関連する労働の権利に関する情報を発信している¹¹⁶。しかし、情報が入手できるの

¹¹³ 厚生労働省、2020年。For Foreigners Working In Companies (English). Available at https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00003.html (accessed on 25 June 2020).

¹¹⁴ CNA. 5 May 2020. Japan: Foreign Workers First To Lose Jobs Amid COVID-19 Outbreak | Business & Human Rights Resource Centre. Business-humanrights.org. Available at <https://www.business-humanrights.org/en/japan-foreign-workers-first-to-lose-jobs-amid-covid-19-outbreak> (accessed on 25 June 2020).

¹¹⁵ 総務相、2020年。Special Cash Payments. Available at <https://kyufukin.soumu.go.jp/en/> (accessed on 11 September 2020).

¹¹⁶ 厚生労働省、2020年。がいこくじんのみなさんへ：しごとやせいかつのおしえんについて (To

には遅れがあり、移住労働者は、どこで情報や利用可能な支援を探せばよいのかを知らないことが多い。移住労働者は、自分たちのソーシャル・ネットワークで共有されている情報に大きく依存している。

また、多くの移住者は、自治体が発出する安全に関する指針や指示についてまだ認識していない。厚生労働省が日本企業で働く外国人のための多言語情報ポータルサイトを立ち上げたにもかかわらずである。日本政府による多言語情報の公開は、「少なすぎて遅すぎる¹¹⁷⁾」と考えられている。

国に比べて、地方自治体の中には、外国人住民に対してより積極的に取り組みを行っているところもある。例えば、東京都は「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」を設置し、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、クメール語およびビルマ語で、多言語アドバイザーが無料で支援を行っている¹¹⁸⁾。しかし、このような規模の取り組みができるのは、豊富な資源を持つ地方自治体だけである。

日本の市民社会は、移住者コミュニティにとってアクセス可能で利用可能な情報や支援のギャップを埋め続けている。たとえば、東京のボランティアのグループ「公・差・転」は、難民や移住者が COVID-19 発生時の苦労を共有し、支援を求めるための多言語のドロップイン・センターを月に一度、オンラインで開催している。現地研究者も、ガーナとギニアのコミュニティ・リーダー数名とともに、この活動に参加した。

「あなたの公・差・転」のようなドロップイン・センターやホットラインは移住者や難民の多くが国や地方自治体からの情報にアクセスするのに苦労している中、重要な役割を果たしている。

COVID-19 のなかの移住労働者コミュニティ

・ 技能実習生制度 (TITP) のもとでの移住労働者

日本での現地調査では、技能実習制度における移住労働者、特にベトナムからの移住労働者の経験を取り上げた。現地研究者は、5 人のベトナム人技能実習生（元技能実習生である特定技能労働者の 2 名を含む）との半構造化インタビューと、2 人の日本人雇用者との非構造化インタビューを行った。

foreign residents: about support on work and livelihood) Available at https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html#100 (accessed on 11 September 2020).

¹¹⁷⁾ Toshihiro, M., 27 May 2020. COVID-19 And The Crisis In Japanese Immigration Policy. Nippon.com. Available at <https://www.nippon.com/en/in-depth/d00572/> (accessed on 11 September 2020).

¹¹⁸⁾ Citizen's Network for Global Activities. 16 April 2020. "TOCOS:Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents" Available at <http://www.cinga.or.jp/592/> (accessed on 25 September 2020).

2019年12月現在、日本国内には410,972人の技能実習生が働いている¹¹⁹。トヨタ自動車の本社や関連する製造工場がある愛知県が最も多くの技能実習生を受け入れている。しかし、技能実習制度の下で働く移住労働者は日本中にいる。技能実習生の最大の送出国は実習生の半数以上を送り出しているベトナムで、次いで中国、インドネシアおよびフィリピンの順となっている。技能実習生の大半は20歳代および30歳代である。

技能実習制度の下での労働者に対する権利侵害は、パンデミックよりもかなり以前から批判されてきた。クリーン・クローズ・キャンペーン（CCC）による「メイド・イン・ジャパン」と題した新しい報告は、国が支援する技能実習制度の下での移住衣料産業労働者の生活の実態を明らかにしている¹²⁰。技能実習生は、債務労働、違法な低賃金、言葉による虐待、安全ではない労働および生活環境など、さまざまな侵害にさらされることが多い。移住労働者が、自分たちが働く工場で寝泊まりしていた事例もある。

技能実習制度において課せられる職場や雇用主を変更する自由と能力の制限は、パンデミックの間、元々脆弱な技能実習生の経済状況や労働条件を悪化させた。外国人技能実習機構（OTIT）によると、技能実習制度の下で働く移住労働者は、技術的にはコロナウイルス発生前からも同じ業種内で職場を変えることができた¹²¹、実際には雇用者を変えることはほとんど不可能である。これは、技能実習生が職場を変更する際には、雇用者や管理団体（SO）、自分たちの関連企業で働くために技能実習生を受け入れている事業協同組合や商工会などの日本の団体に、職場の変更の手続きを依頼しなければならないためである。技能実習生の中には、職場または雇用者を変更したいと申し入れると、解雇され出身国への帰国を余儀なくされた人もいるという報告もある。

技能実習制度の賃金が低いことは、長く批判されてきた。多くの技能実習生にとって、寮費や光熱費などの経費を給与から差し引いた後の収入がほとんどないのが一般的である。多くの技能実習生にとって、送金や幹旋料を払うための借金を返済できるほどの収入を維持するためには、残業代が不可欠である。しかし、COVID-19発生時に、多くの企業が事業を縮小した結果、生計を維持するために残業代に頼っていた技能実習生は収入を失うことになった。ベトナム人技能実習生の中には、家族への送金に10万円（958米ドル）の特別定額給付金を使ったと現地研究者に語った人もいた。

COVID-19発生時には、雇用者の業績悪化により、多くの技能実習生が失業した。法務省は、2020年4月に、失業した技能実習生が日本国内で再就職し、最長1年間働き続けるこ

¹¹⁹ 法務省、2020年3月27日。令和元年末現在における在留外国人数について (*the number of foreign residents as of the end of 2019*) Available at http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00003.html (accessed on 13 November 2020)

¹²⁰ Clean Clothes Campaign. 2020. Made In Japan And The Cost To Migrant Workers. Japan: Made in Japan Campaign. Available at <https://cleanclothes.org/file-repository/ccc-made-in-japan-report.pdf/view> (accessed on 25 June 2020).

¹²¹ 外国人技能実習機構、日付なし。実習先変更支援 手続き・留意事項 (*Support for changing training sites - procedures & notes*). Available at <https://www.support.otit.go.jp/kanri/01.html> (accessed on 18 September 2020).

とを認める方針を打ち出した。しかし、NHK の報道によると、2020 年 8 月 3 日現在、この方針によって再就職できた移住労働者は 635 人だけであった。技能実習制度の下の移住労働者は、失業すると雇用保険の給付を受けることができる。これには、給付を請求する人が、まず「ハローワーク」（公共職業安定所）に求職を申請する必要がある、雇用終了日までの 2 年間に合計 12 ヶ月間、雇用保険料を支払っていないとなければならないという条件がある。これによって、この制度の対象となる人が著しく制限されることになる¹²²。

技能実習生、特に農業、漁業および建設業などの分野で働く人や農村地での実習生は、非常に孤立した状況で働き、生活していることが多い。このような状況にある多くの技能実習生にとって、日本にいる間に支援を求めることができるのは、監理団体と自分たちの雇用者だけである。COVID-19 のように短期間で多くの規則や規制が変わる状況では、技能実習生による情報へのアクセスおよび不安の軽減のための監理団体や雇用者の支援は非常に重要である。ある技能実習生は、日本での在留資格の期限が間もなく切れ、渡航制限のために帰国する手段がないにもかかわらず、監理団体から何の情報もまたは支援も受けられず、非常に不安を感じていると現地研究者に話した。

また、2020 年 8 月初旬の時点で、技能実習制度の期間を終了したものの、移動制限のために本国に帰れない移住者が約 2 万人いると報告されている¹²³。パンデミックのために本国に帰れない人々に対して、政府は当初、3 ヶ月間の特定活動のための在留資格を付与した。2020 年 5 月 21 日以降は、在留期間が 6 ヶ月に延長され¹²⁴、それによって 10 万円（958 米ドル）の特別給付金の申請が可能になった。しかし、他の収入源を失った人々にとって、特別定額給付金は短期間生き延びることにしか役立たない。

多くの元技能実習生は、数ヶ月間、収入源のないまま日本で足止めされ、情報へのアクセスや公的な財政支援がなく、極貧状態やホームレスになることを余儀なくされた。ベトナム大使館がベトナム人を帰国させるために手配したチャーター便もあった。しかし、病気や妊娠中の人が優先され、今も多くの人が日本で足止めされたままである。現地のコミュニティやボランティア団体および宗教施設などが、これらの移住者を支援する上で重要な役割を担っている。日々の生存のための収入源がない数十人のベトナム人の元技能実習生は、東京

¹²² 厚生労働省、2020 年。 *Information On The Systems That Can Be Used When Technical Intern Training Cannot Be Continued. Japan*. Available at <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200605-11.pdf> (accessed on 25 June 2020).

¹²³ NHK. 2020 年 8 月 10 日。コロナで苦境 外国人技能実習生 再就職など支援の充実検討へ (*Predicament in Corona: Enhancing support such as reemployment for foreign technical intern trainees to be considered*) Available at <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200810/k10012560111000.html> (accessed on 18 September 2020).

¹²⁴ 入国管理庁、2020 年 5 月 20 日。新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者及び元中長期在留者からの在留諸申請の取扱いについて (*About handling of residence applications from medium- and long-term residents and former medium- and long-term residents facing difficulties with returning home due to the effects of the new coronavirus infection*). Available at <http://www.moj.go.jp/content/001320105.pdf> (accessed on 28 November 2020).

に隣接する埼玉県にある大恩寺に受け入れられている。日本にいる多くの移住者にとって、自助グループが唯一のセーフティネットとなっており、コミュニティのメンバーが相互に支え合っている。

あるベトナム人技能実習生の話（男性、20歳代）

彼は日本のカトリック教会のベトナム青年団に所属している。ベトナムに妻と子どもを残して移住してきたので、彼にとってこのグループは「日本の家族のようなもの」だという。緊急事態の中、彼の働く会社が勤務時間を短縮した。彼は空いた時間を利用してボランティア活動として、米や他の食料を詰めて、COVID-19のために経済的に苦しむベトナム人コミュニティの人々に送っている。

現地研究者のノート

・難民申請者と非正規移住者

現地研究者は、スリランカ人とクルド人の難民申請者コミュニティを訪問したほか、バンラデシュとベトナムからの2人の非正規移住労働者との非構造化インタビューを行った。

日本は1981年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」（1951年）を批准した。しかし、1982年から2019年の間に難民としての地位が認められたのは794人しかいない¹²⁵。日本は他のG7諸国と比べてはるかに少ない数の難民しか受け入れていないと2019年にNippon.comは報告している¹²⁶。

難民の受け入れ率が低いにもかかわらず、難民申請者は日本の労働力の不足を補ってきた。2010年3月から2018年1月までの間に、法務省は難民申請者に、申請から6ヶ月後に就労が認められる「特定活動」と呼ばれる在留資格を与えていた。この制度は、搾取的な労働条件から逃げ出した移住労働者や、ビザの期限の切れた後も借金を返済できていない移住労働者を惹きつけた。ブローカーもまた、多くの留学生や技能実習生に、日本で長く働きたいならば難民申請をすることを勧めることがよくあった。2017年には、19,629件の難民申請件数があったが、法務省が制度を変更し、難民申請者が就労許可を伴う在留資格を得ることが難しくなると、10,493件にまで減少した。今日では、就労許可のない難民申請者や、雇用者から逃げ出したり、および/または借金返済のために超過滞在している人たちには働く権利がなく、利用できる支援も限られているため、より不安定な状況に置かれている。

住民登録をしていない移住者、特定活動の在留資格を持たない難民申請者および非正規移住者は、パンデミックの間、政府の特別定額給付金から除外された。彼らはまた、賃金の

¹²⁵ 法務省、日付なし。我が国における難民庇護の状況等（*The situations of refugee application in our country*). Available at <http://www.moj.go.jp/content/001317679.pdf> (accessed on 13 November 2020).

¹²⁶ Nippon.com. 14 May 2019. Japan accepts far fewer refugees than G7 peers. Available at <https://www.nippon.com/en/japan-data/h00449/japan-accepts-far-fewer-refugees-than-g7-peers.html> (accessed on 20 September 2020).

未払いや事前通告なしの解雇などの労働の権利侵害に直面している点でも最も脆弱である。例えば、成田国際空港のある千葉県に拠点を置くスリランカ人難民申請者コミュニティのメンバーの多くは、便数の減少により、空港施設および空港や飛行機のケータリングを行う食品加工工場での仕事を失っている。特定活動の在留資格を持たない人の多くは、頼ることができる経済的支援が全くない。同様に、解体業に従事しているクルド人コミュニティの多くは、緊急事態の間に作業を停止せざるを得なくなったため、収入源がなくなった。小規模な下請け業者は多くの難民申請者や非正規の労働者を雇用しているため、より大きな建設会社の労働者よりも仕事に復帰するまでに時間がかかった。

日本政府がつくり出したギャップを埋めるために、市民社会組織による多くの取り組みが行われてきた。移住者と連帯するネットワーク（移住連）という NGO が「移民・難民緊急支援基金」を立ち上げた。主に一般からの寄付を集めたこの基金は、政府の特別定額給付金を受給できない非正規移住者および難民申請者一人につき 3 万円（288 米ドル）を支給した。移住連は 3500 万円（335,115 米ドル）以上の寄付金を集め、2020 年 9 月 21 日現在、1,651 人の非正規移住者および難民申請者を支援してきた¹²⁷。これは市民社会の評価すべき取り組みであるが、非正規移住者を支援しているあるコミュニティ・リーダーは、今後数ヶ月間、多くの人が生活を維持するのに 3 万円（288 米ドル）の寄付だけでは十分ではないと現地研究者に話した。

「クルドを知る会」など地域のボランティア団体は、コミュニティのメンバーをより確立された NGO に紹介する重要な役割を担う。「クルドを知る会」では、難民申請者にインタビューを行い、最も困っている人を移住連の「移民・難民緊急支援基金」に紹介し、その結果 400 人近くのクルド系難民申請者が紹介された。「クルドを知る会」のスタッフは、COVID-19 によって、脆弱な難民申請者の存在が表面化したと現地研究者に語った。パンデミック以前は、日本人と結婚している難民申請者や在留資格を取得している難民申請者の多くは、家族の援助で経済的に自立することができた。しかし、COVID-19 は彼らの家族にも経済的な影響を与え、不安定な状況にあるクルド系移住者がより多く「クルドを知る会」に頼るようになった。

不安定な状況、不確実な未来および経済的な苦境は、多くの難民申請者や非正規移住者のメンタルヘルスにも影響を与えている。悲しいことに、クルド人コミュニティの中で DV と殺人事件が報告され、あるコミュニティ・リーダーは、パンデミックの間に精神衛生状況が悪化したことが原因ではないかと示唆した。

飲食業を経営する難民認定者

現地調査が取り上げたもう一つのグループは、飲食業、特に難民と認定されたミャンマーからの移住者が経営する飲食店にいる移住労働者である。2019 年 12 月現在、32,409 人の

¹²⁷ 移住連、2020 年。新型コロナ「移民査難民緊急支援基金」 ご協力ください!(*Calling for support! COVID-19 "Emergency Support Fund for Migrants and Refugees"*). Available at <https://migrants.jp/campaign/20200504.html> (accessed on 11 September 2020).

ミャンマー国籍者（在留カード保持者）が日本に居住していた¹²⁸。ニューカマーの大半は、技能実習生、留学生、および技術・人文知識・国際業務の在留資格で来日している。しかし、80年代および90年代に来日したオールドカマーの人々や第一世代のほとんどは、認定難民または人道的配慮の下で日本に滞在する在留資格を得た難民申請者である。

東京にはミャンマーからの移住者が1万人以上いる。新宿区や豊島区の近隣にある高田馬場は「リトルヤンゴン」として知られる。現在は50歳代になった第一世代の移住者（認定難民）が経営するビルマ料理店が多く、中には元学生の難民申請者を雇用している店もある。ミャンマーからの移住者のうち、2千人から3千人がこの界限に住み、または働いている。現地調査は、この地域を繰り返し訪問し、特にある1軒のレストランで、スタッフ、顧客、およびコミュニティのメンバーとの交流を通して行った。

これらの認定難民は、ニューカマーや最近来日した人に比べて、より広く日本社会に統合されていた。日本語の理解がより高く、サポートネットワークがより確立されているため、新規移住者が一般的に苦勞する課題のほとんどを克服している傾向がある。これらの飲食店の経営者のほとんどは、日本人経営者と大差なく情報にアクセスし、国や地方自治体の補助金を受け取ることができた。経済産業省や東京都の補助金によって、これらのビジネスは維持することができた。一方で、単なるビジネスではなく、コミュニティの場でもある飲食店の閉店は、多くの経営者やスタッフに精神的な苦痛を与えた。この間、自分たちの社会資本を活用して、顧客や地元住民からの寄付を募るレストランもあった。

*「日本の市民からの寄付は、経済的だけでなく精神的にも支えてくれた」
飲食店経営者（男性、50代、ミャンマー出身）*

これらは日本の移住者コミュニティの中では例外的な事例であるが、移住者および難民コミュニティのレジリエンスと受入国社会との社会的統合の重要性を示している。

結論

結論として、日本はCOVID-19に厳格なロックダウンなしで対処した成功例と称されているが、COVID-19発生期間を通して移住労働者をどのように処遇したかについては特に問題があった。日本政府が採用している自民族中心的で新自由主義的なアプローチは、移住労働者や難民をCOVID-19発生時に必要とされる支援から一貫して排除している。情報が十分に翻訳されておらず、政府からのコミュニケーションが不十分なため、日本語を話せない移住労働者が必要な情報を入手できないという結果となった。これには、移住労働者がウイルスに感染して広めることを防ぐために必要な健康情報や、経済危機時に必要である財政支援に関する情報も含む。脆弱な移住者に対する理解と想像力が欠如している。在住外国

¹²⁸ E-stat. 2020. 在留外国人統計 (*total number of foreign residents*). Available at <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&t-stat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=24101212&t-class1=000001060399> (accessed on 13 November 2020).

人への対応は、法務省管轄下の出入国在留管理庁が行ってきたが、同庁は基本的には外国人の権利保護よりも出入国管理に重点を置く立場をとる。日本の強力な国境閉鎖は、帰国できない、または日本に再入国できない移住労働者、技能実習のビザ保持者および留学生に影響を与えるが、十分な配慮がなされていない。国境閉鎖は、移住労働者に大きく依存しているいくつかの部門に労働力不足を引き起こし、深刻な影響を与えるが、そのことでビザ付与が柔軟にはならない。パンデミックが始まった当初は、ビザの期限が切れた技能実習生や留学生は働くことも財政支援を受けることもできなかったが、この政策は後に変更された。日本政府の新自由主義的な性格は、成績が優秀ではない留学生を支援しないという決定にも表れている。制度的には、雇用者が外国人労働者と日本人労働者を差別することは認められないが、経済の低迷状況のため、移住労働者がより不安定で脆弱な立場に置かれていることを意味する。

現地研究者は、移住者および難民に特化した省庁を設置することが、移住者および難民の権利保護を改善するために進むべき道ではないかと示唆する。とは言え、COVID-19 対策には肯定的な側面もある。日本政府は、非正規であるがビザが切れる前に住民登録をしている人も含む移住労働者などに対して一定の支援を行った。市民社会もまた、多言語による支援を提供したり、移住労働者のために政策提言を行うなど、コミュニティを支援するために介入した。

第4章：マレーシア

COVID-19に関する公式数字

最初の症例が記録された日：2020年1月25日

陽性者数：65,697

死者数：3,690

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

マレーシアにおける移住労働者

マレーシアにおける移住労働者は（非正規移住労働者も含め）労働市場の30%を占める¹²⁹。移住労働者に関する既存の推定数は様々で、正規移住労働者（2019年6月現在、約200万人、表1）と非正規移住労働者（100万人から350万人）の両方を含むと少なくとも300万人から550万人までにおよぶ¹³⁰。正規移住労働者とは、有効なパスポートと労働許可証を持つ労働者とされている一方、非正規移住労働者は、これらの書類のいずれか、または両方を持たない労働者である。200万人の登録移住労働者の大部分は、インドネシア（36%）、バングラデシュ（27%）およびネパール（17.3%）からの移住労働者であり、建設、製造、サービス、プランテーション、農業および家事労働という6つの経済部門で雇用されている。移住労働者のその他の国籍には、インド、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、スリランカ、カンボジア、ラオスなどがあげられる¹³¹。製造業、サービス業、建設業およびプランテーション部門は、依然として輸出志向で労働集約型の産業であり、労働力不足を補うために低賃金および未熟練労働者に大きく依存している¹³²。これは下記表1に反映されており、ほとんどの移住労働者がこれらの部門で雇用されていることを示している。

¹²⁹ International Labour Organization (ILO) and Australian Aid. 2019. TRIANGLE in ASEAN Quarterly Briefing Note. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/genericdocument/wcms_614381.pdf (accessed on 17 August 2020).

¹³⁰ Hwok Aun, L. and Yu Leng, K. 2018. Counting migrant workers in Malaysia: A needlessly persisting conundrum. ISEAS-Yusof Ishak Institute, Issue Brief No. 25. Available at https://www.iseas.edu.sg/images/pdf/ISEAS_Perspective_2018_25@50.pdf (accessed on 17 August 2020).

¹³¹ Ministry of Human Resources (MOHR). 2019. Work and Labour Statistics. Series 19. No. 1/2019 March. Available at http://myhos.mohr.gov.my/ebook/istatistik1_2019/bil1_2019.pdf.

¹³² Mei Wei, W. and Yazdanifard, R. 2015. The Review of Challenges Foreign Workers Face in the Construction Industry of Malaysia. *Global Journal of Management and Business Research*, 15(4), 13-16.

表1：一時的雇用のためのビジット・パス（VP-TE）を保持する移住労働者の国籍別一覧

国籍	産 業 分 野						合計
	家事労働	建設業	製造業	サービス	プランテーション	農業	
インドネシア	90,718	162,421	136,394	43,325	205,177	75,890	713,925
ネパール	60	7,927	251,503	73,892	3,045	9,886	346,313
バングラデシュ	122	197,796	206,843	85,350	34,657	19,884	544,652
インド	1,059	11,033	2,902	51,142	28,603	26,239	120,978
ミャンマー	66	11,704	79,186	16,151	906	3,789	111,802
パキスタン	29	27,464	3,329	9,098	5,764	16,943	62,627
フィリピン	32,154	2,939	4,599	6,132	3,445	3,747	53,016
ベトナム	432	2,804	14,195	2,012	51	560	20,054
中国	196	9,593	1,337	5,272	12	24	16,434
タイ	318	951	193	12,256	547	2,196	16,461
スリランカ	553	240	3,315	1,127	186	154	5,575
カンボジア	1,447	130	1,211	647	101	346	3,882
ラオス	15	0	9	13	0	4	41
合計	127,169	435,002	705,016	306,417	282,494	159,662	2,002,427*

出典：人的資源省（MOHR）2019年

*合計数は人的資源省の公表した2019年6月30日付統計に整合するよう調整した。

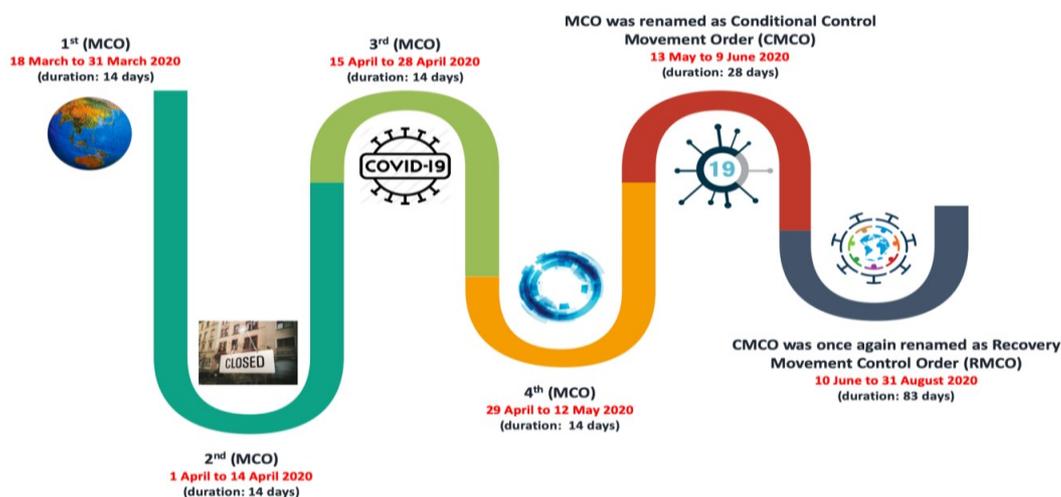
COVID-19 対策

・移動制限令

COVID-19は、2020年1月25日、中国からマレーシアに入国した旅行者から検出され、マレーシアへの到達が確認された。当初、COVID-19の拡散は、2020年2月末から3月初旬にかけてクアラルンプールの宗教的な集会で大規模クラスターが発見されるまでは低い

水準にとどまっていた¹³³。マレーシアは、3月18日に早期予防措置として、移動制限令（MCO）を発した。最初の移動制限令が発表されて以降、必須とみなされる産業を除く、すべての経済活動の操業停止が命じられた¹³⁴。一部の必須事業は、厳格な標準作業手順（SOP）の下で業務を行うことが認められた。その他の非必須産業における特定の事業は、第4次移動制限令（2020年4月29日から5月12日）から条件付移動規制令（CMCO）（2020年5月13日から年6月9日）までの間、操業規模に一定の制限を設けた上で、次第に操業を認められた。経済の大部分の部門は、2020年6月10日から回復移動制限令（RMCO）の下で初めて通常の労働時間での操業を含む完全稼働が認められた¹³⁵。以下の図1は、マレーシアの移動制限令の経過を表している。

図1：マレーシアの移動制限令の経過、2020年3月18日から8月31日



出典：マレーシア統計局の情報（2020）¹³⁶をもとに現地研究者が作成

¹³³ The Straits Times. 13 March 2020. Malaysia screening people linked to Sri Petaling Mosque rally over coronavirus concerns. Available at <https://www.straitstimes.com/asia/se-asia/malaysia-screening-people-linked-to-sri-petaling-mosque-rally-over-coronavirus-concerns> (accessed on 1 December 2020).

¹³⁴ National Security Council (Majlis Keselamatan Negara). 18 March 2020. Kenyataan Media MKN – Pergerakan Kawalan COVID-19. Available at <https://www.pmo.gov.my/2020/03/kenyataan-media-mkn-18-mac-2020/> (accessed on 6 October 2020).

¹³⁵ The Star. 7 June 2020. CMCO to end, replaced with RMCO until Aug 31 [NSTTV]. Available at <https://www.nst.com.my/news/nation/2020/06/598700/cmco-end%C2%A0replaced-rmco-until-aug-31> (accessed on 17 August 2020).

¹³⁶ Department of Statistics, Malaysia (DOSM). 2020. Malaysian Economic Statistics Review, Vol.1/2020. Available at <https://www.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/pdfPrev&id=a2VhN3FvUnp5Y1c5ZmRlIEEnpSFkwQT09> (accessed on 17 August 2020)

・移住者および難民の処遇に関する矛盾

検査と治療

マレーシアで初めて COVID-19 の陽性例が確認されたのは、世界保健機関 (WHO) がこの疾病をパンデミックと宣言する約 2 週間前のことであった。それ以降、COVID-19 の陽性例は急速に増加し、2020 年 3 月末までに 3,000 人近くに達した。保健省 (MOH) は、2020 年 1 月 29 日付けで、移住労働者のヘルスケアへのアクセスに関する政府通知を發した。同通知は、COVID-19 の陽性の疑いがある、または COVID-19 患者と密接に接触していた移住労働者は、政府施設での外来料金 (つまり登録料、検査料、治療費、入院料) の支払いが免除されると述べていた¹³⁷。しかし、ムヒディン・ヤシン首相は 2020 年 3 月 23 日に、移住労働者が COVID-19 に関連する検査料および治療費を支払うべきだと発言し、混乱を招いた。そのわずか数時間後、保健省はすぐに反論し、2020 年 1 月 30 日付けの保健省の通知がまだ有効であることを再確認した¹³⁸。その後、5 月初旬、移住労働者の陽性者数が急増する中、政府はすべての移住労働者に綿棒検査を受けることを義務付け、その費用は雇用者が負担すると発表した¹³⁹。しかし、雇用者からの圧力が高まり、移住労働者の COVID-19 検査の費用は、労働者社会保障機構 (SOCSO) のプリハティン・スクリーニング・プログラム (PSP) の下で負担されることが決定され、建設および警備部門が優先されることになった¹⁴⁰。

非正規移住労働者および難民

政府は、タブリーグ (宗教的な説教者) やロヒンギャ難民およびその他の非市民に関する COVID-19 陽性者数の増加を懸念していた。政府は、適切な渡航書類を持っていない人を逮捕しないと保証することで、非正規移住者に政府の医療機関で COVID-19 の検査や治療を受けることを奨励しようとした。しかし、法律上と行政上の定義の両方の点で、非正規移

¹³⁷ Ministry of Health (MOH). 2020. Pengecualian Caj Perubatan Kepada Pesakit Warga Asing Yang Disyaki / Dijangkiti 2019 nCoV Serta Kontak Kepada Pesakit Yang Disyaki Dan Disahkan Dijangkiti 2019 nCoV. (Exemption from Medical Charges for Suspected / Infected Foreign Patients of COVID-19 As well as Contact To Suspected And Confirmed Infectious Patients of COVID-19) Available at http://www.moh.gov.my/index.php/database_stores/store_view_page/31/375 (accessed on 17 August 2020).

¹³⁸ CodeBlue. 23 March 2020. Health DG Says Free COVID-19 Tests, Treatment For Foreigners, After PM Says Payments Required. CodeBlue. <https://codeblue.galencentre.org/2020/03/23/health-dg-says-free-covid-19-tests-treatment-for-foreigners-after-pm-says-payments-required/> (accessed on 17 August 2020).

¹³⁹ The Star. 4 May 2020. Ismail Sabri: Compulsory COVID-19 tests for all foreign workers. Available at <https://www.thestar.com.my/news/nation/2020/05/04/ismail-sabri-compulsory-COVID-19-tests-for-all-foreign-workers> (Accessed on 25 August 2020).

¹⁴⁰ Free Malaysia Today. 13 May 2020. Socso Prihatin screening to give priority to foreign workers in 2 sectors. Available at <https://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2020/05/13/socso-prihatin-screening-to-give-priority-to-foreign-workers-in-2-sectors/> (Accessed on 25 August 2020).

住労働者と難民の人々との間に明確な違いがないことから判断すると、実施された政府の施策は、これらのグループそれぞれが必要とする異なるアプローチと解決策を無視して、一律の政策をとっているのである（つまり、国連難民高等弁務官（UNHCR）カードを持つ難民は、非正規移住労働者と一緒に逮捕され、入国管理収容所で収容されるべきではない）。

政府の非正規移住者と難民の処遇における矛盾が再び見られたのは、2020年5月1日にクアラルンプールで非正規移住労働者を標的とした初の大規模な立ち入り捜査を行った時である。この立ち入り捜査は、非正規移住労働者と難民が COVID-19 の検査を受けるために名乗り出ても恐れることは何もないという事前の保証にもかかわらず実施された。数週間足らずで、クアラルンプール卸売市場、セラヤンおよびゴンバクを含むいくつかの地域でさらに立ち入り捜査が実施され、女性や子どもを含む何千人もの非正規労働者および難民が検挙され、入国管理収容センターに収容された¹⁴¹。これらの一連の入国管理当局による立ち入り捜査によって、非正規移住者は潜伏することを余儀なくされ、保健省の封じ込めの取り組みの妨げとなった。

2020年6月3日、政府は複数の収容センターで新たに COVID-19 陽性者のクラスターが発生したと発表した。保健省の報告によると、6月3日時点で、ブキットジャリル、スメリ、セパンおよびプトラジャヤの4つの収容センターから採取された4,908件の検体から、非市民の間で465件の COVID-19 陽性例が確認された。その内訳は、インド123人、インドネシア76人、バングラデシュ108人、ミャンマー66人、パキスタン45人、中国18人、スリランカ7人、ネパール5人、カンボジア4人、およびフィリピン3人からなる非正規労働者であった。入国管理収容センターにおける COVID-19 陽性者のクラスターの発生は、2020年5月のクアラルンプールとセラランゴールで行われた政府の大規模な立ち入り捜査に関連していた。これらのクラスターの発生は、多くの収容所における物理的な距離の欠如と、既存の劣悪な保健制度や衛生上の慣行とが重なった結果でもある¹⁴²。

¹⁴¹ MalayMail. 14 May 2020. Women, children among those carted off in lorries as Immigration Dept raids migrants in Selayang Baru. Available at <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2020/05/14/women-children-among-those-carted-off-in-lorries-as-immigration-dept-raids/1866148> (Accessed on 25 August 2020).

¹⁴² Human Rights Commission of Malaysia (SUHAKAM). 28 May 2020. Dialogue with Vulnerable Communities: An Assessment of Needs and Next Steps Amid COVID-19 Pandemic. Available at <https://www.suhakam.org.my/dialogue-with-vulnerable-communities-an-assessment-of-needs-and-next-steps-amid-COVID-19-pandemic/> (accessed on 25 August 2020).

表 2：2020 年 6 月 3 日現在、4 箇所の入国管理収容センターの非市民における採取した検体数、検査の結果待ち数および COVID-19 陽性者数

入国管理収容センター	採取された検体数	非市民の陽性者数	結果待ち
ブキットジャリル	1,545	338	1,175
セメニヒ	1,785	65	0
セパンダ	1,477	60	0
プトラジャヤ	101	2	0
合計	4,908	465	1,175

出典：保健省、2020 年 6 月 3 日 Daily Status Update (プレス声明)

市民社会組織は以前、政府が実施した入国管理当局による立ち入り捜査が、COVID-19 の検査を受けるために名乗り出ようとする非正規移住労働者の間に恐怖心を植え付けるだけでなく、これらの非正規移住労働者の多くがラマダンの聖なる一ヶ月を守っていたことから、非人道的な行為であると警告していた¹⁴³。また、女性や子どもを含む脆弱な集団を逮捕したり、収容期間中に物理的な距離をとることが不可能な状況に置くことは、公衆衛生上の危機に対処する努力を妨げる逆効果の行為である。

・情報および支援へのアクセス

2020 年 3 月下旬、人的資源省 (MOHR) は、COVID-19 とその労働法への影響に関する懸念に対処するための 3 部からなる「よくある質問 (FAQ)」を公表した。同省はまた、雇用者や移住労働者を含む労働者からの問い合わせを受け付ける週 7 日 24 時間対応のコールセンターを設置し、移動制限令期間中にまだ操業が禁止されているビジネス活動ならびに操業が許可された部門の標準作業手順を公表した。しかし、人的資源省が公表した FAQ を含むほとんどの啓発情報は、マレーシア語と英語でしか利用できない。移住労働者の多くは、これらの言語のいずれにも堪能ではない。このことは、移住労働者がパンデミックの間、職場において COVID-19 に関連した、またはその他の雇用関連の懸念を提起するにあたって重要な障壁となっている。

¹⁴³ MalaysiaKini. 1 May 2020, Tenaganita condemns raids on undocumented migrants, refugees in Kuala Lumpur. Available at <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2020/05/01/tenaganita-condemns-raids-on-undocumented-migrants-refugees-in-kuala-lumpur/1862190> (Accessed on 25 August 2020).

現地調査では、多くの移住労働者にとって COVID-19 および自分を守る方法についての教育と情報が不足していることも判明した。現地の言語での識字が不十分であることと、必要不可欠な情報にアクセスできないことがあわせり、移住労働者は、自分たちがとることができる予防措置、自分たちが直面しているリスク、そして公衆衛生上もたらし得るリスクを知らないままになっている。マレーシアの国際移住機関 (IOM) は、様々な移住労働者の母国語で移住者健康速報を作成していたが¹⁴⁴、多くの移住労働者、特に都市周辺部や遠隔地で働いていたり、住んでいる移住労働者は、IOM が提供するこれらの健康速報の存在を知らない。移住労働者の回答者の中には、IOM という組織のことを初めて聞いた、と現地研究者に話した人もいる。移住労働者の大多数は、IOM の健康警報などの情報に簡単にアクセスできるインターネットやスマートフォンを利用している。しかし、IOM のような国際機関の存在および移住労働者の様々な母国語に翻訳された情報が利用できることを知らないことが、移住労働者が情報にアクセスする際の障壁となっている。これは結局、移住労働者が他の情報源に頼ることにつながる。以下の主要情報提供者 1 によってさらに説明される。

「コロナ (つまり COVID-19) がマレーシアに到達してから、たくさんのビデオやテキストメッセージがランダムに共有されている。それらのビデオはコロナについての話や、マレーシアを含む他の国でどのようにウイルスを退治するかについて語っていた。私が覚えているビデオでは、日光の下にいるとコロナが死んでしまうといっていた。このメッセージは、私の知っているコミュニティの間で広く共有されていた。そして、(プランテーション労働者である私たちは日光にさらされているので) 働くよう促すことも含めて実践していた。このため、多くの労働者が移動制限令期間中に働くよう促されることになり、お金を得るだけでなく、感染を防ぐことも期待されている。これが本当かどうかはわからない」

主要情報提供者 1 (インドネシア人労働者、正規労働者、
プランテーション部門、セランゴール州)

・経済助成金と移住労働者の除外

2020 年 3 月 27 日、政府は、雇用者が従業員を維持し、雇用の喪失を防ぐための取り組みである *Prihatin Rakyat* 景気刺激策の一環として、労働者への賃金助成金制度を開始した¹⁴⁵。この取り組みは労働者の減少を防止する試みとして、またマレーシアにおいて少なくとも 300 万人の労働者に恩恵をもたらすとして賞賛された。しかし、移住労働者は、

¹⁴⁴ International Organization for Migration (IOM). 4 April 2020. Malaysia - Poster on COVID-19 for migrant workers in Malaysia (English, Vietnamese). Available at https://crest.iom.int/sites/default/files/document/malaysia_-_iom_COVID_19_poster_eng_vie.pdf (Accessed on 25 August).

¹⁴⁵ New Straits Times. 27 March 2020. PM: Wage Subsidy Programme to protect jobs, maintain salaries. Available at <https://www.nst.com.my/news/nation/2020/03/578730/pm-wage-subsidy-programme-protect-jobs-maintain-salaries> (accessed on 24 August 2020)

このような助成金の受給対象から除外されていた。

政府は、拡大 *Prihatin Rakyat Plus* の一環として、移住労働者の人頭税の引き下げを 2020 年 4 月 6 日に発表した。中小企業の経済的負担を軽減するため、政府は、4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に許可証の有効期限が切れる移住労働者の雇用者に対して、人頭税を 25%引き下げることと決定した¹⁴⁶。人頭税の引き下げは移住労働者に関して政府がとった重要で肯定的な取り組みである。しかし、これは雇用者の経済的負担の軽減には役立つが、移住労働者自身はこの取り組みから直接の恩恵を受けていない。これは、マレーシアの規則が、雇用者に人頭税を支払うことを義務付け、雇用者は移住労働者の給料からそれを差し引いてはならないとしているからである。したがって、これは移住労働者の経済問題に直接対処するものではない。第二に、25%の人頭税の引き下げは、斡旋料、無料宿泊施設の提供、健康診断および保険、就労許可証の更新など、雇用者が移住労働者を雇用する際に負担している既存の経済的なコミットメントと比較すると少なすぎる。パンデミックと経済的圧力の時にあっては、25%の人頭税の引き下げは、雇用者、特に中小企業の雇用者を支援するには不十分であり、雇用者に移住労働者の雇用を維持し、継続することを促すことにはならないかもしれない。他の状況では、このように優遇措置が少ないと、一部の雇用者は、移住労働者を見捨て（つまり、就労許可証の更新をせず）、非正規移住労働者を雇用し始めることを選択するかもしれない。

2020 年 5 月 16 日、政府は卸売市場において移住労働者の雇用を禁止すると発表した。この決定は、移住労働者への依存を低減することを目的とし、それによって現地の労働者がこの部門で働く機会を増やすことになると考えられた。政府の発表後、雇用者は移住労働者の解雇を余儀なくされ、その結果、多くの移住労働者が失業し、その後収入を失うことになった。マレーシアの法律では、合法的な雇用と雇用者がいなければ、移住労働者は非正規滞在者になるリスクもある。パンデミックの間、そして移動制限令の様々な段階のために、本国への送還手続きは不明確であった。このことは、失業中および非正規の移住労働者にさらに逮捕や収容のリスクを課していた。この発表は一部の関係者からは喝采を浴びたが、移住労働者の後の欠員を現地労働者が埋める可能性が低いため、現地業者の操業に影響を与えた。その結果、多くの現地業者は労働力不足のために事業を継続することが困難になった。

・移住者を支援する NGO への制限

2020 年 4 月初旬、政府は、移住労働者および難民に対する人道的支援は、マレーシア民兵局 (RELA) とマレーシア民間防衛軍の支援を受けて、福祉局を通してのみ行うことができると決定した¹⁴⁷。難民や非正規移住労働者に手を差し伸べる権限を与えられた組織が直

¹⁴⁶ The Star. 6 April 2020. *Prihatin Plus cuts foreign worker levy by 25pc, opens doors for firms to explore unpaid leave, pay cuts.* Available at <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2020/04/06/prihatin-plus-cuts-foreign-worker-levy-by-25pc-opens-doors-for-firms-to-exp/1854059> (Accessed on 25 August 2020).

¹⁴⁷ Theng, T.T., Nazihah, M. N. and Jarud, R. K. 2020. *Covid-19: We Must Protect Foreign Workers.*

面している制限（非正規移住労働者や難民の居場所に関する情報がない）を考慮して、政府は後に決定を覆し、政府が発表した指針に従う NGO やコミュニティに本拠を置く組織に人道的支援を行うことを認めた¹⁴⁸。

・移住労働者の搾取

パンデミックが起こる中、移住労働者に対する搾取の疑惑が国際的な注目を集めた。これには、天然および合成ゴム手袋を含む個人用防護具の世界的な需要の急増に対処するために製造を急いでいると言われたマレーシアの手袋製造者に対する強制労働の訴えが含まれる¹⁴⁹。マレーシアはゴム手袋の世界最大の生産国であり、世界で生産される医療用ゴム手袋の約 3 分の 2 を生産している¹⁵⁰。その結果、労働者、特に移住労働者は、多くの場合、ゴム工場内の高温の中で長時間労働を余儀なくされた。また、職場において物理的距離がとれるかどうか、および労働者の宿泊施設での不衛生で過密な生活環境についても懸念が提起された¹⁵¹。マレーシアの大企業は、移住労働者の債務労働や強制労働の状況を改善する努力をほとんどしていない。（グローバルな消費者やブランドからの圧力にもかかわらず）大企業が事業を積極的に変える努力をほとんどしていないという事実は、同国の中規模企業で雇用されている何万人もの移住労働者の状況に疑問を投げかける。

COVID-19 のなかの移住労働者コミュニティ

マレーシアでの現地調査では、(i)プランテーション、(ii)建設という 2 つの経済部門においてインドネシアとバングラデッシュからの移住労働者が直面している実際の経験を調査した。クアラルンプールとセランゴールで、11 人のインドネシア人労働者と 4 人のバング

Khazanah Research Institute's Discussion Paper No.8/20 (5 June 2020). Available at http://www.krinstitute.org/assets/contentMS/img/template/editor/20200607_Discussion%20Paper_Covid-19_We%20Must%20Protect%20Foreign%20Workers_Rev.pdf (Accessed on 25 August 2020).

¹⁴⁸ The Star. 2 April 2020. JKM's new guidelines allow NGOs to distribute food to needy folk. Available at <https://www.thestar.com.my/metro/metro-news/2020/04/02/jkms-new-guidelines-allow-ngos-to-distribute-food-to-needy-folk> (Accessed on 25 August 2020).

¹⁴⁹ Reuters, 29 March 2020. World's largest glovemaking sees shortage as coronavirus fight spikes. Available at <https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-malaysia-top-glove/worlds-largest-glove-maker-sees-shortage-as-coronavirus-fight-spikes-idUSKBN21G04Z> (Accessed on 25 August 2020).

¹⁵⁰ Liz Lee / Reuters. 25 November 2020. November 2020. Malaysia reassures on supply after the world's largest latex glove maker shuts factories. The Peninsula, available at <https://www.thepeninsulaqatar.com/article/25/11/2020/Malaysia-reassures-on-supply-after-world-s-largest-latex-glove-maker-shuts-factories> (accessed on 5 December 2020).

¹⁵¹ Asia Times. 23 April 2020. NHS warned of 'slave-like' conditions in glove factories. Available at <https://asiatimes.com/2020/04/slave-like-conditions-alleged-in-glove-factories/> (Accessed on 6 August 2020).

ラデシュ人労働者を対象に、15回の半構造化インタビューを実施した。15人の情報提供者のうち、インドネシア人6人とバングラデシュ人3人は非正規移住労働者であり、残りは有効な渡航書類と雇用書類を保持していた。部門別では、インドネシア人8人とバングラデシュ人1人がプランテーション部門で、インドネシア人3人とバングラデシュ人3人が建設部門で働いていた。

・収入の減少もしくは喪失と失業

2020年6月10日に「回復のための移動制限令」が導入されるまでの間、雇用者は、実働人数を総労働者の50%以下に抑えるように指示されていた。これは、最初の移動制限令（2020年3月18日）から条件付き移動制限令が2020年6月9日に終了するまでの間、政府が必須産業と追加産業について定めた標準作業手順に従うものであった。この期間、プランテーションや建設部門で日給および出来高払いの労働者として働く移住労働者を含め、多くの労働者が就労を認められなかった。このことは、彼らの月収が大幅に減少し、労働者、特に移動制限令期間中に労働が禁止された労働者の中には、少なくとも3カ月連続でまったく収入がない人もいた。

時給制ではあるが労働が認められていた移住労働者にとって、作業時間の短縮は結果的に月収を大幅に減少させた。彼らの月給がもともと低いこと考えると、労働日数と労働時間の減少は、マレーシアでの月々の出費を維持するためだけでなく、それぞれの本国への送金総額にも大きな影響を与えていた。

マレーシア国家人権委員会（SUHAKAM）は、多くの移住労働者が雇用者によって働くことを禁止され、同時に移動制限令が導入されて以来、雇用者から何らの連絡も受けていないと報告した。労働者は自分たちの雇用状況、さらに重要なことに、労働許可証は雇用者によって毎年更新されなければならないのであるが、在留資格について何も知らされていないかった。これは、移住労働者の減少に関する懸念だけでなく、非正規移住労働者になるリスクも提起している¹⁵²。

「週に3日から4日の間に、1日4時間しか働くことを認められなかった。友達同士でローテーションしなければならなかった。農園管理担当は、100%の人数での作業はできないと言っていた。だからローテーションをしなければならなかった。収穫労働者である私たちの賃金は、毎日収穫した果物で決まる。毎日4時間の労働では、通常収入を得るには限界がある。（中略）2020年3月の私の給料は500リンギット（125米ドル）、4月は600リンギット（150米ドル）程度だった（最低賃金は1050～1100リンギット [262.50-275米ドル]）。農園支配人はこのことを認識していた。私たちの多くは移動制限令のためにプランテーションの外に出ることができないので、農園支配人が食料品やタバコ、私たちが農園内を移動できるようにガソリン（ボトル入り）を提供

¹⁵² Human Rights Commission of Malaysia (SUHAKAM). 28 May 2020. Dialogue with Vulnerable Communities: An Assessment of Needs and Next Steps Amid COVID-19 Pandemic. Available at <https://www.suhakam.org.my/dialogue-with-vulnerable-communities-an-assessment-of-needs-and-next-steps-amid-COVID-19-pandemic/> (accessed on 25 August 2020).

してくれた」

主要情報提供者 2 (正規のインドネシア人労働者、セランゴール州プランテーション部門)

「私たちの仕事は一時的に停止されているので、(建設)現場に来ないように言われた。以前は *kongsi* (建設現場内の労働者の宿泊施設の意味) に滞在していたが、入管当局による立ち入り捜査があるという噂があったため、退去するように言われた。2020年3月下旬、私はクアラルンプールの友人宅に引っ越した。それ以来、雇用者からは何の連絡もない。心配なのは、私のパスポートが2020年9月に期限切れになることだ。今の私には、就労許可証を更新するための仕事も雇用者もない。仕事も雇用者もない場合、斡旋業者はパスポートの更新の手続きをとることができない。バングラデシュに戻りたいが、費用が高いのは承知の通りだ。少なくともあと数年は働かなければならない」

主要情報提供者 3 (非正規のバングラデシュ人労働者、クアラルンプール・建設業)
彼は2020年2月から7月までずっと働いていないと報告した。

・食糧不足と飢餓のリスク

移動制限令の期間中、食料へのアクセスが限られ、脆弱な移住労働者の飢餓の真のリスクにつながる。食料の不足は、移住労働者が直面している3つのシナリオに見られる。

第一に、多くの移住労働者、特に都心部以外の場所や遠隔地に住む移住労働者にとっては、長時間の道路移動と、多くの食料品店や市場での営業時間の短縮とが合わさり、食料へのアクセスが制限される。移住労働者の中には、職場や宿泊施設の近くで食料を購入できる人もいるかもしれないが、商人や現地企業が移住労働者に対して過剰に高い価格を課していることが多数報告されている¹⁵³。第二に、多くの移住労働者、特に非正規移住労働者は、食料を入手するために隠れている場所の外に出ることを恐れている。NGOによって非正規移住労働者に提供された人道的支援もあったが、それらは全く不十分であった¹⁵⁴。第三に、拡大移動制限令 (EMCO) が課せられた地域に封じ込められた移住労働者に対しては、食糧支援を支給することができなかった。これらの特定の地域では、食糧支援を含む支援は、コミュニティのリーダーか村の長を通してしか行われず、物資不足のためにその食料は現地の人々にのみ支給されていたとマレーシア国家人権委員会は報告している¹⁵⁵。

"私たちはこの食糧援助 - 米 10kg、食用油 2kg、その他数点の食料品を受けることが

¹⁵³ 同上。

¹⁵⁴ International Labour Organization (ILO). 2020. COVID-19: Impact on migrant workers and country response in Malaysia. pp. 6-7. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/briefingnote/wcms_741512.pdf (accessed on 25 August 2020).

¹⁵⁵ Human Rights Commission of Malaysia (SUHAKAM). 28 May 2020. Dialogue with Vulnerable Communities: An Assessment of Needs and Next Steps Amid COVID-19 Pandemic. Available at <https://www.suhakam.org.my/dialogue-with-vulnerable-communities-an-assessment-of-needs-and-next-steps-amid-COVID-19-pandemic/> (accessed on 25 August 2020).

できて幸運だった。しかし、これは3日間分にしかならなかった。同じ家に12人も住んでいたからだ。援助物資を受ける際に連絡先を聞かれたが、物資を提供する人の連絡先は教えてくれなかった。電話して追加の食料品を頼みたかったが、電話番号がわからなかったのだ。移動制限令が出てから、私たちの食事は1日1回、昼食時のみとなった。食べる物を毎日節約しなければならなかった。2020年6月中旬、私たちは仕事をするように指示され、昼食用の食料と夕食用に持ち帰る食料を買う機会があった。私たちは当初、周囲で起きている無差別逮捕を聞いて懐疑的になり、外に出るのが怖かった。しかし、同時に、食料が限られており、働いて家に送金し始めなければならないので、家にこもってばかりはいらなかった」

主要情報提供者4（非正規のバングラデシュ人労働者、セランゴール州プランテーション部門）

・過密で不衛生な生活環境

マレーシアの移住労働者の中には、すでに不安定な宿泊施設（たとえば、コンテナの簡易共同住宅）で生活している人もおり、適切な水や電気の供給、基本的な衛生用品がなく、過密状態で生活している。このような状況下で屋内にいることを余儀なくされた移住労働者は、物理的な距離を置くことや、良好な衛生状態を維持することができなかった。マレーシア国家人権委員会はまた、主に建設部門の移住労働者のほとんどが、約40人から80人の住人がいる共有（*kongsi*）の家に同居していたと報告している。このような過密な生活環境によって、移住労働者のCOVID-19の感染リスクが高まることになる¹⁵⁶。

政府は、雇用者や請負業者が、建設現場の外に住む労働者のために、労働者の宿泊施設、交通手段、および毎日のCOVID-19検査を行うための厳格な手順を導入することを支援するために、建設業をはじめ特定産業についてのいくつかの指針を発表している。しかし、これらの指針は法的な執行力を持つものではなく、雇用者は、これらの指針を遵守しても、しなくてもよい、単なる勧告や助言とみなしている。

「私は同じキャビンに共同で他のインドネシア人の同僚9人と一緒に住んでいる。キャビン・ハウスは約20x20フィートと非常に小さい。共同のキッチンがキャビンの外にあり、共同のトイレもキャビンの外にある。ちゃんとした調理設備はなく、グラスやお皿も含めてすべてを共有し、きれいな水を供給できる適切な配管システムもない。夜はお互いに密接して寝ていた」

主要情報提供者5（インドネシア人労働者・非正規労働者・建設業・クアラルンプール）

一部の労働者は、移動制限令により収入を失った後、賃貸住宅または部屋から退去を余儀なくされ、同じ国の出身者との窮屈な生活環境での共同生活を強いられていた。マレーシア労働組合会議（MTUC）は、ネパール、バングラデシュ、ミャンマーからの移住労働者が、

¹⁵⁶ 同上。

それぞれの雇用者が当初彼らを解雇していた時、セランゴール州で窮屈でかつ悪な条件での生活を余儀なくされていたと報告している¹⁵⁷。

・労働の権利の侵害

パンデミックの期間中、労働の権利の侵害と搾取が増大したことが示唆された。マレーシア国家人権委員会は、一部の移住労働者には移動制限令の前から毎月の賃金が支払われておらず、一部の雇用者は 2020 年 2 月以降、移住労働者の賃金の支払いを停止しているため、労働者は基本的なニーズにアクセスできず、住居や部屋の賃貸料を支払うことができずにいると報告している¹⁵⁸。MTUC は、移住労働者から受理した労働の権利侵害に関する一般的な苦情申立には、不当な解雇、賃金不払いおよび劣悪な生活環境が含まれると報告している¹⁵⁹。労働者の中には、移動制限令発令中に必須業務以外の業務に従事しなければならなかったと述べた人もいる一方、それぞれの雇用者とのコミュニケーションが限られていたために、雇用状況に関する不確実性に直面していた労働者もいた。

「私の以前の雇用者はパーム油の請負業者で、パーム油会社から大きなプランテーション会社で収穫、積み込み、散布などの作業を請け負う契約を受けていた。移動制限令発令中には、パーム油工場の需要を満たすためにプランテーションがまだ稼働していたので、私は働く機会があった。雇用者は、新しい月の初日ごとに賃金を払うと約束していたが、2020 年 1 月からそれを果たしていない。私は 2015 年から 5 年近くそこで働いていた。私は彼を信頼していたし、彼が私を騙すとは思ってもいなかった」

主要情報提供者 6 (インドネシア人労働者、非正規労働者、プランテーション部門、セランゴール州) は、かつてセランゴール州のパーム油農園で働いていた。彼は収穫作業員として働いていたが、6 ヶ月以上賃金が支払われなかったため、2020 年 7 月初旬に退職した。彼は COVID-19 の間も、契約者 (雇用者) から農園で働くように指示されていたが、公正な報酬を受けたことがないと現地研究者に伝えた。

雇用者のグッド・プラクティス

政府の標準作業手順をビジネスの内部手続きに統合する

雇用者による権利侵害の事例が多数報告されている一方で、現地研究者は、企業による移住労働者の権利を保護するグッド・プラクティスも観察した。プランテーションおよび建設部門のいくつかの企業は、政府が公表した標準作業手順をそれぞれの事業運営に組み込むことで、直ちに積極的な対策を講じた。これはまず、政府が公表した標準作業手順のすべて

¹⁵⁷ Free Malaysia Today, 8 April 2020. Sacked and abandoned, foreign workers now living in squalor, says MTUC. Available at <https://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2020/04/08/sacked-and-abandoned-foreign-workers-now-living-in-squalor-says-mtuc/> (accessed on 3 October 2020).

¹⁵⁸ 同上。

¹⁵⁹ Internal Labour Organization (ILO). 2020. COVID-19: Impact on migrant workers and country response in Malaysia. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/briefingnote/wcms_741512.pdf (accessed on 25 August 2020).

の重要な要素を反映させて、自社の事業環境に適した標準手順を作成することを通して行われた¹⁶⁰。

企業は、COVID-19 に関する政府の標準作業手順を通常の労働安全衛生対策に統合し、移住労働者を含む労働者に、労働者が理解できる言語で伝えた。これらの措置には以下が含まれる。

- ・職場、労働者の宿泊施設、共用部分、および雇用者が提供する車両を使用する出勤時に物理的な距離をとる措置を設けること。
- ・オフィス・スペース、共有スペース、移動手段の定期的な清掃と消毒。
- ・会社の作業全体（つまりプランテーションおよび建設区域）に手洗い場を設置する。
- ・石鹸、きれいな水、手指消毒剤、並びにマスク、その他の適切な個人用防護具を移住労働者に無償で提供する。
- ・COVID-19、その予防および封じ込め戦略に関する関連情報を提供する。
- ・定期的な体温スクリーニングを実施する。
- ・職場や労働者宿泊施設に隔離施設を作る。

COVID-19 検査と心理社会的支援を含む医療へのアクセスの促進

いくつかの企業は、移住労働者の費用を雇用者が負担する、COVID-19 綿棒検査を促進することで、直ちに積極的な行動をとっている。その間、企業は現場の保健診療所、医療担当者、または特別な訓練を受けたスタッフ（特にプランテーション部門において）の助けを借りて、COVID-19 へのリスクを含めた健康状況の定期的なモニタリングを行っていた。

企業はまた、モニタリング計画の実施と監督を担う安全衛生担当者を任命し、研修を行った。担当スタッフには適切な医療用品と個人用防護具が装備されていた。企業は操業全体、並びに労働者の宿泊施設や診療所において労働者および居住者の定期的なスクリーニングを実施した。検査を受けた人の数や頻度および関連する症状が適切に記録されていた。

一部の企業では、長期化する移動制限令や孤立による高度のストレスや不安を予防するために、移住労働者を含む労働者がカウンセリングサービスを利用できるよう心理および社会支援制度を構築した。外国領事館へのアクセスの支援もあった。

大不況下での労働基準の遵守

一部の企業では、移動制限令の長期化による相当な経済的困難の中で、労働基準の遵守という切実な取り組みを行った。これらの企業は、日払い、出来高払いおよび月給制の労働者を含む労働者の労働時間の記録を保存するよう努力した。これにより、企業は COVID-19 関連の追跡調査のための労働者の移動記録を持つことができた。

プランテーション部門では、移住労働者を含むすべての労働者に最低賃金を保証するこ

¹⁶⁰ Available here <https://uemsunrise.com/corporate/media-centre/media-highlights/uem-sunrise-to-use-prudent-measures-to-weather-tough-times> ; Available here <http://www.simedarbyplantation.com/sites/default/files/COVID-19%20Sustainability%20Practices.pdf> (accessed 6 October 2020).

とを公約している企業もあることが確認された。これは、一部の労働者が休職するよう求められたにもかかわらず実践された。企業は、政府が定めた移動制限令発令中の労働力を削減するための標準作業手順を遵守している間は、特定の労働者に過度の労働時間を課したり、引き起こしたりすることなく、労働力を削減することができる。パーム油プランテーションの企業は、子どもたちが現場で親の仕事を請け負ったり、手伝いをしたりするリスクについて、引き続き警戒していた。これは、多くの学校や代替の学習センターの閉鎖のため、現場でパーム油に関わる様々な活動を行うにあたり、子どもたちが親から手伝いを求められる可能性があるからである。

プランテーション部門と建設部門両方において、同じ家および/または部屋を共有する移住労働者の数を減らすことを含め、労働者の住居や施設を見直し、調整することで必要な行動をとった企業もある。また、移住労働者へのテキストメッセージによる情報発信を含め、良好な衛生状態の維持および実践の重要性を強調する、意識啓発の取り組みを強化した。毎朝の集会または点呼の際に労働者のブリーフィングが定期的実施され、COVID-19の予防に関する新しい標準作業手順または作業規則について労働者に最新情報が提供された。

移住労働者に対する否定的な傾向と影響がある一方、雇用者のグッド・プラクティスは評価に値し、全国的に拡大されるべきである。このことについて、移住労働者のニーズと福祉に対処する上で、真剣な政策検討と早急な是正を求められる。

結論

結論として、移住労働者に関するマレーシアのCOVID-19に対策は問題だらけである。非正規移住労働者を対象とした入国管理当局による立ち入り捜査を何度も行うという政府の決定は、人権だけでなく彼らの健康も危うくしている。立ち入り捜査で発見されるという脅威は、もしCOVID-19の症状が出た場合、非正規移住労働者が検査を受け、ヘルスケアを受けるために名乗り出るのを妨げる危険がある。さらに、現在の収容施設は、COVID-19の感染を止めるために必要な安全で予防に資する環境を確保することができそうにない。その結果、この決定は、COVID-19の感染拡大を助長するものであり、COVID-19の状況を改善するものではない。

移住労働者が理解できる言語による健康情報へのアクセスが保証されないことが、ウイルスの予防と封じ込めにおけるもう一つの障壁となっている。ほとんどの移住労働者は、自分たちのコミュニティで、あるいは自分たちのコミュニティと一緒に生活しているが、彼らは広く一般の人々とも交流している。言い換えると、移住労働者の健康は一般社会の健康でもある。しかし、パンデミック時の移住労働者の状況に対する政府の対応には、このことが十分に反映されていない。

健康上の危機の時に移住労働者への依存を低減させるという政府の決定は、移住労働者に大きく依存している雇用者だけでなく、収入や雇用を失う労働者自身に対しても無神経である。マレーシアは、COVID-19の蔓延を防ぐために必要な医療用手袋の世界最大の生産国の一つであるが、移住労働者の搾取に関する一連の疑惑が示唆されている。物理的な距離をとることができないこと、不衛生な労働および生活環境は、移住労働者の間でCOVID-

19 感染のリスクをさらに悪化させるだけである。政府と雇用者は、危機の時期にも回復期にも、最高の労働基準を維持し続けるべきである。パンデミックは、移住労働者の労働および生活環境を改善する必要性と、すべての人が公平かつ平等にヘルスケアを受けられることの重要性を浮き彫りにする。

注：この章は Andika Ab Wahb が執筆し、林茉里子と Adeline Tinessia が共同編集した。本章の一部は著者によって他所で公表されている。

第5章：シンガポール

COVID-19に関する公式数字

最初の症例が記録された日：2020年1月24日

陽性者数：58,218

死者数：29

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

シンガポールにおける移住労働者

シンガポールにおいて低賃金で働く移住労働者は、2020年10月現在140万人弱で、そのうち3分の1以上は、最も低賃金の就労ビザである就労許可証を取得している家事労働者や建設労働者である。シンガポールでは、特定の「送出国」の労働者に特定の産業で働くことしか認めないという厳格な政策をとる。また、政府は「外国人雇用税」と呼ばれる、雇った労働者1人につき雇用者が毎月支払わなければならない税金を課している¹⁶¹。政府は、このような税金は低賃金の移住労働者に対する需要を抑制するために必要だと主張する。外国人雇用税に加えて、雇用者が雇用できる外国人の数には割当制度による制限が設けられている¹⁶²。30万人余で推移する移住建設労働者は、ほとんどが南アジア、東南アジア諸国と中国から来ている。シンガポールの移住労働者は、投票権を持たず、人材開発大臣(MOM)の明示の許可がない限り、労働組合を結成したり、労働組合に加盟した従業員になることはできない。他の労働許可を持つ外国人従業員とは異なり、就労許可証を持つ低賃金移住労働者の雇用者は5,000シンガポールドル(3,738米ドル)の保証金を支払わなければならない。この保証金は、労働者が行方不明になった場合や、雇用者が労働者を雇用終了時に出身国に帰国させなかった場合に失い得る。低賃金の移住労働者はまた、シンガポールにいる間自由に雇用者を変えることができない。シンガポールには決まった最低賃金がないため、外国人労働者は同じ仕事をしているシンガポール人労働者よりもはるかに低い賃金しか支払われていない¹⁶³。

¹⁶¹ Ministry of Manpower. 2020. Foreign Worker Levy. Available at <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/foreign-worker-levy> (Accessed 28 November 2020).

¹⁶² Ministry of Manpower. 2020. Key Facts On Work Permit For Foreign Worker. Available at <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/key-facts> (Accessed 28 November 2020).

¹⁶³ William Jamieson. 14 October 2020. Logistical Violence and Virulence: migrant exposure and the underside of Singapore's model pandemic response, London School of Economics. Available at <https://blogs.lse.ac.uk/seac/2020/10/14/logistical-violence-and-virulence-migrant-exposure-and-the-underside-of-singapores-model-pandemic-response/> (accessed on 21 October 2020)

COVID-19 対策

シンガポールにおける COVID-19 の最初の症例が記録されたのは 2020 年 1 月 24 日で、最初の死亡例は 2020 年 3 月 22 日に発生した。最初の症例が記録された直後の 2020 年 1 月 31 日、政府は中国本土からのすべての渡航者に対して 14 日間の「自宅待機通告」を開始した¹⁶⁴。その後、外国人労働者がシンガポールに到着する前に人材開発省から許可を得ることを義務付ける追加措置が実施された。この国の初期対応は、COVID-19 対策の「モデル」とされることが多かった¹⁶⁵。空港での健康診断に加えて、政府は疑わしい症例についてすべて徹底的に検査し、確認された症例と接触したすべての人を追跡し、その接触者が感染していないと判明するまで自宅待機をさせた。WHO のテドロス・アダノム・ゲブレイェス事務局長は、この取り組みを「政府が一体となったアプローチの好例」と称賛した¹⁶⁶。しかし、制度の見落としやギャップのため、移住労働者の寮で COVID-19 が発生し、急速に制御不能に陥ったことは次の項で詳しく述べる。疾病が世界的に広がる中、政府は 3 月中旬に国民に帰国を促した。何千人ものシンガポール国民と永住権保持者（PR）が帰国すると、COVID-19 の確認例が徐々に増加した。2020 年 4 月 7 日、シンガポールは新しい法律を可決した。この法律は、ロックダウンという用語は使われていないが、事実上、「サーキットブレーカー¹⁶⁷」と呼ばれる国家の部分的なロックダウンを課すものである。この措置は 2020 年 6 月 1 日には、徐々に緩和され始めた。

2020 年 10 月 1 日現在、COVID-19 の感染が確認されたほぼ 58,000 人のうち、死者数は 27 人となっている¹⁶⁸。しかし、シンガポールの市民社会組織は、COVID-19 と診断されているのに、国が集計する COVID-19 による死者数に含まれていない死者が他にもいると主張している。2004 年より移住労働者を支援しエンパワーしている、シンガポールの NGO「移住経済のための人道組織」（HOME）は、自分たちの知っている 6 人の移住労働者が集計に含まれていないと主張している。

¹⁶⁴ Ministry of Health. 2020. Implementation of New Stay-Home Notice. Available at <https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/implementation-of-new-stay-home-notice> (accessed on 11 October 2020)

¹⁶⁵ Spencer Wells. 12 March 2020. "Singapore is the model for how to handle the coronavirus". MIT Technology Review. Available at <https://www.technologyreview.com/2020/03/12/905346/singapore-is-the-model-for-how-to-handle-the-coronavirus/> (Accessed on 2 October 2020)

¹⁶⁶ Anna Jones. 10 April 2020. Coronavirus: Should the world worry about Singapore's virus surge?. BBC News, Singapore. Available at <https://www.bbc.co.uk/news/world-asia-52232147> (accessed on 2 October 2020)

¹⁶⁷ 同上。

¹⁶⁸ Our World in Data. 2020. Coronavirus (COVID-19) Cases - Statistics And Research. Our World in Data. Available at <https://ourworldindata.org/covid-cases> (Accessed 1 October 2020).

・寮における移動制限と監視

一部のメディアが移住労働者を対象に行ったインタビューによると、政府の初期対応は自国民を対象とする傾向があり、限定的であったという。例えば、2020年3月初旬、政府はマスクと手指消毒剤を無料で提供したが、それは自国民に限られた。同時期の移住労働者に関する当初のルールは、仕事がある人だけが家からの外出を許されるというものだった。このルールは、移住労働者の間で感染症が蔓延したときに変更され、移住労働者は寮から出ることが許されなくなった¹⁶⁹。

シンガポールはパンデミックへの初期対応において金字塔を打ち立てたが、人口の5分の1を占める移住者人口に関する無知により、健康面での安全性が損なわれてしまった。シンガポールは経済を動かし続けるためにこれらの労働者に大きく依存しているが、彼らの仕事は主に建設、海運、保守などで、ソーシャル・ディスタンスをとることはできない¹⁷⁰。

過密状態の寮における COVID-19 の発生

上記の部門で働く移住労働者は、民間で運営する寮に住んでいることが多いが、そこでは1部屋に最大12人が住んでおり、バスルーム、調理場および食堂は共同である¹⁷¹。シンガポール国立大学ソー・スウィー・ホック公衆衛生学部のデビッド・コー氏は、実際には1部屋に移住労働者が15~20人ずつあてがわれていることが多いと警告している¹⁷²。3月中旬以降、コロナウイルスの陽性反応があった移住労働者の数が驚くほど増加した。政府は、一部の寮を「隔離エリア」として公示し、そこでは移住労働者が過密状態のまま留められていた。この措置は、「COVID-19（暫定措置）法」という新しい法律の導入によって行われた。この法律は、2020年4月7日に議会で可決され、同日に大統領が同意した¹⁷³。これらの「隔離エリア」にいる移住労働者は、共同の台所を使うことができなくなったために食事を提供されていたが、その食事は栄養不足であることが多かった¹⁷⁴。COVID-19法が施行され、サーキットブレーカーが始まった2020年4月7日時点で、約24,000人の外国人労働

¹⁶⁹ A. Mirchandani, and A. De. 5May 2020. We Speak To A Migrant Worker About What It is Like To Live In One Of Singapore’S Coronavirus Hotbeds. Available at <https://www.vice.com/en/article/akw5w5/singapore-migrant-worker-experience-coronavirus> (accessed on 12 December 2020)

¹⁷⁰ Anna Jones. 10 April 2020. Coronavirus: Should the world worry about Singapore’s virus surge?. BBC News, Singapore. Available at <https://www.bbc.co.uk/news/world-asia-52232147> (accessed on 2 October 2020)

¹⁷¹ 同上。

¹⁷² David Koh. 2020. ‘Migrant workers and COVID-19’, *Occupational and Environmental Medicine*, p. opened-2020-106626. doi: 10.1136/oemed-2020-106626. (accessed on 21 October 2020)

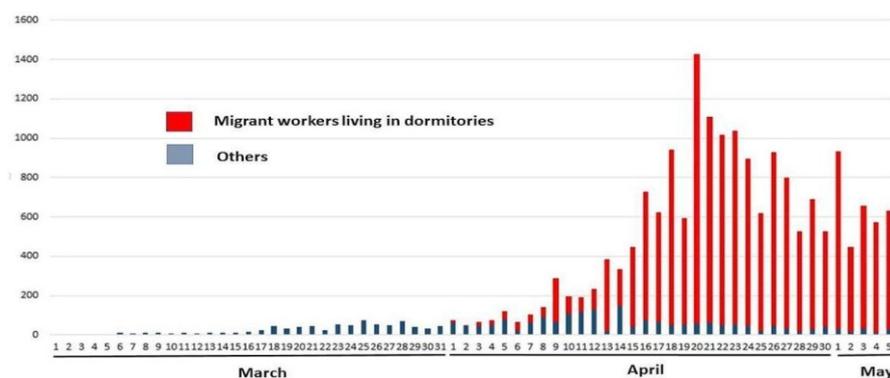
¹⁷³ Singapore Statute Online. 2020. Republic of Singapore, Government Gazette Acts Supplement. Available at <https://sso.agc.gov.sg/Act/COVID19TMA2020> (accessed on 11 October 2020)

¹⁷⁴ Ratcliffe, R., 17 April, 2020. Singapore’s Cramped Migrant Worker Dorms Hide Covid-19 Surge Risk. the Guardian. Available at <https://www.theguardian.com/world/2020/apr/17/singapores-cramped-migrant-worker-dorms-hide-covid-19-surge-risk> (Accessed 24 June 2020).

者を収容する外国人専用の3つの寮が隔離状態に置かれていた。それらの寮のうち、100人以上の労働者にCOVID-19の陽性反応があった。シンガポールのNGO、トランシェント・ワーカーズ・カウント・ツー（TWC2）は、この寮での集団隔離を「寮内の感染率が劇的に上昇する可能性がある」として「危険な戦略」とし、よりよい宿泊施設を提供するための緊急措置を求めた¹⁷⁵。HOMEは、寮に住む移住労働者から、COVID-19の陽性反応のあった人が、非感染者と部屋を共有しているという電話を受けていた。その他の多数の労働者がホテル、船舶、使われなくなった駐車場や住宅地の一面に隔離されていた。このような宿泊施設でも、移住労働者の感染が急速に増加することが懸念された。

恐れられていたことはすぐに現実のものとなった。2020年5月初旬、COVID-19の感染者の大部分が、移住労働者、具体的には南アジアの国々出身で寮に住む建設労働者であることが報告された¹⁷⁶。2020年6月22日の政府の日報には、シンガポールにおける全陽性例の94.31%が外国人労働者の寮と建設現場で発生していると記載されていた¹⁷⁷。移住労働者、特に寮に住まわされている労働者の感染率が高いことは、シンガポールの寮を公示する戦略が、より広いシンガポール社会を守る一方で、移住労働者の健康と命を危険にさらしていることを示しており、極めて憂慮すべきことである。図2は、2020年3月初めから5月初めまでの間の、寮に住む移住労働者とその他の集団におけるCOVID-19の新規感染症例数を示している。

図2：2020年3月1日～5月5日間のシンガポールにおけるCOVID-19の新規陽性症例数



(数値は保険省のデータをもととする Koh [2020]より¹⁷⁸。)

¹⁷⁵ Transient Workers Count Too (TWC2). 2020. Covid-19: Media Statement, 8 April 2020. Available at <http://twc2.org.sg/2020/04/08/covid-19-media-statement-8-april-2020/> (accessed on 2 October 2020)

¹⁷⁶ A. Mirchandani, and A. De, 5 May 2020. We Speak To A Migrant Worker About What It is Like To Live In One Of Singapore'S Coronavirus Hotbeds. Available at: https://www.vice.com/en_au/article/akw5w5/singapore-migrant-worker-experience-coronavirus (Accessed 24 June 2020).

¹⁷⁷ Ministry of Health, 2020. 22 June 2020 Daily Report On COVID-19. Daily Report on COVID-19. Singapore.

¹⁷⁸ David Koh. 2020. 'Migrant workers and COVID-19', Occupational and Environmental Medicine,

一部の移住労働者は、感染した寮から健康な労働者の密集を分散させるために移動させられた。これらの一時的な措置は、同時に「理想郷的で暗黒郷的」な展開を見せた。労働者のなかには住宅開発庁のアパートをあてがわれたものもいるが、これは国が管理する公営住宅であり、通常、このように隔離された労働者のグループには手が届かないものであった¹⁷⁹。空になった駐車場に移された労働者もあり、他には使われていない車や外洋航路船に収容された人もいる。その際、健康な人と感染者のために別々の船が用意され、ペスト船という歴史的な慣習を、移住労働者に対する「都市国家自身のアプローチに対する態度のパロディ」、つまりアウトソースとオフショアに変えた¹⁸⁰。

ここで強調すべきなのは、COVID-19 に対するシンガポールの対応の失敗は、主にシンガポールの移住労働者に対する長年の劣悪な扱いに起因するということである。今回の感染拡大の原因の一部は、「制度的なネグレクト」¹⁸¹にあると言える。シンガポールの統治対象、つまり市民、駐在員や永住者および移住労働者における制度上の格差は、COVID-19 への初期対応において移住労働者を排除した際にすでに見られている。シンガポールの一般社会は、この人口の一部から絶えず距離を置いてきた。このことは、陽性ケース数の報告が、移住労働者と、シンガポール国民や「高度な資格を持つ専門家」とみなされることの多い外国人である永住者とその家族とに分けられていることにもみられる。シンガポールでは、陽性者の数が急激に増加し続けている一方で、市民や永住者の感染者数は少なく、減少傾向にあった。

COVID-19 の結果、政府がとった重要な一步として、移住労働者の生活環境を改善し、今後数年間で 10 万人の労働者のために新しい寮を建設することを宣言したことがある。発表によると、これらの新しい寮は、空いた公営住宅のアパートや学校などを利用するという。しかし、この動きに対する一般社会の反応は決して肯定的なものばかりではない。これら予定地の一部が住宅地の中にあるという事実について述べる人も多く、治安、健康および不動産価格の下落に対する懸念が出されている¹⁸²。また、この計画が直ちに移住労働者コミュニティにおける COVID-19 の感染問題解決をつなげるわけではないことにも注意が必要で

p. oemed-2020-106626. doi: 10.1136/oemed-2020-106626. (accessed on 21 October 2020)

¹⁷⁹ William Jamieson. 14 October 2020. “Logistical Violence and Virulence: migrant exposure and the underside of Singapore’s model pandemic response” London School of Economics. Available at <https://blogs.lse.ac.uk/seac/2020/10/14/logistical-violence-and-virulence-migrant-exposure-and-the-underside-of-singapores-model-pandemic-response/> (accessed on 21 October 2020)

¹⁸⁰ 同上。

¹⁸¹ S. Yea. No Date. This is why Singapore’s coronavirus cases are growing: a look inside the dismal living conditions of migrant workers, The Conversation. Available at: <http://theconversation.com/this-is-why-singapores-coronavirus-cases-are-growing-a-look-inside-the-dismal-living-conditions-of-migrant-workers-136959> (Accessed: 25 August 2020).

¹⁸² R. Chandran. 2020. Sight Magazine - Singapore Calls For “Mindset” Change As Migrant Workers Are Rehoused. Sightmagazine.com.au. Available at <https://www.sightmagazine.com.au/news/16071-singapore-calls-for-mindset-change-as-migrant-workers-are-rehoused> (Accessed 24 June 2020).

ある。

HOME は、移住労働者が意味のある安全な距離の取り方を実践できるよう、すべての寮の過密状態を大幅に解消する必要があると訴える。安全な距離を取ることが効果をもつためには、1 部屋に 4 人までしか割り当てられないようにすることを推奨している。過密ではない生活環境では、移住労働者にとっても隔離プロセスがより受け入れやすいものになる。HOME には、多くの移住労働者から、1 日 22 時間、12 人の他の男性と部屋に隔離され（食事とシャワーの時のみ外出可能）、精神的健康上にも悪影響を受けているという意見が寄せられている。今回のパンデミックは、移住労働者の住居や生活環境を適切かつ人道的なものへと根本的に変えていく契機とすべきである。

寮に住む移住労働者に対する不当な扱い

政府はこれらの寮を隔離地区として公表したため、清掃員や警備員などの「必要不可欠」サービス労働者のみが仕事のために外出することを許されていた。また、外出を希望する労働者は、コロナウイルスに感染していなくても、雇用者の許可を得なければならなかった。2020 年 6 月 2 日より、移住労働者が遵守しなければならないワークパス規制を規定する外国人労働者雇用規則が改正された。改正された規則は、雇用者の移住労働者を寮にとどめ置く権限を拡大した。当局は、雇用者が一方的に、医療機関への受診や、そのために当局からの許可を得ることに関する一般的な指針を超える制限を課すことはできないと説明したが、NGO は、一般的な指針が労働者の移動を不当に制限していることを指摘している¹⁸³。また、ジョセフィン・テオ人材開発大臣が、2020 年 6 月 1 日に開催されたバーチャル・メディア会議で、COVID-19 の状況を扱う省庁間タスクフォースが展開した新たな対策の 1 つとして、どの移住労働者が仕事のために寮を出ることができるかを監視するために、SG ワークパスという新しいアプリケーションを使用することを発表したと報じられた。彼女はまた、ほとんどすべての移住労働者がすでにこのアプリをダウンロードしていたと述べている¹⁸⁴。この監視システムは、COVID-19 で陽性であったかどうかにかかわらず、移住労働者にのみ不当に適用され、個々の労働者の移動の自由を侵害する。

市民社会組織は、この新しい規制が、生活上の必要や雇用に関わる紛争について支援を求めるために宿泊所から外出したいと考える労働者の行動を妨げていると警告する。HOME と TWC2 は、共同声明の中で、新しい規制を以下のように批判している。

「この新しい規制は、期限付きでもなく、例えば COVID-19（暫定措置）（管理命令）

¹⁸³ HOME. 26 June 2020. Response to Post-Circuitbreaker Amendments to the Employment of Foreign Manpower (Work Passes) Regulations — HOME & TWC2. available at <https://www.home.org.sg/statements/2020/6/26/response-to-post-circuitbreaker-amendments-to-the-employment-of-foreign-manpower-work-passes-regulations-home-amp-twc2> (accessed on 8 October 2020)

¹⁸⁴ Olivia Ho. 2 June 2020. Which workers can leave dorms for work? Find out with new app. Available at <https://www.straitstimes.com/singapore/manpower/which-workers-can-leave-dorms-for-work-find-out-with-new-app> (accessed on 8 October 2020)

規則の有効期間に結び付けられていない。ワークパス法制の要である外国人労働者雇用規則の中で制定されていることは、その差別的で偏見に基づく性質を象徴している。

また、この新しい規制では、ワークパスの条件として『居住空間を清潔に整頓して保つこと』が求められる。つまり、不潔な生活習慣には、ワークパスの取り消しなどの厳しい罰則が科せられる可能性がある。誰もが清潔な居住空間に対して相応の責任を負うべきだが、雇用許可証の条件はこれを強制する適切な手段ではない。労働者の中で COVID-19 が蔓延した主な要因は、彼らの過密な生活環境、労働環境および交通環境であり、彼ら自身が作り出した条件ではない¹⁸⁵。

さらに、COVID-19 の検査で繰り返し陰性となった移住労働者でも、依然として寮にとどめ置かれ、自由に外出することも許されないとメディアは報じた。長期にわたる拘束の結果、多くの移住労働者が心理的苦痛を受けるなど、精神衛生上に悪影響を経験している。移住労働者が自傷行為を試みたり、自殺未遂を起こしたりする報告が増えている¹⁸⁶。

感染率の高い専用建物の寮 (PBD) ではロックダウンが必要かもしれないが、感染していない労働者もこの制限に含まれる。課せられた措置は非常に制限的であり、何千人もの労働者が非常にストレスの多い環境に置かれる。移住労働者のグループは、労働者が直面している長期にわたる隔離について懸念を示し、この問題の解決には、単に相談による支援を提供する以上のものが必要であることを強調している。

・ヘルスケアへのアクセス

リー・シェンロン首相は、2020年4月21日に行った発言の中で、移住労働者が一般的に若く、「したがって COVID-19 で重症化する可能性ははるかに低い」ため、「感染した移住労働者のほとんど全員が軽い症状しか出ていない」と主張した¹⁸⁷。国の初期対応で移住労働者を除外したことに見られる、この主張に基づく保健当局のアプローチは、コロナウイルスに感染した若者が重症化したり、合併症を起こして死亡したりする事例が世界各地で

¹⁸⁵ HOME. 26 June 2020. Response to Post-Circuitbreaker Amendments to the Employment of Foreign Manpower (Work Passes) Regulations — HOME & TWC2. available at <https://www.home.org.sg/statements/2020/6/26/response-to-post-circuitbreaker-amendments-to-the-employment-of-foreign-manpower-work-passes-regulations-home-amp-twc2> (accessed on 8 October 2020)

¹⁸⁶ CNA. 5 August 2020. COVID-19: Prolonged isolation affecting migrant workers' mental health. Available at <https://www.youtube.com/watch?feature=youtu.be&v=vKWFanR-cOdY> (accessed on 8 October 2020)

¹⁸⁷ Prime Minister's Office Singapore. 21 April 2020. PM Lee Hsien Loong's remarks in English, Malay and Chinese on the Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) situation in Singapore, delivered on 21 April 2020. Available at <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/PM-Lee-Hsien-Loong-address-COVID-19-21-Apr> (accessed on 2 October 2020)

多数発生しているという事実を無視している。シンガポールでも、30代の移住労働者が基礎疾患が原因でコロナウイルスに感染した後、亡くなる事例も見られた¹⁸⁸。首相の発言はまた、他の点については健康な身体に対する疾病の長期的な影響がほとんど知られていないことを無視している。HOMEでは、同じような「後遺症」の症状（説明できない慢性的な痛みや極度の疲労感）を訴えた労働者が、「医学的には何の問題もない」と言われたり、適切な治療が受けられる病院ではなく、すぐにホテルの部屋に隔離されたりした事例を見てきた。

多くの移住労働者は、定期的な医療を受けておらず、雇用者に高額な費用を負担させることになり、職を失うことを恐れて、医師の診察を受けることを怖れる。HOMEでは、雇用者が労働者の医療費の負担を拒否するだけでなく、労働者の体調が悪いときに医者にかかることをやめさせようとしたり、医者にかかったことを罰したりする事例がいまだに見られている。雇用者が労働者の医療費を負担することを義務付ける法律はあるが、実際には、法律は雇用者が負担する医療を受ける権利を行使した移住労働者を解雇されることから保護しない。

医療ケアへのアクセスが困難なため、移住労働者は自分に起きている基礎疾患に気づかず、COVID-19のような新しい病気に感染した場合、より悪い臨床結果に至り得る。ウイルスや病気に関する当局の情報が不足していることも問題をより一層大きくしている。基礎疾患が確認されていないことによって移住労働者のコミュニティにおいて予想以上に多くの死亡者が出る可能性が懸念される。

移住労働者のコミュニティにおける感染の規模が深刻になると、政府は寮での検査、接触者の追跡、および監視を強化した。政府は、ウイルス検査で陽性と判定された移住労働者も、他の住民と同じ医療へのアクセスがあると主張し、政府は移住労働者コミュニティのために消毒剤やマスクも提供した¹⁸⁹。しかし、移住労働者が医療や個人用防護具にアクセスできるようにするには、さらなる努力が必要である。

・雇用保障と労働の権利の問題

2020年5月29日付の報道によると、シンガポールの国家開発大臣が、移住労働者の雇用保障は、雇用者や国の経済状況によると述べた。また、同大臣は、「隔離されている期間中は移住労働者の面倒を見る。それは私たちが約束する...しかし、一旦労働者が回復し、働くために労働力として解放された後、彼らが働き続けるかどうかは雇用者次第である」と

¹⁸⁸ Sumita Thiagarajan. 10 April 2020 “Case 1604, who tested positive for Covid-19 after death, passed away due to heart disease”. Mothership. Available at https://mothership.sg/2020/04/case-1064-death-heart-disease/?fbclid=IwAR0-TWX-1ecl_Vv6Ub5BC7qS2P_bosvPJ0hlTCZ9Tv7uEK1eJSKG9iKXV_A (accessed on 7 October 2020)

¹⁸⁹ Yea S. 2020. This Is Why Singapore’s Coronavirus Cases Are Growing: A Look Inside The Dismal Living Conditions Of Migrant Workers. The Conversation. Available at: <https://theconversation.com/this-is-why-singapores-coronavirus-cases-are-growing- a-look-inside-the-dismal-living-conditions-of-migrant-workers-136959> (accessed 24 June 2020).

述べたとされる¹⁹⁰。

移住労働者は、ほとんどが数千米ドルの斡旋料を支払っているため、特に経済的に脆弱な立場にある。彼らがシンガポールで働くための費用を準備するために、本国でローンや担保が組まれている。借金を負ったまま帰国すれば、彼らと、COVID-19の影響でさらに経済的な困難や健康上の危機に直面しているかもしれない家族にとっては破滅的な結果となる。HOMEには、パンデミックによる経済的影響を理由に、雇用者が解雇を決めた数人の移住労働者からの連絡があった。それらの雇用者は、労働者を帰国させるための航空便の再開とサーキットブレーカー措置の終了を待っているところであった。雇用者は、労働者が本国に帰国させられるまでの間、食事や宿泊を提供することを法律で求められている。

COVID-19が移住労働者の雇用保障に与えた影響は、雇用の流動性の問題をより明確に浮かび上がらせた。シンガポールでは、移住労働者の労働許可証は雇用者と結びついているため、当初の雇用者が許可し、必要な手続きをとらなければ、雇用者を変更することはできない。建設と家事労働の部門における移住労働者に限り、そのような手続きなしに雇用者を変更することができるが、その場合も雇用者の同意は必要である。このような制限があるため、多くの移住労働者は自分の権利を主張することを恐れ、シンガポールでの虐待や労働搾取に耐えている。より多くの企業が経済的困難に直面し、移住労働者が労働条件について交渉したり、雇用者を変更したりする力が低下するにつれ、状況が悪化することは容易に想像できる。

シンガポールの移住労働者に影響を及ぼすCOVID-19の発生は、シンガポールの移住労働者への依存度を下げ、これらの仕事をシンガポール人が代わりに行うことができるかどうか、国内の不安と議論を煽った¹⁹¹。しかし同時に、シンガポールのような、人々が高等教育を受けることが奨励されており、通常、移住労働者が担う仕事は「非熟練」と見なされるような国では、喜んで移住労働者の代わりに務めようとする国民や永住者が多くないのも驚くに当たらない。また、同じ仕事をするのにシンガポール人を雇うと、移住労働者よりも50%もコストがかかるという意見もある¹⁹²。

経済面について、シンガポール人材開発省は、通知の中で、パンデミックの間、移住労働者には賃金が支払われ、それを怠った雇用者には制裁措置が課されることを保証している

¹⁹⁰ Toh Wen Li. 29 May 2020. Coronavirus: Job security of migrant workers depends on employers. Available at <https://www.straitstimes.com/singapore/job-security-of-migrant-workers-depends-on-employers> (accessed on 2 October 2020)

¹⁹¹ R. Phua, and C. Min. 2020. Can Singapore Rely Less On Foreign Workers? It's Not Just About Dollars And Cents, Say Observers. Available at <https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-foreign-workers-reliance-challenges-12806970> (accessed 25 June 2020).

¹⁹² J. Jamieson. 2020. Singapore's Migrant Worker Debate. [Asiamediacentre.org.nz](http://asiamediacentre.org.nz). Available at <https://www.asiamediacentre.org.nz/features/singapores-migrant-workers-debate/> (accessed 25 June 2020).

193. しかし、このことは職場が賃金を払えない、または払いたくない労働者を解雇することを妨げない。また、雇用者が労働者に契約賃金よりもはるかに少ない金額を支払うことも妨げない。家事労働者の職と賃金は、この通知の対象ではなく、全く保護されていない。HOME には、一晩で解雇され、その結果、宿泊や食事がなくなったという移住労働者からの報告が多数寄せられている。

労働者の賃金を支払うため、あるいは雇用を維持するために、雇用者に与えられる政府の援助は最小限にとどまっている。政府は 2020 年 4 月 6 日に、外国人労働者を雇用する雇用者に、労働許可証保持者 1 人につき 750 シンガポールドル (560 米ドル) の外国人雇用税の払い戻しを行うと発表していた¹⁹⁴。しかし、多くの場合、雇用者はこの払い戻し金を労働者の宿泊費、食費および他の経費を相殺するために使用し、労働者の賃金にあてられることはほとんどなかった。多くの労働者は、COVID-19 危機の間、契約賃金の 3~4 倍少ない 50 シンガポールドル (37 米ドル) から 200 シンガポールドル (150 米ドル) しか支払われなかったと HOME に報告している。政府は、シンガポール人労働者の賃金の 75%を、企業を通じた雇用サポート制度 (JSS) によって支援している。移住労働者はこの対象外であり、雇用者に移住労働者を労働力として維持するためのインセンティブはほとんど与えられていない。このことは、2020 年 6 月 9 日に人材開発省が発行し、2020 年 9 月 13 日に更新された以下の通知が証明している。

14. 賃金以外の費用削減を検討した結果、賃金費用を削減する必要があるために実勢賃金を支払うことができない場合、雇用者は、この期間中の適切な賃金および休暇の取り決めについて、労働組合および外国人従業員と話し合い、相互に合意しなければならない。外国人従業員が長期にわたって無給休暇を取得させられた場合、雇用者は書面で本人の同意を得なければならない。双方の合意が得られない場合、いずれの当事者も雇用契約または雇用法で定められた通知をもって雇用を契約上終了させることができる。

195」

サーキットブレーカーが終了し、建設、海洋および加工産業の低賃金移住労働者の仕事が徐々に再開された後、多くの雇用者が労働者を解雇していたことを現地研究者は観察した。

¹⁹³ Ministry of Manpower (Singapore). 11 April 2020. Advisory On Salary Payment To Foreign Workers Residing In Dormitories. Singapore. Available at <https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-on-salary-payment-to-foreign-workers> (accessed on 11 October 2020)

¹⁹⁴ Ministry of Manpower. 21 April 2020. Over 62,000 employers to benefit from \$675 million in foreign worker levy rebates. Available at [https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0421-over-62000-employers-to-benefit-from-\\$675-million-in-foreign-worker-levy-rebates](https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0421-over-62000-employers-to-benefit-from-$675-million-in-foreign-worker-levy-rebates) (accessed on 7 October 2020)

¹⁹⁵ Ministry of Manpower. 13 September 2020. Updated advisory on salary and leave arrangements. Available at <https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-on-salary-and-leave> (accessed on 11 October 2020)

他の雇用者は、プロジェクトの期限を抱え、帰国しようと必死になっていた労働者の流出に見舞われ、現在、労働力不足に直面している。柔軟性と自由度を高める必要がある状況にもかかわらず、低賃金の移住労働者は依然として雇用の流動性を否定されている。労働許可証の期限が切れる建設労働者のための19日間の移動の猶予制度を除けば、そのような移住労働者のほとんどは、現在の雇用者の同意なしにシンガポール国内で仕事を変更することはできない。

同様に、一般的には労働者が産業分野を変えることも認められていない。雇用者の中には、同意を与えるかどうかの権限を、あえて逃げようとする労働者を罰する手段として使い、同意を与えるよりも労働者を帰国させる費用を負担するという者がいるということも観察された。

このため、移住労働者は搾取されやすい状況にある。現地研究者は、多くの移住労働者が非人道的な減給や事実上の無給休暇を強いられていることを強調する。しかし、新しい仕事を探すことが許されるという明確な保証がなければ、彼らは手ぶらで帰国させられるリスクを冒すよりも、現在の仕事を続けるしかないと感じている。

・移住労働者に対する差別的な罰則

政府は、2020年5月1日から6月25日の間に、軽微なサーキットブレーカー規制に違反したことが判明した140人の移住労働者のワークパスを取り消し、シンガポールでの就労を永久に禁止したことを発表した¹⁹⁶。サーキットブレーカー規制とは、ウイルスの蔓延を抑制するために政府が制定したルールである。これには、「自宅待機通知」措置、公共の場における全ての人のマスク着用の義務化、ソーシャル・ディスタンスの維持、および移住労働者の場合は外出禁止などが含まれる。労働者が自宅待機通知を破ったのは、雇用者が働くことを要求していたからであり、労働者がその指示を拒否するのは困難であることを政府の対策は考慮していなかった。さらに、労働者は信頼できる情報にアクセスできないため、人材開発省の要件を知らなかったのであろう¹⁹⁷。

移住労働者に課された制裁とは対照的に、同様の規制に違反したシンガポール居住者は、ほとんどが300シンガポールドル(224米ドル)の罰金か、書面の注意が発せられている。当局からは、なぜ移住労働者の方がはるかに厳しく処罰されているのか、明確な説明はない。「違反の重さを明確に伝える」ことを意図されたと言われているが¹⁹⁸、国籍や在留資格

¹⁹⁶ Ministry of Manpower. 25 June 2020. 140 Work Passes Revoked for Breach of Circuit Breaker Measures, Stay-Home Notices or Quarantine Orders. Available at <https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0625-140-work-passes-revoked-for-breach-of-circuit-breaker-measures-shn-qo> (accessed on 11 October 2020)

¹⁹⁷ Ministry of Manpower. 21 March 2020. 89 Work Passes Revoked for Breach of Entry Approval and Stay-Home Notice Requirements. Available at <https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2020/0321-89-work-passes-revoked-for-breach-of-entry-approval-and-stay-home-notice-requirements> (accessed on 1 December 2020)

¹⁹⁸ Tessa Oh. 14 April 2020. Covid-19: work-pass holders banned from working in Singapore after

にかかわらず、すべての居住者に同じ基準が同じように適用されているわけではない。

ほとんどのシンガポール人は、寮に住む移住労働者よりも比較的人数の少ない家に住んでおり、より緩いサーキットブレーカー規制が適用されている。6月初旬からサーキットブレーカー規制が徐々に解除されるなか、シンガポール人と永住者は、運動や必要な用事、社交や食事のために外出をすることが認められた。現地研究者によると、対照的に移住労働者は、必要不可欠なサービスを提供する労働者とみなされるか、医療上の緊急事態が発生したか、または特別な許可を得た場合を除き、依然として寮から出ること是一切認められていない¹⁹⁹。それでも、移住労働者は、多くの寮の管理者が、医療上の必要性や人材開発省とのアポイントメントがあったとしても特別に手配された交通手段が提供されなければ、労働者は外に出ることができないと主張している、と HOME に報告した。移住労働者に対する差別的な措置および制裁は続いている。

COVID-19 のなかの移住労働者コミュニティ

シンガポールの現地調査では、移住建設労働者と移住家事労働者を取り上げた。前述のように、現在シンガポールには 140 万人近い外国人労働者がおり、そのうち 3 分の 1 以上が、雇用ビザの中で最も賃金の低いカテゴリーである雇用許可制度を利用した建設労働者か、外国人家事労働者に分類される。

・建設業の労働者

メディア報道によると、2020 年 3 月の時点で、主に南アジアや東南アジア出身の 287,800 人の移住労働者が建設部門で雇用されている。これは、外国人家事労働者を除くシンガポールの労働許可証保有者 720,800 人の約 40%にあたる²⁰⁰。移住建設労働者は、この物流国家の重要なインフラストラクチャーならびにそのスカイラインおよび無数のコンドミニアムの恒久的に続く建設を進めるために、危険で低賃金の労働力の不足を埋めている。前述のように、パンデミックによって、移住労働者、特に寮に収容されている建設労働者がいかに低賃金で、公共の秩序を脅かす可能性があるとして取り締まられているかが明らかになった。この不平等な扱いは政府の対応にとどまらず、シンガポールの一般市民は住民のこの部分と絶えず距離を置いてきた。その結果、移住建設労働者は島内のあまり好ましくない地域に住み、他のシンガポール人社会とはほとんど交わることがない。

flouting safe-distance measures <https://www.todayonline.com/singapore/covid-19-24-work-pass-holders-banned-working-singapore-after-flouting-safe-distancing-measures> (accessed on 1 December 2020)

¹⁹⁹ HOME. 14 April 2020. Circuit-breaker violations: Revoking work passes is harsh and disproportionate. Available at <https://www.home.org.sg/statements/2020/4/14/circuit-breaker-violations-revoking-work-passes-is-harsh-and-disproportionate> (accessed on 11 October 2020)

²⁰⁰ tabla!. 29 May 2020. Migrant workers important to economy. Available at <https://www.tamilmurasu.com.sg/tabla/singapore/migrant-workers-important-economy> (accessed on 11 October 2020)

2020年4月18日、人材開発省と建築建設庁（BCA）は、建設部門の労働許可証保持者とSパス保持者のうち、公示された寮に滞在していない人は、2020年4月20日から2週間、強制的に自宅待機の警告を受けることになることになると発表した²⁰¹。食料などの必需品を買うためにも外出は許されず、医師の診察を受ける必要がある人は、そのために雇用者の許可が必要となった。この命令は、移住建設労働者を明示的に対象としたものであった。この自宅待機命令の結果、HOMEには雇用者に食糧の補給の訴えを無視された多くの労働者から食糧援助を求める緊急連絡があった。

2020年4月に発表された、文化中心アプローチの研究・評価センター（CARE）がHOMEと協力して行った調査は、寮に住む低賃金のバングラデシュ人とインド人の移住労働者100人を対象に行われ²⁰²、移住建設労働者が直面している状況を紹介している。

貧しく、不衛生で、人口密度の高い寮が、シンガポールの移住建設労働者集団におけるコロナウイルスの拡散を助長した。ウイルスは容易に感染するため、ウイルス感染のリスクを最小限に抑えるためには、少なくとも半径1.5～2メートル以上の距離が安全な距離とされている。しかし、寮の1つの部屋に数十人の労働者が住んでおり、多くの人が台所やバスルームなどの設備を共同で使用している場合、この距離をとることは不可能である。この調査では、「自分が住む場所では、ソーシャル・ディスタンスの1メートル・ルールを守ることができる」という記述に対して、「全くそう思わない」が38.4%、「そう思わない」が28.3%、「ややそう思わない」が9.1%という結果になった²⁰³。

建設部門の移住労働者の労働の権利がほとんど保護されていないため、パンデミックの間そしてサーキットブレーカー措置が取られる間、彼らの状況はより脆弱で不安定なものとなる。パンデミックをめぐる不確実性と不安、経済的な制約、および自分たちの懸念を表明する能力の欠如によって、これらの移住労働者の精神衛生に影響が及んでいる。

また、「COVID-19のせいで仕事をしていないが、給料をもらえると確信している」という記述に対しては、「全くそう思わない」が53.5%、「そう思わない」が20.2%、「ややそう思わない」が10.1%、「ややそう思う」が10.1%となっている。構造的な障壁が大きく、賃金/給料の支払いが確実ではないことを背景に、「自分が経験している問題をどれでも提起するのが怖い」という記述に対して、「強く同意する」が33.3%、「同意する」が29.3%、「やや同意する」が3%となった。さらに、「悲しい気持ちである」という記述に対しては、「やや同意する」が13%、「同意する」が27%、「強く同意する」が30%となった。また、「憂

²⁰¹ Channel News Asia. 18 April 2020. COVID-19: All work permit and S pass holders in construction sector to be placed on stay-home notice. Available at <https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/construction-workers-work-permit-s-pass-stay-home-notice-covid19-12655534> (accessed on 11 October 2020)

²⁰² Mohan J. Dutta. April 2020. Structural constraints, voice infrastructures, and mental health among low-wage migrant workers in Singapore: solutions for addressing COVID19. Care White Paper Series. Issue 8. Available at <https://www.massey.ac.nz/~wwcare/wp-content/uploads/2020/04/CARE-White-Paper-Issue-8-April-2020-1.pdf> (accessed on 11 October 2020)

²⁰³ 同上。

鬱である」という記述に対しては、11%が「やや同意する」、28%が「同意する」、29%が「強く同意する」と回答した²⁰⁴。

建設労働者を含む移住労働者は、自分で人材開発省に労働許可証を申請することはできず、代わりに政府と建設会社の間の中介役を務める業者にお金を払って自分たちに代わって許可証を取得してもらわなければならない²⁰⁵。平均的なバングラデシュ人労働者は、2015年に仲介料として6,400シンガポールドル（4,785米ドル）を支払っているが²⁰⁶、この額には、建設会社に自分たちを雇ってもらうために払う手数料は含まれない。高額な斡旋料と移住労働者の多くが抱える借金によって、彼らは、職や収入を失うことを恐れ、懸念を声にすることができないでいる。

・家事労働者

サーキットブレーカーは、建設労働者以外の移住労働者にも様々な影響を及ぼした。2020年4月にHRWGが海外で働くインドネシア人移住労働者の状況について実施した予備的調査によると、シンガポールでは、雇用者が家にいる間、家事労働者の仕事量が増える一方で、休日や休憩が減らされたり、廃止されたりする傾向が見られた。ほとんどの場合、これらの家事労働者はサーキットブレーカー中に発生した余分な仕事に対して報酬を得ていなかった。このような労働者は、経済的な負担を感じていないかもしれないが、より悪い条件で過度に働いており、労働の権利の侵害に直面していた。

しかし、下記に挙げるような問題の多くは、COVID-19のパンデミック以前から存在していたことを指摘しておく必要がある。この疾病の発生と対策の実施は、移住家事労働者が長い間直面してきた問題を悪化させ、表面化させた。シンガポールでは雇用法が家事労働者を保護していないという事実は、移住家事労働者が直面する問題を根深いものとしている。現地調査では、主にHOMEに寄せられた苦情や対応した事例を観察した。

福利厚生の問題：長時間労働、不十分な休憩と心理的影響

COVID-19の発生期間中、多くの移住家事労働者は、雇用者がリモート・ワークのために自宅にいる間、過度の労働を訴えていた。リモート・ワークのため、雇用者と一緒に隔離される時間が長くなるなか、家事や介護の仕事が増え、職場でのストレスが増えた。先に説明したように、シンガポールの家事労働者が直面する長期的な問題は、雇用法の下で他の労働者に与えられる保護から除外されているという事実に根ざしている。そのため、家事労働者

²⁰⁴ 同上。

²⁰⁵ William Jamieson. 14 October 2020. “Logistical Violence and Virulence: migrant exposure and the underside of Singapore’s model pandemic response” London School of Economics. Available at <https://blogs.lse.ac.uk/seac/2020/10/14/logistical-violence-and-virulence-migrant-exposure-and-the-underside-of-singapores-model-pandemic-response/> (accessed on 21 October 2020)

²⁰⁶ TWC2. 2018. “Recruitment cost in some cases about 20 times monthly salary” available at <http://twc2.org.sg/2018/11/22/recruitment-cost-in-some-cases-about-20-times-monthly-salary/> (accessed on 21 October)

には決まった労働時間、有給休暇および残業代などの権利がない。外国人雇用法は、移住家事労働者に「十分な休憩」を与えることが規定されているが、この用語を定義していない。その結果、個々の雇用者の寛大さに左右される彼女たちの休憩時間は、パンデミックの間、これまで以上に不安定になった。雇用者と移住家事労働者とがより密接にいること、経済的な制限やサーキットブレーカーによる心理的な影響によって、雇用者と移住家事労働者との間の争いが頻繁になり、言葉の暴力に関する苦情が増加している。

COVID-19 対策の一環として、政府は、移住家事労働者は休日には家にいるべきであり²⁰⁷、人と集まるのを避けるべきである²⁰⁸という通知も発している。その結果、多くの移住家事労働者は家にいる間、休日でも働くよう求められた。雇用者の家の中に自分の場所や部屋を持っていない移住家事労働者（例えば、家族の他の構成員と寝る場所を共有している人）にとって、「自宅待機」措置は、休むためのプライベートな場所がないため、休憩を取ることができないことを意味する。

移動およびコミュニケーション手段へのアクセスの監視と制限の強化

移住家事労働者には、雇用者と同じサーキットブレーカー措置が課されているにも関わらず、食料の購入、送金、または運動などの必要な用事であっても、雇用者から外出を制限されることが多くある。移住家事労働者のなかには、雇用者から、少しでも家を出たら当局に通報すると警告されたと報告する人もいる。運動や外の空気を吸うために外出することを禁じられることは、サーキットブレーカーの下で長時間の労働を強いられている多くの移住家事労働者の精神的な健康を害している。

シンガポールでは、多くの雇用者が、移住家事労働者が勤務時間中に携帯電話を使用することを通常禁止している。多くの移住家事労働者は、勤務時間の増加に伴い、携帯電話やインターネットへのアクセスが少なくなる。コミュニケーション手段へのアクセスが制限されると、孤立化が進み、労働の権利の侵害の結果として現れるかもしれない虐待の事例を報告することができなくなる。サーキットブレーカーの間、雇用者は移住家事労働者をより細かく監視することができ、中には雇用者の家から出ることができなかつたり、助けを求めるために携帯電話を使うことができなかつたりする人もいる。これにより、移住家事労働者のなかには、そのような状況を報告できる前に、雇用者によって強制的に帰国させられてしまう恐れがある。多くの移住家事労働者は、雇用主の家から逃げ出すことでサーキットブレーカーに違反し、罰せられることを恐れている。

²⁰⁷ Ministry of Manpower. 2020. Foreign Domestic Workers Should Stay At Home On Rest Day. Available at <https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-fdw-stay-home-on-rest-day> (accessed 28 November 2020).

²⁰⁸ Channel News Asia, 17 July 2020, Domestic Workers Should Avoid ‘Congregating in Big Groups’ on Rest Day in Phase 2 of Reopening: MOM. at <https://www.mom.gov.sg/covid-19/advisory-fdws-should-avoid-congregating> (accessed 28 November 2020)

賃金、雇用の終了および雇用の流動性に関する問題

COVID-19 の状況が経済に及ぼした悪影響は、移住家事労働者にも及んだ。多くの移住家事労働者は、休日に働くことや労働時間を増やすことを求められたが、多くの人が、補償されるかどうかかわからないと述べる。雇用者の経済状況が悪化すると、全額支払われる保証がないまま賃金の支払いが遅れたり、労働時間を短縮せずに減給を求められたりした人もいる。また、無給休暇をとるよう要求された人もいた。また、HOME は、雇用者から解雇されたにもかかわらず、渡航制限のために帰国できない移住家事労働者にも会った。また、シンガポールおよび出身国の多くにおいて国境管理措置がとられているため、帰国の状況も不透明なままである。また、帰国したとしても、国内のロックダウンや移動制限により、故郷に戻るできないと言う人もいた。

住み込みの移住家事労働者が雇用の打ち切りに直面すると、その多くがホームレス状態になる。移住家事労働者専用のシェルターや業者の宿泊施設は、雇用者から退職を求められた移住家事労働者の数が増加していることや、移住家事労働者の業者がパンデミック前のように迅速に新しい雇用先を見つけることができていないことから、ほとんどが満杯の状態である。シェルターや業者の宿泊施設に滞在している人たちは、ソーシャル・ディスタンスをとるなどの対策ができないため、集団感染に対して脆弱な状態に置かれている。移住家事労働者の中には、帰国を待つ宿泊施設を探さなければならない人もいるが、これは経済的に困難である。

解雇された移住家事労働者の中には、雇用者が同時に労働許可を終了させたかどうかかわからず、帰国できなければオーバーステイになるのではないかと HOME に語った人もいる。

公的支援を受けるシンガポール人とは異なり、仕事を失った移住労働者の職探しを促進する政府の取り組みはなかった。雇用が終了し、他の雇用者に移ろうとする移住家事労働者は、申請の承認を人材開発省から得るのが困難であるということがいくつかの事例によって示されている。HOME では、何度も申請したにもかかわらず、新しい労働許可証の申請が却下された移住家事労働者の話を聞いた。人材紹介業者が HOME に語ったところによると、政府は、シンガポール人および永住者の雇用者や、外国人雇用税の免除対象となる雇用者（16 歳以下の子どもと同居している、67 歳以上の高齢者や障害のある人と同居しているなど）による移住家事労働者の労働許可証の申請を優先しているようだ。これが事実であれば、新しい雇用者のもとで働こうとする多くの移住家事労働者は不利になる。これについてはさらに調査する必要がある。

結論

結論として、COVID-19 に対するシンガポールの全体的な対応は当初評価されていたが、移住労働者に対する制度的な軽視のために、移住労働者のコミュニティ内で病気が蔓延する隙間ができてしまった。HOME と現地研究者は、シンガポール政府に対し、安全な距離を保つことができるよう直ちに寮の混雑を緩和し、今回のパンデミックを転機として、移住労働者の住居や生活環境に意味のある変化をもたらす、移住労働者の労働の権利を保護す

るよう求める。過密状態や不衛生な環境を含む移住労働者の寮の劣悪な生活環境が、主に移住労働者間での疾病の蔓延を助長している。

また、この疾病は、シンガポールの移住労働者の労働の権利の問題、雇用の保障の問題、および賃金に関連する問題を悪化させている。これは、移住労働者の権利や福利厚生を制度的に軽視してきた、パンデミック前のシンガポールの移住政策に深く根ざしている。移住労働者はまた、市民、永住者および高収入の移住者とは対照的に、その移動が特に治安の問題とされているため、差別的な扱いや罰則にも直面している。パンデミックの経験を受けて、シンガポール政府は、特に移住労働者の宿泊施設の状況について、将来的な改善を約束しているが、まだ実施されていない。

第6章：韓国

COVID-19に関する公式数字

最初の症例が記録された日：2020年1月20日

陽性者数：34,652

死者数：526

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

韓国における移住労働者

法務部管轄下の韓国出入国管理局の月次統計報告によると、2020年6月現在、韓国に住む外国人総数は2,135,689人と記録されている。これは、2019年6月に2,416,503人だった1年近く前に比べて、11.6%の減少である²⁰⁹。2019年の統計では、登録された外国人のうち、34.5%が「短期滞在」、26%が「雇用」、14.9%が「留学および一般研修生」に分類されている²¹⁰。外国人の主なグループは、朝鮮族中国人(14.3%)、次いでベトナム人(9.4%)となっている²¹¹。韓国における外国人の71%が雇用されており、韓国内の雇用と経済機会を反映している²¹²。

正規外国人労働者の多くは、E-9とH-2に分類されるビザを発行する雇用許可制度(EPS)に基づいて採用された「非専門職」の労働者として認められている。その大部分は製造業、建設業、農業、水産業およびサービス業に従事しており、これらの分野におけるE-9労働者の総数は、2020年6月時点で249,951人である²¹³。現在、EPS労働者は、韓国との二国間協定、すなわちバングラデシュ、カンボジア、中国、インドネシア、キルギス、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、スリランカ、タイ、東ティモール、ウズベキスタン、ベトナムとの協定を通して16カ国から採用されている。韓国は、39歳以下の「非専門職」の労働者を、比較的安い賃金で、より権利の少ない契約条件で採

²⁰⁹ Ministry of Justice Korea Immigration service, 2020. Statistic Monthly Report Available at <https://www.immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do> (accessed 14 september 2020).

²¹⁰ Statistics Korea, 2020. International Migration Statistics in 2019. Available at <http://kostat.go.kr/portal/eng/pressReleases/8/5/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=384167&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&searchInfo=&searchTarget=title&searchText=> (accessed on 18 November 2020)

²¹¹ OECD, 2019. Chapter 2. Evolution and Characteristics of Labour Migration to Korea. Recruiting Immigrant Workers: Korea 2019. Available at <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/9789264307872-7-en/index.html?itemId=/content/component/9789264307872-7-en> (accessed on 18 November 2020)

²¹² 同上。

²¹³ Ministry of Justice Korea Immigration service, 2020. Statistic Monthly Report. Available at <https://www.immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do> (accessed 14 september 2020).

用している。

正規労働者のその他の重要な分類として、船員または漁船で働く労働者（E-10）、および季節労働者（C-4）がある。また、E-9 ビザを持つ EPS 労働者は、産業別に以下の 5 つの小分類に分類される（表 3）。

表 3：小分類別 E-9 ビザ保持者の人数

E9-01	E9-02	E9-03	E9-04	E9-05	その他 (E-9 のその他の小分類)
製造業	建設業	農業	漁業	サービス	その他
195,851	10,370	30,021	13,502	207	5,752

出典：2020 年 6 月現在の法務部統計²¹⁴

H-2 は、朝鮮系の外国人に発給される雇用許可制度の特別な「非専門職」の就労ビザの種類である。E-9 ビザの保有者とは異なり、H-2 労働者は指定された 39 種類の職種の範囲内で職場を変えることができる²¹⁵。船員または漁船の労働者（E-10）は、遠洋の最低 20 トンの容量を持つ船で働く。季節労働者（C-4）は、特に農業および漁業部門における季節的な労働力不足に対応するために、(受入国と送出国の) 政府間の二国間合意により、90 日間の就労期間で雇用される。E-8 は、同じ手続きと同様の目的で発行される中期ビザで、期間は連続 5 ヶ月間である。

外国人住民のうち、2020 年 8 月には、EPS 労働者を上回る 398,518 人が非正規移住者として記録されている²¹⁶。韓国におけるその他の主な移住者集団は、韓国人の配偶者、中国や独立国家共同体（CIS）の国籍をもつ朝鮮族、教育機関などの専門機関の職員および留学生などで構成されている。

COVID-19 対策

韓国で初めて記録された COVID-19 の陽性例は 2020 年 1 月 20 日、コロナウイルス発生の最初の震源地である武漢出身の中国人女性だった。韓国では、当初中国本土以外における COVID-19 の世界でも最大規模の感染拡大が起これ、2020 年 2 月に患者数は数千人に増加した。2020 年 2 月 23 日に 5 人目の死亡者と 123 人以上の COVID-19 の新規感染者が報告され、感染者の総数が 556 人になったことを受けて、文在寅大統領は警戒レベルを最高レ

²¹⁴ Ministry of Justice Korea Immigration service, 2020. Statistic Monthly Report. Available at <https://www.immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do> (accessed on 1 December 2020)

²¹⁵ Hi Korea. No Date. 체류자격별 통합 안내 매뉴얼 (*Integrated guide manual for each status of residence*). Available at https://www.hikorea.go.kr/board/BoardNtcDetailR.pt?BBS_SEQ=1&BBS_GB_CD=BS10&NTCCTT_SEQ=330&page=1 (visa information manual) (accessed on 8 December 2020)

²¹⁶ 同上。この数字にはビザの期限が切れた後出国していない移住者を含む。

ベルの「レッド・アラート」に引き上げた。123人の新規感染者のうち、75人は国内第4の都市である大邱の教会と隣接する病院の関係者であった²¹⁷。大邱および隣接する清道郡は「特別管理地域」に指定されたが、政府はこの時期、この地域でのさらなる感染を抑えるのに苦勞していた²¹⁸。

韓国は、2020年3月末までに陽性例が1万人近くに達し、世界で最も被害が大きい国の一つとなったが、政府は1カ月間で新規感染者数を10人以下に抑えることに成功した。これは、積極的な検査、接触者の追跡に焦点を当て、地域社会での感染を抑制するための厳格なトリアージ制度を確立したことで達成された。全体的に見て、韓国は他国に比べて強力なロックダウン措置を取らずに、ウイルスの拡散を封じ、大幅に減らすことができた。

・ 入国管理サービスの停止とビザの延長

韓国の移住者に影響を与えた最初の COVID-19 対策のひとつが、2020年1月29日に実施された法務部が運営する韓国社会統合プログラム (KIIP) の一時停止である。これに続いて、中国大陸からの朝鮮族の入国とその職業訓練が停止された²¹⁹。全国の社会福祉施設は2020年2月末までに、物理的な会場を閉鎖するよう勧告され、移住者に支援を提供する組織の大半も、対面でのサービスをオンラインの活動に移行した。このことは、移住労働者の情報や支援へのアクセスに影響を与えており、このことについては、市民社会の役割の項で後述する。

多くの国が韓国からの渡航者に入国制限を課し始め、国際便の数が減らされていくなか、法務部は登録外国人の滞在期間を延長する措置を取った。2020年2月24日から4月29日までのビザの延長期限が2020年4月30日まで延長された²²⁰。この措置は2020年4月9日に延長され、2020年4月9日から5月31日までにビザの期限が切れる登録外国人6万人に3ヶ月間の滞在延長が認められた。また、2020年4月13日から、すべての短期滞在ビザ (タイプ C-1 および C-3 ビザのための単数または複数の入国許可) と、韓国人に入国禁止を課している国の国籍者のビザなし入国を一時停止することが発表された²²¹。E、H な

²¹⁷ The Guardian. 23 February 2020. Coronavirus: South Korea placed on 'red alert' as fifth person dies. Available at <https://www.theguardian.com/world/2020/feb/23/coronavirus-south-korea-reports-123-new-cases-and-two-more-deaths> (accessed on 18 November 2020)

²¹⁸ 同上。

²¹⁹ Ministry of Health and Welfare. 2020 코로나바이러스감염증-19 (COVID-19) (Coronavirus Infection Disease-19 (COVID-19)). 2020. 일별 브리핑 이슈 모아보기 (Daily Briefing Issues). Available at <http://ncov.mohw.go.kr/lastBannerList.do?brdId=3&brdGubun=39> (Accessed 14 September 2020)

²²⁰ Ministry of Justice Korea Immigration Service. 2020. COVID-19 Q&A on the Immigration-related Measures (20.3.23). Available at http://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=/result/bbs/229&fn=temp_1585613080747100 (accessed on 18 November 2020)

²²¹ Ministry of Justice Korea Immigration Service. 2020. Announcement on Suspension of Visas and Visa-Waiver. Available at https://www.immigration.go.kr/immigration_eng/1832/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGaW1taWdyYXRpb25fZW5nJT-

どの長期滞在大および短期雇用のための C-4 のビザ保持者にはこれによる影響はなかったが、韓国人の入国を禁止している国の国民に対する一時停止は、どちらかという政治的な報復措置のように見える。政府は、ビザの期限が切れる外国人の出国の遅れを認める措置を発表した。また、ビザがまもなく切れる雇用許可制度に基づく一時的外国人労働者の雇用契約を 50 日間延長したが²²²、当初は延長期間中の就労は許可されていなかった。しかし、働く権利のないまま滞在期間を延長された移住労働者が違法な労働に従事する可能性があり、また、一部の部門では労働力不足が発生していることから、政府は代替政策を導入する必要があると考えた。法務部、雇用労働部、農林畜産食品部および海洋水産部などの関係部庁が協議した結果、2020 年 7 月 29 日に、契約やビザが切れて国内に取り残された移住労働者に、最大 3 カ月間の季節労働などの一時的な労働活動に従事する権利を付与する計画が発表された²²³。

・隔離、労働および生活環境

韓国疾病管理・予防センター (KCDC) は、2020 年 3 月 29 日のプレスリリースで、外国から入国したすべての渡航者は、到着後 14 日間は仕事に行ったり、屋外でのいかなる活動にも参加してはならないと発表した²²⁴。また、自主隔離する場所がない人は、自費で隔離施設に滞在することも勧められた。海外からの入国者には 2 週間の隔離が義務づけられているにもかかわらず、一部の報道は、移住労働者が狭い宿泊施設に隔離されていると報じた。これでは、韓国のウイルス抑止の取り組みにとってリスクとなると見なされた。

韓国に到着した移住者は、共同の台所やバスルームのある宿泊施設に滞在していることを証拠が示している。これらの施設は自主隔離には不適切であったが、多くの移住労働者は

JGMjI5JTJGNTIyNjQ5JTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNGcGFzc3dvc-
mQIM0QIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzR-
W5kZGVTdHIlM0QIMjZpc1ZpZXdNaW5JTNEZmFsc2UIMjZwYWdlJTNEMiUyNmJic09w-
ZW5XcmRTZXElM0QIMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D (accessed
on 18 November 2020)

²²² World Bank Group. 19 June 2020. Potential Responses To The COVID-19 Outbreak In Support Of Migrant Workers. Living Paper (version 10). World Bank. p. 11 Available at <http://documents1.worldbank.org/curated/en/428451587390154689/pdf/Potential-Responses-to-the-COVID-19-Outbreak-in-Support-of-Migrant-Workers-June-19-2020.pdf> (accessed on 21 November 2020)

²²³ Yonhap. 29 July 2020. Korea seeks to extend foreign workers' stay permits to cope with seasonal labor shortage. The Korea Herald. Available at http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200729000324&ACE_SEARCH=1 (accessed on 21 November 2020)

²²⁴ Korean Centers for Disease Control and Prevention (KCDC). 29 March 2020. The Updates of COVID-19 in Republic of Korea. Available at http://ncov.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1585527135431_20200330091215.pdf&rs=/upload/viewer/result/202011/ (accessed on 18 November 2020)

1泊10万ウォン（90米ドル）も請求する国の施設に滞在することができなかった²²⁵。その上、多くの雇用者は移住労働者に自力で隔離場所を探し、14日後に戻るよう求めており、そのことにより移住労働者に経済的な負担を与える可能性がある。活動家たちは、移住労働者を隔離するための専用の施設を設置するよう政府に要求している。慶南移民労働福祉センターの Ko Seong-hyun 所長は、「移住労働者がウイルスを持っていることを恐れて、多くの雇用者が工場の寮への受け入れを拒否し、他の場所で自主隔離した後に職場に戻るよう求めている。仕事を待っている人も自主隔離のために滞在する場所がない」とメディアに対して述べたとされる²²⁶。2020年7月28日、金浦市の隔離施設から脱走した短期滞在ビザのベトナム人船員3人が捕まり、強制退去を命じられた。この事件に対し、保健担当の高官は、隔離施設の警備を強化すべきだと述べ、彼らが隔離費用のために逃亡した可能性を否定した。彼は、「2週間の強制的隔離の滞在には一人当たり約210万ウォン（1,906米ドル）かかり、雇用者が全額を前払いしている」と語ったと報じられた²²⁷。この事件後、海外における感染が確認された外国人が国内の隔離措置に違反した場合、かかった医療費を全額負担しなければならないことが発表された。

2020年5月、雇用労働部は、隔離の死角を特定するために、農業や畜産業、水産業および建設業に従事する3,328人の移住労働者を対象に調査を行った。その結果、58件のうち48件で、寮の1つの部屋に4人以上が住んでいることが判明した²²⁸。移住労働者の間で感染が増加していることが確認されたため、保健福祉部と雇用労働部は、外国人の新規入国者による、あるいは外国人の入国者間の感染拡大を防ぐための対策を見直すことになった。また、雇用労働部と農林畜産食品部は、海外からの労働者の需要を最小限に抑えるため、労働力の見直しを行うよう指示された。

2020年3月末以降、海外から到着する全員に2週間の隔離が義務付けられた。2020年6月には、到着前3日以内にPCR検査を受けること、さらに自力で隔離できる場所を事前に確保することが要件として追加された。2020年7月13日からはPCR検査結果の要件が強化され、韓国に到着するすべての人は、在外公館が指定した医療機関によって出国前48時間以内に発行された証明書を提出しなければならないようになった²²⁹。

²²⁵ O. Hyun-Ju. 28 April 2020. Migrant Workers ‘Self-Isolate’ In Crowded Homes. Korea Herald.com. Available at <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200428000974> (Accessed 25 June 2020)

²²⁶ 同上。

²²⁷ O. Hyun-ju. 28 July 2020. Vietnamese escapees from COVID-19 quarantine facilities to be deported. The Korean Herald. Available at <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200728000850> (accessed on 20 November 2020)

²²⁸ Central Disaster Management Headquarters. 26 June 2020. Coronavirus Infectious Disease Central Disaster and Countermeasure Headquarters Regular Briefing: Prevention management plan for foreign-dense areas. Available at http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=355155&-contSeq=355155&board_id=&gubun=ALL (accessed 2 December 2020)

²²⁹ Korean Centers for Disease Control and Prevention (KCDC). 14 July 2020. The Updates of

2020年6月23日、E-9ビザ保持者は、自費で自主隔離できる場所があることを確認する書類がないと入国を拒否されることが発表された。雇用労働部は地方政府と共同で、2020年6月末から1ヶ月間、斡旋業者の自主調査を実施した。雇用労働部は、隔離措置に関する情報キャンペーンも同時に強化した。雇用労働部から現地研究者が得た情報によると、2020年7月には、疾病の地域感染のリスクがあると考えられる493カ所の寮（製造部門の336カ所、農・林業部門の131カ所、水産部門の26カ所）に対して同部による立ち入り調査が行われた。加えて、地方政府と協力して、多数の移住労働者を受け入れている365の工業団地の7,499の職場に対して検疫検査を実施した²³⁰。移住労働者が集中している地域での立ち入り調査や生活および労働環境の改善に向けた取り組みが継続された。港湾現場での隔離のための情報資料も2020年6月末までに配布され、さらに港湾関連企業では、1ヶ月間の調査業務の中で、マスク着用や距離の維持などのCOVID-19の予防策についての立ち入り調査が行われた。

・移住労働者に対する経済的影響と権利侵害

2020年5月、*Ijumingwa Hamkkye*（移民とともに）というNGOが、韓国第2の都市である釜山に住む333人の移住者を対象に、COVID-19による影響や直面した差別の経験について調査を行った。その結果、回答者の66.7%がパンデミック時の最大の課題は収入減による経済的損失だと答え、29.1%が平均月収100万ウォン（908米ドル）以上減少したと訴え、55.5%が月収50万ウォン（454米ドル）以上減少したと答えた²³¹。また、2020年6月に韓国中小企業中央会が、2020年に新たに外国人労働者を雇用することを申請した。1,062社の中小企業を対象に、外国人労働者の到着の遅延により発生した問題について調査を実施した。その結果、調査対象となった企業の52.3%が生産において困難に直面し、88.3%が外国人労働者の入国がさらに2020年9月上旬まで遅れると生産が中断される可能性があるという回答した²³²。また、国際線の運航や外国人労働者の入国が制限されたことで、農業や

COVID-19 in Republic of Korea. Available at http://ncov.mohw.go.kr/upload/viewer/skin/doc.html?fn=1594726201723_20200714203001.pdf&rs=/upload/viewer/result/202011/ (accessed on 20 November 2020)

²³⁰ Central Disaster Management Headquarters. 26 July 2020. 코로나바이러스감염증-19 중앙재난안전대책본부 정례브리핑 (*The coronavirus infection-19 Central Disaster and Safety Countermeasure Headquarters Regular Briefing*). Available at http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=355155&contSeq=355155&board_id=&gubun=ALL (accessed 4 December 2020)

²³¹ Busan Daily. 30 June 2020. 세금도 꼬박꼬박 내건만 외국인이라고... (*I'm a foreigner who pays all the taxes*). Busan Daily. Available at <http://www.busan.com/view/bstoday/view.php?code=2020063019330778547> (Accessed 14 September 2020)

²³² Maeil Business Newspaper, 22 June 2020. 외국인인력 쓰는 공장 90%가 생산차질 (*90% of factories that employ foreign workers will suffer production disruptions*). Maeil Business Newspaper. Available at <https://www.mk.co.kr/news/economy/view/2020/06/639505/> (Accessed 14 September 2020)

漁業の部門でも労働力不足が深刻化している²³³。

多くの移住労働者は、失業または生産削減による収入減で経済的な影響を受けている。現地研究者は、多くの職場で、移住労働者が賃金の支払いの遅延や未払いに遭い、雇用者が COVID-19 を搾取の口実に行っていることを確認した。その結果、雇用者と移住労働者との間で紛争が発生し、労働の権利の侵害やその他の人権侵害が多く起こった。現地研究者が所属する金浦外国人市民サポートセンターの内部月次統計によると、移住者が直面する問題について金浦市政府関連のこの組織が相談を受けた件数は、2020年第2四半期には第1四半期に比べて約2倍に増加した。相談された内容は、主に出入国、雇用の権利および他の生活に関わる一般的な問題だった。一部の企業経営者は、労働者の移動に制限を課した。ヨジュ市で、移住労働者が工場の寮から出ることを許されず、2ヶ月間事実上の監禁状態に置かれたという事例が報道された。彼らは病気になっても病院に行くことさえも許されなかった²³⁴。また、韓国語の理解が困難な状態で、職場で50人と同居していた E-9 ビザの移住労働者の不当解雇の事例もあった。韓国で COVID-19 の感染者が増加し、ウイルスの蔓延を恐れて、この移住労働者は休暇を取り、一時的にベトナムに帰国した。1ヵ月半後に韓国に戻ったところ、彼は仁川空港で入国を拒否され、解雇されたと伝えられた²³⁵。

現地研究者たちは、これが無数の事例の一つに過ぎないことを強調する。研究者たちは、韓国で COVID-19 の事例が急増していた 2020年2月に、多くの移住労働者が自分の身の安全のために帰国し、そのほとんどが渡航制限以外の契約満了や雇用者による不法解雇などの理由で職場に戻れていないことを確認した。

本章の冒頭で述べたように、2020年6月の在留外国人の数は1年前に比べて11.6%減少している²³⁶。在留外国人の人数の減少は、COVID-19 の直接的な影響を受けていると思われる。雇用許可制度の韓国の移住労働者は、政府のパンデミック対策の中小企業を支援する

²³³ Yonhap News Agency, 30.03. 2020. “올봄 농사 어떡하나” 코로나 19 로 외국인 노동자 농촌 현장 (“What should we do with farming this spring?” The rural scene where foreign workers left for Corona19). Yonhap News Agency. Yonhap News Agency. Available at <https://www.yna.co.kr/view/PYH20200330078500054> (accessed 15 september 2020) 떠난

²³⁴ Oh My News. 23 March 2020. Two months in de facto confinement... Migrant workers “handle us as propagators. Available at http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002624384 (Accessed 14 september 2020)

²³⁵ Hankyoreh news. 8 May 2020. [단독] 코로나 피하려고 고국 갔다가 ‘해고’ 인천공항 갇힌 이주노동자 자원문보기 (*Went home to avoid Corona, but fired, Migrant worker trapped in Incheon Airport*). Hankyoreh news. Available at http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/944098.html (Accessed 17 september 2020)

²³⁶ Ministry of Justice Korea Immigration Service. 2020. Available at <http://www.immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGaW-1taWdyYXRpb24lMkYyMjclMkY1MzAzNzclMkZhcjRjbFZpZXcuZG8lM0ZwYX-Nzd29yZCUzRCUyNnJnc0JnbmRIU3RyJTNEJTI2YmJzQ2xTZXEIM0QIMjZyZ3NFbmkZ-VN0ciUzRCUyNmlzVmlld01pbmUlM0RmYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxJTJ2Ym-JzT3BlbldyZFNlcSUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QIMjZzcmNoV3JkTNEJTI2> (Accessed 14 september 2020)

ため財政措置の対象となる。これには、雇用維持のための補助金および有給休暇のための補助金が含まれる²³⁷。しかし、多くの移住労働者にとって、これらの補助金をアクセスするにあたり課題が残る。

・個人用防護具の差別的な配布と市民社会の対応

2020年2月3日から21日にかけて、韓国政府は移住労働者を雇用する企業を含む中小企業に72万枚のマスクを供給し²³⁸、その後の数週間でさらに80万枚のマスクを供給した²³⁹。パニックによる買い占めの結果、マスクの供給と流通のバランスがとれなくなったため、政府は2020年3月5日、政府の関係当局が直接介入してマスクの供給を安定させるために、2020年3月9日から実施される5日間のマスク購入のローテーション制度を発表した。これにより、1人が購入できるマスクは1週間に2枚までとなり²⁴⁰、それは、管理ミスを防ぐために公式に記録されることになった。外国人は、外国人登録証や健康保険証で身元確認することで、マスクを購入することができた。しかし、外国人留学生や6ヶ月未満の季節的農業労働許可証を持つ、また事業許可を持たない外国人労働者は、健康保険の加入資格がないため、マスクを購入することができなかった。この措置は、39万人以上の非正規労働者と46万人の短期外国人労働者や渡航者のマスクへのアクセスを無視していた²⁴¹。

移住者を支援する市民社会組織は、この措置が差別的で人権を侵害しているとすぐに批判し、2020年3月7日、130の労働団体と市民権擁護の運動組織が、差別的なマスク配布政策に抗議する共同声明を発表した²⁴²。そうした批判にもかかわらず、この措置は当初の予定通り2020年3月9日に施行された。現地研究者たちの観察によると、国民健康保険公

²³⁷ World Bank Group. 19 June 2020. *Potential Responses To The COVID-19 Outbreak In Support Of Migrant Workers. Living Paper* (version 10). World Bank. p. 11 Available at <http://documents1.worldbank.org/curated/en/428451587390154689/pdf/Potential-Responses-to-the-COVID-19-Outbreak-in-Support-of-Migrant-Workers-June-19-2020.pdf> (accessed on 21 November 2020)

²³⁸ The Ministry of Health and Welfare. 2020. Coronavirus-19. Available at <http://ncov.mohw.go.kr/lastBannerList.do?brdId=3&brdGubun=39> (accessed 14 September 2020).

²³⁹ 同上。

²⁴⁰ The Korea Herald. 2020. Koreans adapt to mask rationing system to protect themselves against coronavirus.- The Korea Herald. The Korea Herald. Available at http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200313000500&ACE_SEARCH=1 (accessed 14 September 2020).

²⁴¹ Newshankuk. 12 March 2020. 공공 마스크 공짜로 달라는 게 아닌데...이주민 차별하나 (*Not asking for a public mask for free...Discrimination against immigrants*). Newshankuk. Newshankuk. Available at https://www.newshankuk.com/news/content.asp?news_idx=202003121410400103 (accessed 14 September 2020)

²⁴² Asian Human Rights and Culture Solidarity. 7 March 2020. 마스크 구매마저 이주민을 차별하는가! 차별없는 대책 실시하라! (*Even buying masks discriminates against immigrants! Take measures without discrimination!*). Asian Human Rights and Culture Solidarity Asian Human Rights and Culture Solidarity. Available at <https://asiansori.org/315> (accessed 14 September 2020)

団がこの政策に変更したことで、外国人が ID（外国人登録）カードを提示するだけでマスクを購入できるようになった。しかし、未登録の外国人は依然として除外されていた。

2020年3月12日、「外国人労働者対策協議会」（JCMK）は、法的地位が限定されている、あるいは在留資格のない外国人が感染症から身を守るためにマスクを入手することを政府が拒否していることに関して、韓国の国家人権委員会（NHRC）に苦情を申し立てた²⁴³。韓国の市民社会は、国内の外国人住民を擁護するために積極的に活動してきた。535もの市民社会組織が COVID-19 対策委員会を結成した。2020年4月28日の発足記者会見において、これらの市民社会組織は、個人用防護具へのアクセス拒否を一例に、そのほかにも労働の権利の侵害、ヘルスケアへの限定的なアクセス、社会福祉のセーフティネットの欠如を含む、外国人住民に対する差別と憎悪が増加していることに懸念を表明した²⁴⁴。移住労働者の中には個人用防護具へのアクセスが制限されているか、全くない人もいるが、「韓国移住女性人権センター」などの市民社会組織は、外国人住民のためにマスク、手指消毒剤および洗剤を配布した。

2020年4月29日、政府は市民社会からの要求に応え、移住者が集中する地域に向けた予防措置として、マスクの配布措置と、38万人以上の非正規移住者が取り締まりの恐れなく検査を受けられるようにする計画を発表した²⁴⁵。鄭世均首相は、メディアの報道によると次のように述べている。

「外国人が大きく集中している地域での隔離活動を強化し、外国人が在留資格について心配することなく、マスクを受け取り、公共の保健所や医療団体に治療を受けられるようにしてください。(中略) 不安定な身分のため、疑わしい症状の人が、検査センターに行かないという選択をしている可能性が高く、彼らは検疫の死角におり、いつ地域感染が起きてもおかしくないと言えます。しかし、彼らを追い詰めて違法状態を取り締まれば、彼らはより深く隠れて、死角を大きくするだけです。また、そのことで外国人嫌悪を醸成しかねないことも懸念されます²⁴⁶。」(韓国語)

非正規移住者には、無料の検査と、COVID-19の陽性反応が出た場合、個別事例に応じ

²⁴³ Newshankuk. 12 March 2020. 공공 마스크 공짜로 달라는 게 아닌데...이주민 차별하나 (*Not asking for a public mask for free...Discrimination against immigrants*). Newshankuk. Newshankuk. Available at https://www.newshankuk.com/news/content.asp?news_idx=202003121410400103 (accessed 14 September 2020)

²⁴⁴ Korea women's Hot Line. 2020. Corona19-Meeting the Social and Economic Crisis Press conference for the launch of the Civil Society Countermeasures Committee- Korea women's Hot Line. Korea women's Hot Line. Available at http://hotline.or.kr/board_statement/60960(accessed 14 September 2020)

²⁴⁵ Ock Hyun-Ju. 29 April 2020. Seoul to plug undocumented migrants loophole in COVID-19 efforts. Available at http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200429000769&ACE_SEARCH=1 (accessed 4 December 2020)

²⁴⁶ KBS World. 29 April 2020. S. Korea Ensures COVID-19 Tests For Undocumented Immigrants. World.kbs.co.kr. Available at http://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=e&Seq_Code=153119(accessed 25 June 2020)

て治療が提供された。5月中旬、健康福祉部は数百万台の携帯電話に次のようなメッセージを送った。

「【厚生労働部】 疑わしい症状のある非正規外国人労働者は、強制送還のリスクなしに、無料でコロナウイルス検査を受けることができます。あなたがこれに該当する場合は、近くの保健所にご相談ください。また、非正規外国人の友達がいればその人にもこの情報を伝えてください^{247]}

現地研究者たちが入手した情報によると、6月下旬、中央災害安全対策本部は、移住者が集中する地域における無資格（＝非正規）居住者に対する労働雇用部の隔離指針を記者発表した²⁴⁸。しかし、中央災害安全対策本部がマスクなどの個人用防護具や他の感染予防資材を移住者が集中する地域に配布したのは、7月初旬のことだった²⁴⁹。

非正規移住者が COVID-19 検査を無料で受けられるようにするなど一部に中央政府による改善があったものの、脆弱な移住者コミュニティでの COVID-19 の大量感染の予防は、地域コミュニティ、移民行政担当者、地方行政担当者、そして主に NGO に大きく依存していた。彼らは、多くは個人のボランティアまたは集団での取り組みとして、非正規移住労働者が多く住む一部の地域で、在留資格に関係なく移住者に無料のマスクやその他の救援物資を配布したり、シェルターや自主隔離施設を提供したりしている。

矛盾しているように見えるのは、2020年6月30日をもって、非正規移住者が韓国から出国するための自発的出国制度が終了し、7月1日からは「不法」在留者に対する罰則が復活し、非正規移住者は罰金や入国禁止の対象となったことである²⁵⁰。検査が出入国管理法

²⁴⁷ Park Si-soo. 14 May 2020. South Korea offers undocumented foreigners free virus test with no risk of deportation. The Korean Times. Available at https://www.koreatimes.co.kr/www/nation/2020/05/177_289541.html (accessed on 24 November 2020)

²⁴⁸ Ministry of Health and Welfare. 24 June 2020. 코로나바이러스감염증-19 중앙재난안전 대책본부 정례브리핑(6월 24일) (*Coronavirus Infectious Disease-19 Central Disaster and Safety Countermeasure Headquarters Regular Briefing (June 24)*). Available at http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=33&-CONT_SEQ=355121&SEARCHKEY=TITLE&SEARCHVALUE=%EC%B-D%94%EB%A1%9C%EB%82%98 (accessed on 8 December 2020)

²⁴⁹ Coronavirus Infectious Disease -19 (COVID-19). 15 July 2020. Coronavirus Infectious Disease-19 Central Disaster and Safety Countermeasure Headquarters Regular Briefing (July 15). Available at http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGu-bun=&dataGubun=&ncvContSeq=355427&contSeq=355427&board_id=140&gu-bun=BDJ (accessed on 8 December 2020)

²⁵⁰ Ministry of Justice Korea Immigration Service. 16 July 2020. Announcement Penalties on Illegal Residents on July 1. Available at https://www.immigration.go.kr/immigration_eng/1832/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTYGYmJzJTJGaW1taWdyYXRpb-25fZW5nJTJGMjI5JTJGNTI3OTIyJTJGYXJ0Y2xWaWV3LmRvJTNGcGFzc3dvc-mQlM0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzR-

の執行に直接つながるわけではないが、非正規移住者に対する罰則を再開することは、非正規移住者に検査に名乗り出ることを促す政府の取り組みと相反するように思われる。

・災害緊急財政支援と市民社会の対応

地方自治体の中には、中央政府よりも早く住民への経済的影響に対応したところもあった。2020年3月18日と24日という早い段階で緊急の現金給付を支給したのは、ソウル特別市政府と京畿道政府である。両政府とも、それぞれの住民に現金給付を行った。しかし、永住者や韓国人の配偶者である少数の外国人を除いて、ほとんどの外国人はこれらの措置から除外された²⁵¹。

JCMK や移住者人権連帯 (Human Rights Solidarity for Migrants) などの一部の市民社会組織は、2020年4月2日に再び韓国国家人権委員会に苦情を申し立て、これらの災害支援政策が移住者に対して差別的であると主張した²⁵²。国家人権委員会は2020年5月21日、ソウル市政府と京畿道政府がそれぞれ実施した災害緊急基本財政支援策から移住者を排除したことは、人権を侵害する行為であると判断した²⁵³。2020年6月11日に発表されたプレスリリースによると、韓国国家人権委員会は、外国人住民の排除が人権侵害行為であるとの判断に関して、ソウル特別市政府と京畿道政府に対策の改善を勧告した²⁵⁴。災害に関連する補助金から移住者を排除する問題を検討し、2020年5月26日の討論会を通じて、党政策委員会に是正意見を提案していた「共に民主党」多文化委員会は、国家人権委員会の決定と勧告を歓迎する声明を発表した。この声明では、韓国に居住する外国人の60%が住むソウル市と京畿道に対する勧告を実施するために、政府を説得し、予算を確保する必要性を

W5kZGVTdHIIIM0QIMjZpc1ZpZXdNaW5lJTNEZmFsc2UIMjZwYWdlJTNEMSUyNmJic09w-ZW5XcmRTZXEIM0QIMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3D (accessed on 24 November 2020).

²⁵¹ Ohmynews. 11 June 2020. 인권위 “외국인 재난지원금 배제는 차별이자 평등권 침해” (*Human Rights Commission of Korea said, “Exclusion of foreign disaster support funds is a discrimination and violation of equality rights.”*). Available at http://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0002649261 (accessed 14 september 2020).

²⁵² 同上。

²⁵³ Human Rights Commission of Korea, 2020. 인권위, “지자체 재난긴급지원금 정책에 서 외국인주민을 배제하는 것은 평등권 침해” (*Exclusion of foreign residents from the local disaster emergency aid policy violates the right to equality- Human Rights Commission*). Worldnews. Available at <https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?menuid=001004002001&pagesize=10&boardtypeid=24&boardid=7605564> (accessed 15 september 2020)

²⁵⁴ Human Rights Commission of Korea, 2020. Exclusion of foreign residents from the local disaster emergency aid policy violates the right to equality- Human Rights Commission.1Worldnews. Available at <https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?menuid=001004002001&pagesize=10&boardtypeid=24&boardid=7605564> (accessed 15 september 2020)

強調している²⁵⁵。

2020年8月26日、ソウル市はようやく国家人権委員会の勧告を実施し、2020年5月28日以前にソウル市に90日以上 of 居住登録をしていた正規滞在の外国人住民に緊急支援を行うことを発表した。また、対象となるには収入が中位値以下であることが必要とされた。ソウル市は、家族の人数に応じて30万ウォン(272米ドル)から50万ウォン(454米ドル)を支給することを決定した²⁵⁶。また、外国人の申請者のために、英語、中国語、ベトナム語およびタイ語など17カ国語に対応した統合ヘルプラインを開設した²⁵⁷。歓迎すべき改善点ではあるが、外国人住民に課せられた要件は、最も弱い立場にある移住者グループを置き去りにしている。

対照的に、京畿道は2020年8月27日、「支給対象を拡大するにあたり、条例の周知と改正が必要であるが、すぐに追加資金を確保することは難しい」とのプレスリリースを発表するにとどまった²⁵⁸。

一方、国会は、韓国国民がCOVID-19の経済的影響に対処することを支援するために、12兆2,000億ウォン(110億米ドル)の予算を設定して、国民全員に災害支援給付金を行う法案を2020年4月30日に可決した²⁵⁹。ほどなく2020年5月4日に支給が開始され、国民基礎生活保障や障害年金の受給者など、脆弱集団とされる約280万世帯が優先的に給付金を受給することになっていたが²⁶⁰、外国人住民はこの制度から除外されていた。国家人権委員会がソウル市と京畿道の事例について、外国人住民を排除することは権利侵害行為であると判断し、改善勧告したが、中央政府はその姿勢を変えなかった。実際、国家

²⁵⁵ Worldnews,2020.The Democratic Party of Korea’s Multicultural Committee’s stance on the National Human Rights Commission’s decision(6.11), which recommended the correction of discrimination against migrants in disaster support funds-Worldnews. Worldnews. Available at <http://worldnews.or.kr/m/view.php?idx=22961&mcode=> (accessed 14 september 2020)

²⁵⁶ Korea.net. 26 August 2020. Foreign residents of Seoul to get COVID-19 relief funds. Available at <http://www.korea.net/NewsFocus/policies/view?articleId=189113> (accessed on 24 November 2020)

²⁵⁷ 同上。

²⁵⁸ Gnews. 27 August 2020. (해명자료) 경기도 국가인권위 권고 불수용은 사실과 달라. 중장기 적 검토 예정 (*Explanatory data*) *The refusal to accept the recommendations of the National Human Rights Commission of Gyeonggi Province is different. Mid- to long-term review planned*) Available at https://gnews.gg.go.kr/briefing/brief_gongbo_view.do?BS_CODE=s017&number=45538&period_1=&period_2=&search=0&keyword=&subject_Code=BO03&page=2 (accessed 4 December 2020)

²⁵⁹ Kim So-hyun. 30 April 2020. All Koreans to get COVID-19 relief money. The Korea Herald. Available at <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200430000073> (accessed on 24 November 2020)

²⁶⁰ Park Han-na. 4 May 2020. Distribution of COVID-19 relief funds begins. The Korea Herald. Available at <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20200504000558> (accessed on 24 November 2020)

人権委員会は、2020年11月に報道されたように、国会議員が提出した、外国人を災害支援の対象から外すことは差別的であり、やめるべきだという要求を却下している²⁶¹。

中央政府と多くの地方政府が外国人住民を財政支援措置の対象外とする一方、韓国の市民社会がその穴を埋めてきた。例えば、「公益法のためのアドボケート」(APIL)などの難民支援 NGO は、政府の支援制度から除外された難民に緊急支援金を提供するために、募金活動を行った。APIL は、2020年5月から9月の間に91人の難民を経済的に支援した²⁶²。2020年7月28日には、移住女性人権センターが主催する、移住者のための緊急災害支援に関するフォーラムが開催された²⁶³。

・コミュニティのレジリエンス

前述のように、NGO や労働組合を含む韓国の市民社会は、状況を詳細にモニターする上で重要な役割を果たしており、当局の責任を追及し、最も脆弱な社会集団に働きかけるといった努力は、海外からも注目されていた²⁶⁴。

政府や NGO は、韓国語や英語を話せない人でも自分の身を守るために必要な情報にアクセスできるように、多言語で情報を公開した。2020年1月28日には、法務部の外国人情報センターが、20言語の通訳サービスを通常の業務時間帯に、やさしい韓国語、英語および中国語の通訳サービスを24時間体制で設置した。韓国の移住者コミュニティと協力している NGO は、移住者が受ける権利のある医療アクセスや有給休暇をはじめとする、彼らの生活に関する重要な情報を発信している。

数多くの NGO やコミュニティ・グループが全国の移住者コミュニティを支援しているほ

²⁶¹ Kim Yoon-Joo. 12 November 2020. 재난지원금 외국인 지급, 인권위 지자체엔 “배제 말라” 정부엔 “안줘도 된다” (Disaster subsidies are provided to foreigners, “Do not exclude” to the local government of the Human Rights Commission “You don’t have to give it” the government). Available at http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/969746.html#csidx0752315890da219b5e1f07f8ca0231e (accessed 4 December 2020)

²⁶² Advocate for Public Interest Law. 2020. [모금 캠페인] 코로나 19 국내 난민 긴급지원 캠페인 결과 (*Corona 19 Results of Emergency Assistance Campaign for Refugees in Korea*) Available at <https://apil.or.kr/?p=13577> (Accessed 14 september 2020)

²⁶³ Women Migrant Human Right Center of Korea, 2020. 보도자료)이주민 긴급 재난지원을 위한 토론회 (Discussion on Emergency Disaster Assistance for Migrants - Women Migrant Human Right Center of Korea). Women Migrant Human Right Center of Korea. Available at; <http://www.wmigrant.org/wp/%eb%b3%b4%eb%8f%84%ec%9e%90%eb%a3%8c%ec%9d%b4%ec%a3%bc%eb%af%bc-%ea%b8%b4%ea%b8%89-%ec%9e%ac%eb%82%9c%ec%a7%80%ec%9b%90%ec%9d%84-%ec%9c%84%ed%95%9c-%ed%86%a0%eb%a1%a0%ed%9a%8c/> (Accessed 14 september 2020)

²⁶⁴ M. Kim. 28 April 2020. *How South Korea Stopped Covid-19 Early / The Strategist*. The Strategist. Available at <https://www.aspistrategist.org.au/how-south-korea-stopped-covid-19-early/> (Accessed 25 June 2020)

か、外国人住民を支援する組織を運営している地方自治体もある。政府系、非政府系を問わず、これらの組織が提供する一般的なサービスは、通常、韓国語教育、社会統合支援、労働相談、その他生活に関する全般的な支援である。一方、在留資格を持たない、あるいは社会保障制度を利用できない移住者は、たいてい非正規移住労働者の労働権や人権の侵害に対処するためのサポートを提供する NGO に依存している。多くの NGO は、ボランティアの医療従事者と協力して、非正規労働者のための医療支援プログラムをも運営している。

現地研究者たちによると、COVID-19 の発生は市民社会組織にも影響を与え、多くの組織が支援プログラムの運営を中止したり、限定的な規模でしか活動できない状況に陥った。ほとんどの組織が対面での相談事業を中止したため、移住労働者は適切なサービスを受けることがより困難になった。しかし、NGO、コミュニティ・グループおよび宗教団体はレジリエンスを示し続け、移住労働者、特に非正規労働者や国民健康保険に加入していない移住労働者のために、代替となるより調整可能な支援を打ち出している。数多くの活動の中でも、資金調達や経済的支援の支給、個人用防護具の配布、およびパンデミックにおける移住者に対する差別や偏見に対する市民啓発キャンペーンについて多くの重要な取り組みが行われている。

COVID-19 のなかの移住労働者コミュニティ

ここでは、韓国の移住労働者、特に雇用許可制度を含む非専門職の産業労働者、難民申請者および非正規移住労働者など、不安定な状況に置かれている人々の脆弱性と、現地研究者たちが作業を通して観察したパンデミックにおける彼らの経験を紹介する。

韓国の短期的移住労働者の多くは、危険で不安定な環境で働いている。主に経済的な理由で移住した人は、家族を連れてくることができない。2004 年に開始された移住労働者を韓国で受け入れる雇用許可制度は、移住労働者を恒久的に定住できない二級市民として維持し、中小企業のニーズに応えるために設計されたものだと批判されている²⁶⁵。雇用許可制度は国際社会からも批判されている。2018 年、国連人権高等弁務官事務所は雇用許可制度のもとでの人種主義と移住労働者に対する差別を取り上げた²⁶⁶。移住労働者の権利擁護者たちは、この制度において職場を柔軟に変更できないことが過酷な労働条件を課する力を雇用者に不均衡に与えており、差別やその他の人権侵害を許していると批判している²⁶⁷。また、アムネスティ・インターナショナルは、この制度が特に農業分野において、人身取引

²⁶⁵ Katrin Park. 8 January 2020. South Korea Needs More Immigrants. Available at <https://koreaexpose.com/south-korea-employment-permit-system-harms-migrant-workers- and-country/> (accessed 4 December 2020)

²⁶⁶ OHCHR. 2018. Committee on the Elimination of Racial Discrimination discusses situation Republic of Korea and Norway with civil society. Available at <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23967&LangID=E> (accessed on 24 November 2020)

²⁶⁷ Ock Hyun-ju. 2016. Migrant workers oppose Employment Permit System. Available at <http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20160817000869> (accessed on 24 November 2020)

や強制労働を許容していると非難している²⁶⁸。

現地研究者たちの観察によると、労働契約期間が終了したが、渡航制限のために帰国できない EPS 労働者は、経済的困難、家族と再会できないことによる鬱、および健康保険などの社会保障へのアクセスがないなどの問題に直面していた。通常、移住労働者の社会保障サービスへのアクセスは、労働契約の終了とともに終了する。加えて、労働搾取、賃金の遅延または未払い、雇用者による不合理または不当な移動制限および雇用者との衝突なども、移住労働者が直面する一般的な問題であるが、パンデミックの間に悪化した。

2020 年 6 月現在、難民申請者の登録数は 31,650 人で²⁶⁹、彼らは「事実上の労働者」である。現地研究者たちは、彼らを正規労働者でも、非正規労働者でもないと言う。原則として、難民申請者には就労の権利はないが、6 カ月以内に関係機関が難民認定申請に対する決定を出さない場合は、6 ヶ月後、人道的な理由で働くことが認められている²⁷⁰。しかし、彼らの多くは、申請後 6 カ月を経過する前に、生活のために働いている。

移住労働者のすべてのカテゴリーが、さまざまな方法で COVID-19 パンデミックの影響を受けた。しかし、パンデミックの影響を相対的に最も受けたのは非正規移住労働者であった。前述のように、韓国には約 40 万人の非正規移住労働者がおり、その数は EPS 労働者よりも多い。実際、彼らはパンデミックの当初からマスクの配布制度から除外されていたため、健康に対する権利を否定されていた。本章で述べたように、移住労働者を支援している市民社会団体は、対策措置を変えるために集団として声を上げて彼らの権利を主張した。緊急財政給付については、非正規の移住労働者は引き続き排除されており、市民社会組織の支援や個人の寄付に頼っている。

現地研究者たちは、パンデミック以前に比べて、賃金の遅延や未払いが雇用者の間で一般的な慣行になっていることを観察した。金浦外国人支援センターの相談部門からの情報によると、移住女性労働者は主に金浦地域と西仁川地域で労働搾取の被害に遭っていた。これらの地域では、COVID-19 の影響でマスクの需要が急増していることに乗じて、多くの企

²⁶⁸ Amnesty International. 2014. South Korea: End rampant abuse of migrant farm workers. Available at <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2014/10/south-korea-end-rampant-abuse-migrant-farm-workers/> (accessed on 24 November 2020)

²⁶⁹ Ministry of Justice Korea Immigration Service. 28 October 2020. Statistic Monthly Report. available at <https://www.immigration.go.kr/immigration/1569/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTGyMjzJTJGaW1taWdyYXRpb24lMkYyMjclMkY1MzI5MDAlM-kZhcRjbFZpZXcuZG8lM0ZwYXNzd29yZCUzRCUyNnJnc0JnbmRlU3RyJTNEJTI2Ym-JzQ2xTZXEIM0QIMjZyZ3NFbmRkZVN0ciUzRCUyNmlzVmlld01pbmUIM0R-mYWxzZSUyNnBhZ2UIM0QxJTI2YmJzT3BlblldyZFNlcSUzRCUyNnNyY2hD-b2x1bW4lM0QlMjZzcmNoV3JkJTNEJTI2> (accessed on 3 December 2020)

²⁷⁰ Refugee Status Determination Procedures in Korea. 2015. Handbook for Recognized Refugees, Humanitarian Status Holders, and Refugee Status Applicants. Available at <https://www.unhcr.or.kr/unhcr/inc/download.jsp?dirName=files/001/board/88/1/&fileName=%28English%29+Handbook+on+RSD+Procedures+in+Korea.pdf> (accessed on 24 November 2020)

業がマスク製造工場を開設していた。現地研究者たちは、職を失った多くの非正規移住労働者がこうした工場で新たな仕事を見つけ、結果的には賃金の未払いに直面している事例に対応した。また、9月に金浦外国人支援センターに寄せられた証言によると、仁川市のある移住労働者は、6ヶ月間、週末の買い物のための外出も禁止されていたという。

現地調査員はまた、移住者に対するスティグマ化や差別の事例が増加していることも観察している。例えば、COVID-19の蔓延を恐れて外国人の入場を拒否するスポーツセンターがあることが報告された。イスラム教のイードの祝祭の集まりにおいてCOVID-19の感染が確認された例がいくつか報じられたとき、イスラム教徒のコミュニティがCOVID-19の感染について批判された。また、中国からの移住者コミュニティが中国本土からウイルスを持ち込んだと非難されて人種差別を受けたりした。

結論

韓国は、2020年に入ってからCOVID-19に罹患する人の数の増減を経験している。政府は、外国人住民を含む韓国にいる人々が他のいくつかの国に比べて比較的安全に生活できるように効果的な戦略を実施しており、感染者数の増加がしばしば見られるものの、迅速に収束させることができている。さらに、韓国政府は、パンデミックによる経済的影響を軽減するために、住民と企業に財政支援を行っている。

個人用防護具や所得援助など、政府が提供する給付について、移住者を排除する政策は依然として存在する。しかし、移住労働者に対する排他的な行動や差別は、排除に基づいた韓国の入国管理政策に由来するもので、新しい現象ではない。これに加えて、移住労働者の失業や不完全雇用、劣悪な生活および労働環境、その他の労働の権利および人権侵害などの問題に多くの移住労働者が直面している。

そのような状況とはいえ、パンデミックに対応するにあたり、政府機関、NGOと一般市民の間には、十分なレベルの相互理解と協力がある。移住者の権利を擁護する韓国の強力な市民社会と独立した国家人権委員会の存在は、当局に責任を負わせ、移住者の処遇を改善することに貢献してきた。政府が韓国に取り残された労働者にビザの延長を認め、農業部門に代替雇用を手配したことは、前向きで重要な一歩である。政府機関とともに、支援団体もCOVID-19とその影響から移住労働者を守り続けている。

第7章：台湾

COVID-19に関する公式数字

最初の事例が記録された日：2020年1月21日

陽性者数：675

死者数：7

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

台湾の移住労働者

台湾は、1980年代に政府が企業から強い圧力を受け、1989年に製造業、建設業および水産業において移住労働者に門戸を開いた。1992年には、一部の女性団体のロビー活動の結果、移住家事労働者の受け入れが始まった。労働部（MOL）が発表したデータによると、2020年7月末現在、台湾では就業サービス法に基づいて雇用されている、または労働部に登録されている移住労働者が700,800人おり、COVID-19の発生前に比べて1万人減少している。留学生、駐在員、配偶者、旅行者など、他の種類のビザで台湾に居住する外国人や、遠洋漁船で働く移住漁業労働者はこの数には含まれていない。産業別および国籍別の移住労働者の数は以下の通りである（表4、5）。

表4 産業別移住労働者数（出典：労働部）²⁷¹

農業、林業、水産業、畜産業	漁業労働 ²⁷²	酪農業	農業派遣	製造業
11,931	11,821	41	69	427,849
建設業	介護労働	介護施設における介護労働	個人宅における介護労働	家事ヘルパー
4,802	254,515	15,294	239,221	1,703

単位：人

²⁷¹ Ministry of Labour. 2020. Labor Statistics Inquiry Website (労働統計查詢網). Available at https://statfy.mol.gov.tw/statistic_DB.aspx (accessed on 14 October 2020). Simple version also available in English at <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/i0120020620e.htm>

²⁷² Fishermen or fishing workers working on the near-water fishing vessels only: Those on distant water fishing vessels are under the management of the Fisheries Agency, Council of Agricultural Affairs, therefore they are not counted in the figure of MOL here.

表5 国籍別および性別による移住労働者数（出典：労働部）²⁷³

	合計	インドネシア	フィリピン	タイ	ベトナム
合計	700,800	269,819	153,936	56,972	220,067
男性	317,504	66,424	60,300	47,336	143,439
女性	383,296	203,395	93,636	9,636	76,628

単位：人

農業、林業、沿岸漁業、畜産業、製造業および建設業などの産業で働く移住労働者の数は、2010年末の193,545人から2020年7月には444,582人と、10年間で2.3倍に増加した。また、社会福祉分野に従事する移住労働者は、同じ10年間で186,108人から256,218人と1.38倍に増加している。

台湾と出身国政府との二国間協定を通して、就業サービス法に基づき雇用される登録移住労働者はすべて表5にあげられるインドネシア、ベトナム、フィリピンおよびタイの4カ国出身である。インドネシアとフィリピンは女性労働者をより多く送り出し、タイとベトナムは男性労働者をより多く送り出す。全体で2020年7月現在、台湾の女性移住労働者数は383,296人、男性移住労働者数は317,504人である。台湾政府は、非正規移住者の数を最小に、または減らすことができない送出国およびその他の外交上の紛争に対して、移住労働者の台湾への送り出し禁止を「制裁」として利用している。就労サービス法に基づき、この4カ国は、少なくとも一度は送り出しを禁止されている。

移住労働者を雇用するためには、特定の産業ごとに労働部に認可されなければならない。雇用者は移住労働者を最低賃金で雇用することが多く、ほとんどの移住労働者は、収入をより多く得るために進んで残業をするか、債務を負っている、あるいは職を失う恐れがあるため雇用者の命令を拒否できないことが多い。多くの産業部門の雇用者が、移住労働者の募集の許可を求め、雇用枠を増やすよう労働部に働きかけている。その結果、過去10年間で移住労働者の数は大幅に増加している。

COVID-19 対策

2020年1月21日、台湾で初めてCOVID-19の陽性例が記録された。2020年3月19日以降、居留証（ARC）²⁷⁴、外交官証、ビジネス契約の履行を証明するもの、またはその他の特別な許可証の保持者を除き、ほとんどの外国人が台湾への入国を禁止された。台湾はこれまで、移住労働者を含め、大規模な感染拡大を避けてきた。中国大陸に近いという地理的条件や人口密度を考えると、早い段階で感染拡大を抑制したことが評価されている。台湾で

²⁷³ Ministry of Labour. 2020. Labor Statistics Inquiry Website (労働統計查詢網). Available at https://statfy.mol.gov.tw/statistic_DB.aspx (accessed on 14 October 2020). Simple version also available in English at <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/i0120020620e.htm>

²⁷⁴ 居留証（Alien Resident Certificate）とは、台湾に在留、就労または学ぶ全ての外国人の必要不可欠な身分証である。

は、いわゆる「ロックダウン」のような措置はとられていない。

・個人用防護具と情報へのアクセス

中国で COVID-19 が発生した直後、台湾政府は COVID-19 に対抗する最も安価で最も入手しやすい個人防護具であるマスクの配布のための集中管理システムを採用した。政府はマスクの輸出を禁止し、国全体の需要の増加に対応するために生産ラインを増やすよう企業と調整した。有効な保険証を持っている人は誰でも配給マスクを定価の 5.00 台湾ドル (0.17 米ドル) で定期的に購入できることを確保するために数ヶ月の間に流通および販売制度の見直しが行われた。これらマスクは薬局やコンビニエンスストアで購入できるほか、携帯電話のアプリで注文することもできた。この流通システムは、主に国民健康保険 (NHI) カードの電子チップに入力済の暗号化された情報に基づいて実施されている。台湾の在留許可、または居留証を持つ外国人も全員これらの取り組みに含まれていた²⁷⁵。危機的な状況下では、一時的な移住者は差別的な政策の対象となり、他の受入国では市民とは別扱いになる傾向がある。しかし、台湾は異なるアプローチをとり、「すべての人に健康を」という政策を提唱している²⁷⁶。

しかし、それでも台湾の移住労働者は、マスクの配布において不平等な扱いを受けていた。NHI カードに基づいてマスクが配布されたことで、有効な NHI カードを持っていない人がマスクを入手することは非常に難しく、ほとんど不可能になってしまった。まず、就労サービス法に基づいて雇用されるすべての移住労働者に義務づけられている NHI カードは²⁷⁷、通常、雇用開始から約 1 カ月後に労働者に発行される。つまり、新しく入国した移住労働者は、当初のマスクの配布から除外されたことになる。第二に、前の職と新しい職の間にいる移住労働者も有効な NHI を持っていない。台湾では、移住労働者は、雇用者による解雇や、労働者自身が職場での虐待や労働者の権利侵害を訴えた場合、政府の承認があれば雇用者を変えることができる。労働部が契約の終了を承認すると、元の雇用者は移住労働者の保険加入を停止することができ、次の雇用が始まるまで NHI がいない状態になる。第三に、雇用者の中には移住労働者の個人的な書類を本人に渡していない人もいる。雇用者が NHI カードを預かっている移住労働者は、自分でマスクを買うことが不可能だった。最後に、移住労働者

²⁷⁵ A. Timmerman. 2020. In Taiwan's Crowded Migrant Worker Dorms, Covid's Not The Only Risk. South China Morning Post. Available at <https://www.scmp.com/week-asia/people/article/3081227/taiwans-container-houses-migrant-workers-coronavirus-not-only> (Accessed 25 June 2020)

²⁷⁶ Ministry of Foreign Affairs. 2020. Health For All— Taiwan Can Help. Taiwan. Available at [//www.mofa.gov.tw/en/News_Content3.aspx?n=E641F7FF2AE058A1&sms=49FF69F409088525&s=E2EAB62FC6165C63](https://www.mofa.gov.tw/en/News_Content3.aspx?n=E641F7FF2AE058A1&sms=49FF69F409088525&s=E2EAB62FC6165C63) (Accessed 25 June 2020)

²⁷⁷ 労働部の統計に含まれる全ての移住労働者は就労サービス法に基づいて採用される。これには、在宅介護者、ヘルパー、工場労働者、建設労働者および近海における漁業労働者が含まれる。遠洋漁業労働者は、海外採用制度(境外聘僱)で採用されることがほとんどであり、そのため労働法または国民健康保険や雇用保険から排除される。

働者の中には、在留資格によってはNHIを持っていない人もいる。遠洋漁業の漁船に乗っている移住労働者は、NHIに加入することができない。その詳細は本章において後述する。また、非正規移住労働者は有効な居留証やNHIカードを持っていないため、薬局やコンビニは彼らにマスクを販売することができない。

政府は、移住労働者の間で疾病予防策に関する認識を広めるためのキャンペーンを発表した。3月中旬までに情報資料がインドネシア語、タガログ語、タイ語およびベトナム語に翻訳され、情報へのアクセスは容易になった²⁷⁸。また、政府はいくつかの現地のNGOと協力して移住労働者に情報提供している²⁷⁹。しかし、現地研究者は、翻訳された情報は同じようにアップデートされたものではないことが多く、4つの出身国との二国間覚書や就労法の適用を受けていない国からの移住者の言語をカバーしていないことを観察した。

・隔離要件

2020年3月17日、労働部は、新たに台湾に入国する移住労働者を含め、海外から台湾に到着するすべての人を14日間隔離しなければならないと発表した²⁸⁰。この発表では、移住労働者の場合、雇用者が移住労働者のために到着時に隔離の場所を手配することが求められた。台湾への就労予定の労働者は、雇用者が社内隔離の計画を労働部に提出していなければ、台湾に渡航することはできない。また、移住労働者は休暇に本国に戻らないことが推奨されている。移住労働者に海外渡航をあきらめるように促すために、休暇のための航空券をすでに予約していたがキャンセルする用意のある人のために、航空券のキャンセル料を労働部が負担することが決定された²⁸¹。現地研究者は、一部の雇用者やブローカーが移住労働者に隔離費用を負担させた事例、特に強制隔離が開始される2020年3月17日以前に台湾に戻ってきた移住労働者の事例について聞いている。2020年3月19日から、移民署(NIA)は、休暇で一時的に台湾を離れた移住労働者への再入国許可証の発行を停止した²⁸²。

²⁷⁸ C. Ming-hsuan. 2020. Migrant Workers Who Leave Taiwan Will Not Be Allowed To Reenter: MOL - Focus Taiwan. Focustaiwan.tw. Available at <https://focustaiwan.tw/society/202003170023> (Accessed 25 June 2020)

²⁷⁹ R. Kabinawa. 2020. Taiwan'S COVID-19 Success: More Than Just A Number. Taiwan Insight. Available at <https://taiwaninsight.org/2020/05/04/taiwans-covid-19-success-more-than-just-a-number/> (Accessed 25 June 2020)

²⁸⁰ Workforce Development Agency, Ministry of Labour. 17 March 2020. 移工來源國疫情升至第3級，勞動部推出強化防疫管理措施 (As the pandemic has raised to level 3 in the countries of origin of migrant workers, MOL strengthens the disease control measures). Available at https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=7F220D7E656BE749&sms=E9F640ECE968A7E1&s=1D21B4206A04947C (accessed on 23 October)

²⁸¹ 同上。

²⁸² National Immigration Agency. 19 March 2020. 為防止「嚴重特殊傳染性肺炎(武漢肺炎)」疫情擴大，自109年3月19日零時起，暫緩受理及核發外籍移工之重入國許可 (The acceptance and approval for the application for re-entry permit for migrant workers is temporarily stopped from 0:00, March 19, 2020 in order to prevent outbreak of COVID-19). Available at

再入国許可証は通常、一時的に本国に戻り、台湾に戻ってくる移住労働者には無料で発行され、1ヶ月間有効である。労働部の2020年3月27日の発表によると、新規入国者、再入国者を問わず、在宅介護労働者、家事労働者、および介護施設で働く介護労働者を含む社会福祉部門のすべての移住労働者は、政府が指定する隔離施設に滞在しなければならない²⁸³。関連費用としての1日あたり1,500台湾ドル(53米ドル)、交通費を含む14日間の合計21,000台湾ドル(745米ドル)は雇用者が支払うこととされた²⁸⁴。隔離措置は、世界の状況に応じて随時強化および緩和されてきた。8月に台湾政府は、フィリピンから台湾に到着するすべての乗客に、政府が提供する施設で14日間の隔離することを求めた²⁸⁵。11月には、インドネシア人移住労働者を特定して集団隔離が求められた²⁸⁶。政府は、特定の部門およびまたは特定の国籍の移住労働者の隔離に関連する一部の費用を補助している。2020年11月末に移住労働者出入国空港ケア・サービスが公表した文書によると、あらゆる職種のすべてのフィリピン人移住労働者の費用は政府が全額負担するが、社会福祉部門のすべての移住労働者の集中隔離の費用は、本来の費用の半額である14日分10,500台湾ドルを雇用者が負担することになっている²⁸⁷。

<https://www.immigration.gov.tw/5385/7445/211420/229781/211422/217079/> (accessed on 1 December 2020)

²⁸³ Workforce Development Agency, Ministry of Labour. 27 March 2020. 自即日起, 修正移工入境檢疫辦理方式~ 社福類入住集中檢疫場所, 產業類檢疫場所應事先查核 (From today, the quarantine measures of migrant workers entering Taiwan change: workers in the social welfare industry will be centralized and stay in assigned locations, and manufacturing industry workers must have quarantine locations arranged prior to arrival). Available at https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=7F220D7E656BE749&sms=E9F640ECE968A7E1&s=8661CBDBA5F03066 (accessed on 23 October 2020)

²⁸⁴ Ministry of Labour. 30 March 2020. 移工待在集中檢疫所 14 日, 雇主要付多少費用?(自 109 年 3 月 27 日起) (*Migrant workers stay at the centralized quarantine station on the 14th, how much will the employer pay? (Since 27 March 2020)*). Available at <https://www.mol.gov.tw/topic/44761/45003/45004/44771/45190/> (accessed on 10 December 2020)

²⁸⁵ Taiwan Centre for Disease Control. 9 August 2020. 菲律賓入境台灣所有旅客須配合機場採檢及檢疫, 至集中檢疫場所檢疫 14 天 (*All passengers entering Taiwan from the Philippines must cooperate with airport quarantine and quarantine, and go to the centralized quarantine place for quarantine for 14 days*). Available at <https://www.cdc.gov.tw/Bulletin/Detail/UZPPIF8vuVVBKEMKtqYpcg?typeid=9> (accessed on 1 December 2020)

²⁸⁶ Taiwan Centre for Disease Control. 18 November 2020. 11 月 20 日起印尼籍移工入境採集中檢疫, 暫緩 4 家印尼人力仲介公司仲介移工來臺 (*From November 20th, Indonesian migrant workers will be collectively quarantined during entry, and 4 Indonesian labor agencies will be temporarily suspended for migrant workers to Taiwan*). Available at <https://www.cdc.gov.tw/Bulletin/Detail/ZBSAZur8TPA2tjWfMaaasw?typeid=9> (accessed on 1 December 2020)

²⁸⁷ Entry and Departure of the Foreign Labour Airport Care Service. 30 November 2020. 移工入住集

他の多くの国と同様に、台湾政府は市民や企業を支援するために様々な種類の社会的給付や財政支援を実施している。しかし、移住労働者は、政府の命令による隔離期間中の賃金の喪失分として1日あたり1,000台湾ドル（35米ドル）、最長14日間の賃金の補償のみを受けることができた。ほとんどの外国人は、台湾政府が住民に提供している主要な給付の一つである「トリプルクーポン」²⁸⁸など、消費者を経済的に支援しながら消費を奨励し、刺激するために考案されたクーポンをはじめその他の形態の給付のすべてを受けることができない。現地研究者は、台湾人の外国人配偶者はトリプルクーポンを購入する権利があることを確認している。

・外国人訪問者と移住労働者のビザ延長について

2020年3月21日、政府は移民署がすべての外国人訪問者に30日間のビザ延長を自動的に付与することを発表し²⁸⁹、同じ発表が、2020年4月17日、5月18日、6月15日、7月17日、8月14日、9月14日、そして10月15日にも行われた。ビザの延長は、2020年3月21日以前に入国し、オーバーステイの記録がない外国人訪問者が対象である²⁹⁰。パンデミックの最中に国際線を利用したくないと考えたり、航空業界の混乱のために利用できなかったりする多くの外国人訪問者の本国に比べて、台湾は比較的安全であると考えられているため、訪問者は外国人に対するこの友好的で思いやりのある配慮を高く評価している。

しかし、新しい雇用先への転職を待つブルーカラーの移住労働者や、契約終了後に帰国する準備をしているが、パンデミックや渡航制限のために渡航を躊躇している労働者に対しては、そのような有利な措置はとられていない。労働部は、低賃金の移住労働者への集団的な延長については何ら発表していない。現地研究者が代表を務めるNGO、桃園市社会奉仕協会（SPA）は、何人かの移住労働者の雇用移行期間の延長申請を支援している。移住労働者のビザ延長の必要性を強調しているにもかかわらず、労働部は移住労働者の集団的延長には消極的で、ケースバイケースで申請を審査することしかしていない。台湾政府は、移住労働者よりも外国人観光客に好意的である。

中檢疫床位申請說明 (Application instructions for migrant workers staying in centralized quarantine beds). Available at <https://fwas.wda.gov.tw/upload/download/6f54d1b9cfb7a8409236a7f7fdef2801bdc87749.pdf> (accessed on 10 December 2020)

²⁸⁸ 住民は3,000台湾ドル相当のクーポンを1,000台湾ドルで購入することができる。政府は1クーポンあたり2,000台湾ドルを補助する。

²⁸⁹ Bureau of Consular Affairs, Ministry of Foreign Affairs, Republic of China. 21 March 2020. Automatic 30-day extension for foreigners entering Taiwan on or before March 21 with visa waiver, visitor visa, or landing visa (no application is required) (overstayers excepted). Available at <https://www.boca.gov.tw/cp-220-5436-37c0d-2.html> (accessed on 23 October 2020)

²⁹⁰ Focus Taiwan CNA English News. 15 October 2020. Government announces visa extension for foreign visitors. Available at <https://focustaiwan.tw/society/202010150021#:~:text=The%20government%20has%20previously%20announced,travel%20restrictions%20are%20in%20effect.> (accessed on 22 October 2020)

労働部は、移住労働者に直接ビザの自動延長を付与する代わりに、COVID-19 の影響で台湾に取り残された移住労働者に、雇用者が短期契約を提供することを認めることを決定した。2020 年 3 月 17 日に行われた発表で、労働部は、ブルーカラーの移住労働者が台湾での就労を認められている最長年数である 12 年または 14 年働いており、2020 年 3 月 17 日から 6 月 17 日の間に契約が終了する場合、雇用者はその移住労働者について 3 ヶ月の雇用許可を申請できるとした²⁹¹。2020 年 6 月 9 日、この措置は、契約が 2020 年 6 月 17 日から 9 月 17 日の間に終了する労働者にまで拡大された²⁹²。雇用者が新たに入国する移住労働者ではなく、すでに台湾にいる移住労働者を雇用することを奨励するために、労働部は 2020 年 5 月 5 日、雇用者が 2020 年 3 月 17 日から 6 月 17 日の間に契約が終了した、または終了する予定の移住労働者に対して、3 ヶ月または 6 ヶ月の雇用延長を申請できると発表した²⁹³。これ以前は、契約が終了した労働者は、COVID-19 の影響で台湾に取り残されている間、仕事を続けることができず、そのため収入を失っていた。2020 年 5 月に行われたこの変更は、ビザや契約が終了する一方、本国での規制により帰国できなくなる移住者が増えた中で行われた²⁹⁴。他方、台湾の外に渡航することを選択した移住労働者は、一時的に再入国が禁止された²⁹⁵。

²⁹¹ Workforce Development Agency, Ministry of Labour. 17 March 2020. 移工來源國疫情升 至第 3 級，勞動部推出強化防疫管理措施 (*As the pandemic has raised to level 3 in the countries of origin of migrant workers, MOL strengthens the disease control measures*). Available at https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=7F220D7E656BE749&sms=E9F640ECE968A7E1&s=1D21B4206A04947C (accessed on 23 October)

²⁹² Workforce Development Agency, Ministry of Labour. 9 June 2020. 為減少人員跨境流動，自 109 年 6 月 17 日至同年 9 月 17 日聘僱許可期間屆滿之移工，其累計在臺工作期間將屆滿 12 年或 14 年者，雇主為聘僱該移工，得再申請 3 個月之聘僱許可 (*To reduce cross border movements, employers can apply for three-month employment permits for migrant workers who have worked in Taiwan for 12 or 14 years with their contracts ending between 17 June and 17 September*). Available at https://www.wda.gov.tw/News_Content.aspx?n=D33B55D537402BAA&sms=02E58F84AD3F3884&s=9CD479B7DFAE79D5 (accessed on 23 October 2020)

²⁹³ Ministry of Labour. 19 June 2020. 疫情期間聘僱期滿之移工，因疫情影響致航班減班或停飛因素，移工無法按原規劃期日返國，雇主得否重新為其申請短期之聘僱許可？又如何申請？(*During the epidemic period, the migrant workers whose employment period expires, due to the impact of the epidemic and the flight reduction or suspension, the migrant workers cannot return to the country according to the original planned date. Can the employer reapply for the short-term employment permit for him? How to apply?*). Available at <https://www.mol.gov.tw/topic/44761/45003/45004/44771/45555/> (accessed on 1 December 2020)

²⁹⁴ J. Van Triste. 13 May 2020. COVID-19: *Stranded Migrant Workers Allowed Short-Term Contracts*. RTI Radio Taiwan International. Available at <https://en.rti.org.tw/news/view/id/2003246> (Accessed 25 June 2020)

²⁹⁵ C. Ming-hsuan. 17 March 2020. *Migrant Workers Who Leave Taiwan Will Not Be Allowed To Reenter*. MOL - Focus Taiwan. Focustaiwan.tw. Available at: <https://focustaiwan.tw/>

労働部によると、2020年3月17日から5月31日の間に契約を終了した移住労働者について雇用者が行った申請は1,033件で、そのうち656件が社会福祉部門、377件が製造業部門であった²⁹⁶。

これらの取り決めは、特定の期間に契約が終了する移住労働者に限定され、延長期間は3カ月または6カ月に限られていた。この延長を申請できるのは雇用者のみで、移住労働者本人は申請できなかった。台湾で12年または14年働いていない移住労働者のうち、対象になったのは2020年3月17日から6月17日の間に契約が終了する人だけであった。COVID-19の発生がフィリピンやインドネシアなどの送出国で続いており、国際航空便がパンデミック前のように再開されていないことを労働部は認識していない。労働部は、新しい雇用者への転職を待つ移住労働者に対し、転職期間の延長を行っていない。前述のように、労働部が提供する制度は雇用者中心であり、移住労働者の、滞在して新しい仕事を探すニーズは平等に考慮されていない。

・ COVID-19における権利侵害

休日、移動と集会の自由に関する権利

現地研究者は、パンデミックが始まって以来、多くの移住労働者の雇用者が、移住労働者が休日に外出してコロナウイルスに感染するリスクを最小限に抑えるために、移住労働者の休日取得を制限していたことを観察した。多くの介護労働者は、雇用者から休日取得を禁止されていた。中には、パンデミック以前から休日が取れずに苦しんでいた人もおり、彼らの状況はさらに悪化した。多くの工場労働者は、雇用者から休日に寮から出ないように言われたり、休日に数時間しか外出できなかったりした。

台湾では「ロックダウン」に類する措置は実施されておらず、ほとんどの地元住民は現在も職場への通勤を続けており、その他の理由で外出することもできる。しかし、多くの移住労働者の雇用者が、労働者の休日取得や外出を禁じていることは、移住労働者に対する差別的態度を示しており、さらには疾病管理の名の下に自由や基本的権利を侵害しており、その見返りとしての補償もないか、あってもわずかである。

台北駅の中央ロビーは、台湾北部を拠点とする移住労働者が日曜日に集う場所である。無料であることができアクセスが容易であり、冷暖房があるので、この場所で多くの移住労働者が休日に同じ移住労働者との時間を過ごしている。この場所は10年以上にわたり、台北の移住労働者のための特別な文化空間となってきた。コロナウイルスが発生した当初から、台北駅はCOVID-19の感染を防ぐために中央ロビーでの集まりを禁止した。2020年5月、台北駅はこの禁止措置を恒久的に継続することを発表した。すぐに活動家や台湾の文化的多様性を支持する多くの若者から厳しい批判を受け、2020年5月23日には500人近くが

society/202003170023 (Accessed 25 June 2020)

²⁹⁶ CNA. 9 June 2020. 移工在台区滿 雇主可申請延長3個月 (*Employers can apply for three-month extensions for their migrant workers*) available at <https://www.cna.com.tw/news/ahel/202006090311.aspx> (accessed on 23 October 2020)

集まり、駅での座り込みの抗議活動を展開した²⁹⁷。このような強い批判を受けて、交通部大臣は計画を見直し、集会の全面的禁止ではなく、より良い解決策を見つけることを約束した。交通部が声明を発表した後、台湾鐵路管理局 (TRA) は、関係する NGO や専門家を招いて議論を行った。何度かの会議を経て、2020年7月、TRA はロビーの床を笑顔で飾り、禁止を解除することを発表した (図3)²⁹⁸。

図3：台北駅ロビーの新しい床



(写真 Chien Jung-fong, Taipei Times)

解雇と雇用転換

ほとんどの移住労働者が雇用されている部門は、COVID-19 とその状況によって経済的に深刻な影響を受けていないため、大規模な事業の閉鎖は見られず、移住労働者に影響を与える解雇も顕著ではなかった。しかし、製造業など生産需要が減少している産業では、多くの雇用者が、ミスや遅刻または体調不良などの些細な理由で移住労働者を解雇したり、辞職を強いたりしている。SPA には、このように解雇をされた、あるいはされる予定の移住労働者からの苦情をいくつか受理した。

パンデミックのため、2020年3月以降、台湾への移住労働者の入国はほとんど認められていない。そのため、すでに入国している移住労働者に対する需要が高くなっている。その結果、以前の雇用と新しい雇用との間にある移住労働者にとっては、新しい仕事を見つけたり、新しい雇用者に移ったりすることが以前よりも若干容易になったと現地研究者は見ている。しかし、すべての人がうまく新しい仕事を見つけられるわけではない。

生活および労働環境

台湾の移住労働者の生活環境は職種によって異なる。工場労働者と建設労働者はすべて、

²⁹⁷ Focus Taiwan. 23 May 2020. Taipei Main Station's lobby gathering ban draws protests. Available at <https://focustaiwan.tw/society/202005230006> (Accessed on 23 October 2020)

²⁹⁸ Shelley Shan. 13 July 2020. Taipei Railway Station calls off ban on sitting. Taipei Times. Available at <https://www.taipeitimes.com/News/front/archives/2020/07/13/2003739820> (accessed on 23 October 2020)

1 部屋に 8 人から 30 人が住む寮に住んでいる²⁹⁹。漁業労働者は、港の船上の混雑した場所で暮らしており、寮よりも劣悪な状況であることが多い。現地研究者は、漁業労働者に適切なベッドや寝具が提供されていない事例を多く知っている。このような生活環境は、移住労働者の寮での発生が陽性事例の大半を占めているシンガポールの寮における移住労働者の生活環境とあまり変わらない。それら移住労働者の中に陽性者がいれば、感染リスクが高いことは容易に想像がつく。家事労働者や介護労働者は、雇用者と同居することが義務付けられている。介護労働者の多くは、介護する患者と同じ部屋を共有し、患者と密接に接触する必要があるため、これらの移住労働者に適切な個人用防護具が提供されていなければ、脆弱な人々への感染のリスクが高まる。

以下はその他の人権侵害（表現の自由）の事例である。

Elanel Ordidor（通称 *Linn Silawan*）は、フィリピンからの移住介護労働者で、ユンリン郡に住んで働いている。彼女は *Facebook* で定期的にライブ配信を行い、母国の政治状況について議論していた。彼女は、フィリピン政府に対して *COVID-19* 対策が不十分であることについて批判的な発言をしたことが原因で、ロドリゴ・ドゥテルテ政権と関係があると報告されている自警団「*Diehard Duterte Supporters (DDS)*」からネット上での荒らしやネットいじめの標的にされた³⁰⁰。台中にあるマニラ経済文化弁事所とフィリピン海外労働事務所 (*MECO POLO*) の労働担当官である *Fidel Macauyag* が *Linn* を訪ね、フィリピン政府への批判に関連する投稿をすべて削除し、新たに謝罪のビデオを作成するよう要求した。彼は、*Linn* がフィリピンと台湾のサイバー名誉毀損罪に抵触する可能性があることを伝えた。その後、フィリピンのハリー・ロケ大統領報道官は、彼女をフィリピンで逮捕することを提案した。台湾の外務部はこの提案を却下し、すべての移住労働者の言論の自由を守ることを表明した^{301 302}。

非正規滞在の移住労働者に対する敵意

COVID-19 が台湾の非正規滞在の移住者に与える影響が懸念されている。非正規移住者は逮捕、収容または強制送還を恐れて検査や治療に名乗り出ることをためらうため、台湾の

²⁹⁹ Antonia Timmerman. 26 April 2020. In Taiwan's 'container houses' for migrant workers, coronavirus not the only health risk, available at <https://www.scmp.com/week-asia/people/article/3081227/taiwans-container-houses-migrant-workers-coronavirus-not-only> (Accessed 26 October 2020)

³⁰⁰ C. Thomas. 20 September 2020. Linn Silawan: champion of overseas Filipino workers in their times of need. Available at <https://www.scmp.com/week-asia/people/article/3102239/linn-silawan-champion-overseas-filipino-workers-their-times-need> (accessed on 1 December 2020)

³⁰¹ C. Thomas. 20 September 2020. Linn Silawan: champion of overseas Filipino workers in their times of need. Available at <https://www.scmp.com/week-asia/people/article/3102239/linn-silawan-champion-overseas-filipino-workers-their-times-need> (accessed on 1 December 2020)

³⁰² このことは、*Elanel Ordidor* と定期的に連絡を取っている現地研究者および彼の所属する組織、SPA の報告にも基づく。

ウイルス予防ネットワークの抜け穴となる可能性が高い。これは、移住者の健康に影響を与え、恐怖心から適切な医療を受けられない場合、自分の命や他人への感染の危険が生じる。

2020年2月26日、台湾疾病管制局(Taiwan CDC)は、台湾における32例目のCOVID-19陽性例が、インドネシア人の非正規滞在の介護労働者であり、彼女が介護していた患者からウイルスに感染した可能性が高いと発表した³⁰³。この労働者は、彼女が働く家族の高齢患者の世話をした後、検査結果が出る前に多くの場所で友人を訪ねていた³⁰⁴。検査結果が陽性であることが判明した後、政府は数日間この労働者を見つけることができず、短いCCTVのビデオ映像がメディア中に流されたため、台湾の一般市民の間に、彼女やすべての非正規移住労働者に対する憎悪が引き起こされた。2020年3月19日には、インドネシア人の非正規労働者の男性が、症状をさらに確認するために別の病院への転院を勧められた際に、病院から逃げ出すという事件が発生した³⁰⁵。病院は警察に彼を探すよう連絡し、再びニュースになった。彼と彼の妻はともに台湾で働く非正規労働者で、台湾で生まれた2人の子どもがいた。その後、彼は警察に発見され、COVID-19の検査で陰性だったにもかかわらず、家族全員が強制送還されることになった³⁰⁶。このようなニュースが、非正規移住労働者の間の恐怖心を煽り、多くの労働者に医療を受けることを躊躇させたことは間違いないだろう。

台南市の黄偉哲市長は、非正規介護労働者が「パンデミックの漏れ」になることを恐れ、すぐに台南市内の非正規移住労働者の捜索を要求した³⁰⁷。また、労働部も、すべての病院が移住者の法的地位を確認できるように、移住労働者の雇用状況をNHIカードに添付することを提案した。しかし、柯文哲台北市長、侯友誼新北市長、台湾CDC陳時中所長など高官の一部は、非正規移住労働者の取り締まりではなく、パンデミックの予防を優先することを表明した。台湾では、病院に入院した患者の日常的な身の回りの世話は、家族の責任になる。柔軟なケアの緊急性と需要のため、この役割に非正規滞在の介護労働者が採用されることがよくある。台湾CDCの陳所長は、非正規移住労働者を取り締まれば、病院の介護の担い手が不足することを懸念していた。実際、多くの医師や看護師も同じ懸念を共有していた。

³⁰³ Focus Taiwan. 26 February 2020. Migrant caregiver confirmed as Taiwan's 32nd COVID-19 case (update) Available at <https://focustaiwan.tw/society/202002260013> (accessed on 23 May 2020)

³⁰⁴ Taiwan News. 28 February 2020. Friend of 32nd coronavirus case quarantined in Kaohsiung after showing symptoms. Available at <https://www.taiwannews.com.tw/en/news/3882660> (accessed on 23 October 2020)

³⁰⁵ CTS. 19 March 2020. 發燒須轉診 逃逸印尼籍移工竟落查 (*An undocumented Indonesian migrant worker ran away during hospital transfer for his fever*) (March 19, 2020). Available at <https://news.cts.com.tw/cts/society/202003/202003191994251.html> (accessed on 23 October 2020)

³⁰⁶ UDN. 20 March 2020. 用「米水」代替奶粉育兒 失聯移工遭逮一家4口全查了 (*Undocumented who fed a baby with "rice water" instead of milk powder, all of the four in his family were caught*). Available at <https://udn.com/news/story/7315/4429314> (accessed on 23 October 2020)

³⁰⁷ UDN. 27 February 2020. 憂非法看護成防疫破口 黃偉哲:務必找出黑數 (*Worried undocumented caretakers might become the leak of pandemic, Huang Wei-Che: Must find out the dark number*). Available at <https://udn.com/news/story/120940/4374380> (accessed on 1 December 2020)

非正規移住者であることが多い、介護労働者のサービスが必要とされていた。その後、台湾政府は労働部の提案を覆し、2020年3月1日に衛生福利大臣が、書類のチェックが優先されるべきではないと述べた³⁰⁸。

台湾の法律では、労働者が政府の許可なしに雇用者を変更することを禁じているため、仕事を辞めた外国人労働者は、しばしば非正規になってしまうという事実がある³⁰⁹。COVID-19が発生した初期の段階で、台湾の関係する市民社会組織や専門家は、政府に対して、パンデミックの間、非正規外国人労働者に恩赦を与えるか、少なくとも治療を求めた人に罰則を与えないことを約束するよう求めた³¹⁰。しかし、政府はこの呼びかけを無視し、何ヶ月も何の行動も取らなかった。非正規移住労働者に対するこのような傲慢な行為は、台湾のすべての人の健康と命を危険にさらした。非正規移住者に対して、ウイルスのキャリアとみなして非難する敵意が高まっている。そのため、非正規移住労働者は、治療が必要になっても名乗り出ず、隠れ続け、陽性者の追跡調査を困難にしている。これは、台湾のもう一つの隠れたリスクである。

4月上旬、非正規移住労働者に名乗り出てもらうことを目的としたプログラムが始まった。このプログラムは、「超過滞在者自発的出国拡大プログラム」と呼ばれ、4月11日から6月30日まで実施された。このプログラムでは、出頭した人は収用されず、再入国禁止もなく、罰金も通常の1万台湾ドル（350米ドル）ではなく、2,000台湾ドル（70米ドル）に設定されている。これは、2019年1月に政府が発表した最初の1年間のプログラムを拡大したものである³¹¹。実際、これは「恩赦プログラム」でもなければ、非正規移住労働者の正規化でもない。むしろ、自主的な送還である。2020年5月5日現在、2,700人以上の非正規移住労働者が、このプログラムに基づいて出頭したり、法執行機関に拘束されている。そのうち約半数は、超過滞在して台湾で働いていた労働者である³¹²。

COVID-19のなかの移住労働者のコミュニティ

・遠洋漁船の移住漁業労働者

³⁰⁸ CNA. 2 March 2020. *Virus Outbreak: Migrant Workers' Status Not A Top Priority: Ministers - Taipei Times*. Taipei Times. Available at <http://www.taipaitimes.com/News/taiwan/archives/2020/03/02/2003731922> (Accessed 25 June 2020)

³⁰⁹ N. Aspinwall, 2020. *Calls For Amnesty As Undocumented Worker In Taiwan Contracts The Coronavirus*. The Diplomat. Available at <https://thediplomat.com/2020/02/calls-for-amnesty-as-undocumented-worker-in-taiwan-contracts-the-coronavirus/> (Accessed 25 June 2020)

³¹⁰ F. Wang. 27 February 2020. *Civic Organization Calls For Amnesty For Illegal Migrant Workers - Focus Taiwan*. Focus Taiwan. Available at <https://focustaiwan.tw/society/202002270020> (Accessed 25 June 2020)

³¹¹ K. Wei, 2020. *Coronavirus: Taiwan Making Progress In Getting Illegal Migrant Workers To Come Forward*. The Straits Times. Available at <https://www.straitstimes.com/asia/east-asia/coronavirus-taiwan-making-progress-in-getting-illegal-migrant-workers-to-come-forward> (Accessed 25 June 2020)

³¹² 同上。

遠洋漁船の移住漁業労働者は、世界でも最大の遠洋漁船団の一つを擁する台湾における隠れた移住労働者である。2020年7月に発表された「エンバイロメンタル・ジャスティス・ファンデーション」(環境正義基金 EJJF) の報告書によると、1,140 隻以上の船が台湾の旗を掲げており、さらに少なくとも 220 隻の外国籍船が台湾人によって所有または出資されている。それらは便宜置籍 (FOC) 漁船と呼ばれ、そのほとんどが遠洋漁船である³¹³。これらの船上の労働者は、労働部の管理下にある他の移住労働者と違い、農業委員会漁業署の管理下にある。そのため、遠洋漁業に従事する移住漁業労働者は台湾では移住労働者として数えられておらず、この種の仕事に従事する移住労働者の数や概要を調査または推定することは困難である。

遠洋漁船の移住漁業労働者は労働基準法の対象から排除されるため、最低賃金以下の賃金しか支払われないことが多い。また、労働時間や義務的な休日に関する協定もない。他の移住労働者と同様の権利や保護が与えられていないため、これら労働者は COVID-19 の発生前から非常に脆弱な状況に置かれていた。これら労働者が直面する共通の問題として、過度の長時間労働と休憩時間の少なさ、海上での長期間の孤立、船長や他の乗組員からの言葉や身体的な虐待、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業を含む海上での犯罪関与の強要、人身取引、賃金の差し引き、賃金の未払い、並びに安全でない労働条件などがある。

前述のように、遠洋漁業の移住漁業労働者は NHI カードの資格が全くないため、配給される個人用防護具を買うことができない。台湾 CDC は、台湾にいるすべての外国人が有効なパスポートまたは居留証でマスクを購入できるというが、小売店が NHI カードを持たない消費者の記録を残すオンラインシステムはない。SPA のスタッフは、台湾人が所有する漁船で働いたあと、シェルターで保護を受ける漁業労働者 2 人に付き添って、マスクを買いに近所の薬局に行った。しかし、薬局の店主は NHI カードを持たない顧客の記録をどのように保管すれば規則を守ることができるのか知らなかったため、彼らは断られた。

政府内での調整が不十分だったため、便宜置籍の台湾の漁船上の移住漁業労働者は合法的に台湾に上陸することができなかった。パンデミックの間、これら労働者は何の検査も隔離制度も利用できず、台湾における公共サービスへの合法的なアクセスは依然としてないままに置かれた³¹⁴。COVID-19 の中、働き続ける意志をもつ漁業労働者は、同じ船で働き続けるか、別の船に乗り換えることができたが、本国への帰国を希望する移住漁業労働者は (少なくとも 7 月下旬までは) 完全に立ち往生した。そのため、ブローカーの中には、後に送還が可能な時期になれば帰国できるように、NIA に「投降」、つまり出頭することを勧め

³¹³ Environmental Justice Foundation. 22 July 2020. Widespread Abuse and Illegal Fishing as Taiwan's Fleet Remains Out of Control. Available at <https://ejfoundation.org/news-media/widespread-abuse-and-illegal-fishing-as-taiwans-fishing-fleet-remains-out-of-control-1> (accessed on 1 December 2020)

³¹⁴ The Fisheries Agency announced the revised version of the quarantine measures for FOC vessels on July 27. After that, migrant fishermen on FOC vessels have a quarantine regulation. See the press release from FA (Chinese): <https://www.fa.gov.tw/cht/Announce/content.aspx?id=758&chk=e20b10c9-69a1-4bfd-aa2d-787328496398¶m=pn%3D1>

る人もいた。

A氏（フィリピン国籍）は、便宜置籍の台湾の漁船で働き、船は2020年4月上旬に高雄（台湾南部の港町）に帰港した。同船の2人の台湾人乗組員は、Aさんをはじめとするほぼすべての移住漁業労働者に対して身体的虐待を頻繁に行い、ある日、インドネシア人の同僚1人が彼の部屋で死んでいるのが発見された。Aさんは薬を入手することができず、何日も部屋に閉じ込められていた。彼は台湾のブローカーにNIA連れられて行った。最終的には、2020年5月8日にSPAに保護され、人身取引の被害者として法的に認定された。

B氏とC氏は、便宜置籍の台湾の漁船で働き、船は2020年3月中旬に高雄に帰港した。船の上級航海士に帰りたと言って船を降りたところ、彼らは「不法入国」で逮捕され、2020年5月1日から20日まで桃園空港内のNIA施設に不法に収用された。SPAが彼らのために人身保護令状を申請した結果、裁判官の命令によりようやく釈放された。

現地研究者のノート

・社会福祉部門の移住労働者

台湾の社会福祉部門の移住労働者には、介護施設や個人宅のすべての介護労働者ならびに家事ヘルパーが含まれる。社会福祉部門の移住労働者の大半は、個人宅の介護労働者である。2020年7月現在、この分類に該当する公式の移住労働者は合計239,221人である。雇用者が移住介護労働者を自宅で雇用するためには、介護者が必要であることを記載した診断書を持つ患者がいなければならない。家事ヘルパーの雇用は、介護労働者よりも早い1992年に初めて認められた。家事ヘルパーの数は、1996年の13,947人をピークに徐々に減少し、2020年7月には1,703人になったが、これは介護労働者の雇用基準が緩くなり、家事ヘルパーの基準が厳しくなったからである。また、多くの場合、家事ヘルパーよりも介護労働者を雇った方が安く済む³¹⁵。

遠洋漁業労働者と同じように、個人の家庭で働く移住介護労働者や家事ヘルパーが直面する問題は、これら労働者が労働基準法から除外されているという事実根ざしている。そのため、ほとんどの場合、最低賃金を下回る賃金しか支払われておらず、労働時間の規制や義務的な休日の規制もない。その他の一般的な問題としては、労働者が法的な契約外の仕事を要求される不法雇用、過剰な労働時間、不十分な労働条件、プライバシーの欠如、セクシャルハラスメントや暴力、言葉・身体的・心理的な虐待、および言葉の壁による雇用者との間の誤解や衝突などが挙げられる。一方、労働基準法は介護施設の介護労働者を対象としているため、これらの労働者には最低賃金が支払われ、決められた日数の休日が与えられている。2020年7月現在、台湾の介護施設で働いている移住介護労働者は15,294人と記録さ

³¹⁵ 1人の介護労働者の雇用者は労働部に月2千台湾ドルの就業安定料を支払わなければならないが、家事ヘルパーについては月5千台湾ドルになる。

れている。

今回の調査で他の多くの主要受入国で見られたように、台湾でも COVID-19 の期間中、雇用者の家に住む家事労働者は雇用者の厳しい管理下に置かれている。多くの労働者は、休日や休暇を取ることを禁止され、雇用者の家に閉じこめられている。移住労働者への個人用防護具や医療品の配布は、しばしば搾取的である雇用者によって管理されていることが問題となっている。政府は、この問題に対処するためのいくつかの対策を発表した。例えば、雇用者と地方政府職員は、移住労働者に適切な情報や装備が提供されることを確保するように助言されている。移住介護労働者にマスクを提供しない人には罰金が科せられる³¹⁶。しかし、これらの指導や規制の実施と効果はまだ確認されていない。

結論

台湾は、COVID-19 の発生に対する対応について評価されている。実際、台湾の地理的条件や、中国での最初の発生の震源地に近いことを考慮すると、台湾では陽性例や死亡例が少ない。しかし、その中には移住労働者の犠牲の上に成り立っているものもある。移住労働者が外部からウイルスを持ち込むことを恐れ、休日の取得を拒否した雇用者もいる。台湾では、移住労働者の寮での大規模な感染は避けられているが、生活環境が改善されていないため、感染が発生しやすい環境になっている。また、非正規移住者に対する敵意も、台湾の疾病に対する対応の抜け穴を作っている。労働部の管轄下の移住労働者と比べて、人数にも数えられず保護もされない遠洋漁船で働く移住漁業労働者は、例えば、陸上の移住労働者と同じ権利を享有することができず、搾取される状況が続いている。

留意すべきグッド・プラクティスとしては、NHI カードを保持する外国人は台湾人と同様に個人用防護具を利用することができる、台湾の「万人のための健康」政策への取り組みが挙げられる。しかし、マスクの配布は NHI カードに基づいて行われているため、有効な NHI カードを持っていない人や、雇用者が労働者の個人的必要書類を保管しているためにカードにアクセスできない人は、マスクを入手することが非常に困難、もしくはほとんど不可能になっている。外国人訪問者は、2020 年の台湾政府のビザ延長についての柔軟性を評価しているが、移住労働者については同じようには言えない。移住労働者のビザ延長は実際には処理されているが、外国人訪問者のように自動的に処理されるのではない。台湾では、他の国のような移住労働者の大規模な解雇は避けられており、実際、移住労働者がほとんど来られないために、すでに台湾にいる移住労働者に対する需要が高まっている部門もある。台湾の市民社会は、日常的な支援を提供するだけでなく、例えば、移住労働者が交流し、情報や仲間の支援を得るための重要なスペースである台北駅中央ロビーでの集会を永久に禁止する決定を撤回するよう要求したように、移住労働者のニーズを擁護する上で重要な役割を果たしている。

³¹⁶ H. Cheung, 2020. *Virus Prevention For The Exploited - Taipei Times*. [Taipeitimes.com](http://www.taipeitimes.com). Available at <http://www.taipeitimes.com/News/feat/archives/2020/03/02/2003731902> (Accessed 25 June 2020)

第8章：タイ

COVID-19に関する公式数字

最初の事例が記録された日：2020年1月13日

陽性者数：3,998

死者数：60

(2020年12月1日現在、出典：Worldometer)

タイにおける移住労働者

2019年8月現在、タイには主にカンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムからの登録移住労働者2,877,144人がいる³¹⁷。これら移住者は主に漁業、農業、建設、製造業、家事労働などの部門で雇用されている³¹⁸。2019年の国連の報告書は、移住労働者がタイの総労働力の10%以上を占めており、COVID-19以前はタイの労働力不足を補うために移住労働者の需要が持続していたことから、その傾向は強まるものと示唆していた³¹⁹。2010年には、移住労働者の経済に対する貢献度はタイのGDPの4.3%から6.6%と推定されており、これら労働者はタイの経済にとって一人当たりの所得に肯定的な貢献をしている³²⁰。上記の数字には、タイの社会と経済に貢献し続けている非正規移住労働者は含まれていない。外国人労働者の80%以上は、バンコクとその周辺、南部および東部地域で働き、生活する傾向にあった³²¹。

2002年と2003年に、タイ政府はカンボジア、ラオスおよびミャンマーと覚書を締結し、正規の労働移動のための道筋を確立した。2016年から2018年の間、タイは労働移住に対応するためのより包括的な法的枠組みを構築した。覚書と国境雇用制度は、移住労働者がタイに入国するための正式な道筋であるが、政府は、すでにタイで働いている非正規移住者が名乗り出て正規化することを認め続け、その結果、100万人以上の移住労働者が入国した。

³¹⁷ International Labour Organization. 2019. TRIANGLE in ASEAN Quarterly Briefing Note: Thailand. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/genericdocument/wcms_614383.pdf (accessed on 13 November 2020)

³¹⁸ 同上。

³¹⁹ Benjamin Harkins (ed.). 2019. Thailand Migration Report 2019. United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand. Available at https://thailand.iom.int/sites/default/files/document/publications/Thailand%20Report%202019_22012019_HiRes.pdf pg. XI (accessed on 13 November 2020)

³²⁰ OECD/ILO. 2017. How Immigrants Contribute to Thailand's Economy. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_protect/---protrav/---migrant/documents/publication/wcms_613491.pdf pg. 18 (accessed on 13 November 2020)

³²¹ Kartikar Tipayalai. 2020, Impact of International Migration on Regional and Economic Growth, *Journal of Economic structures*, pg. 4 Available at <https://link-springer-com.virtual.anu.edu.au/article/10.1186/s40008-020-00192-7> pg. 4 (accessed 6 December 2020)

今日、その後の正規化措置は認められておらず、移住者は合法的な経路で来なければ、非正規のままである³²²。

COVID-19 対策

WHO の記録によると、タイでは 2020 年 1 月 13 日に中国以外の国で初めて COVID-19 の確定症例が報告された³²³。その 2 週間後の 2020 年 1 月 31 日には、初めての国内感染例が検出された。2020 年 3 月 17 日、内閣は、バンコク首都圏の学校、大学、娯楽施設およびスポーツ施設の 14 日間の閉鎖や、通常 4 月に祝われる伝統的な新年の祭りであるソンクラランの延期を含む、多くの緊急措置を承認した³²⁴。また、政府は県知事および伝染病委員会が、各県における娯楽、スポーツ、貿易イベント、宗教および文化活動の停止を検討すべきであると発表した。ショッピング・モール、市場、レストラン、官公庁および国営企業は、厳しい予防措置を講じた上で営業を継続することになった。保健省は、異なるレベルの保健対策を実施するために、感染症の発生レベルを、輸入された陽性例のみから、国内での感染例の急激な増加までを第 1 段階から第 3 段階に分類した³²⁵。

国境管理の強化、およびシャットダウンならびに部分的なロックダウンなど複数の取り組みを経て、2020 年 3 月 26 日に、2020 年 4 月 30 日を期限とする非常事態令が宣言された。この非常事態令では、貿易業者、外交官、運転手、パイロットおよびプラユット・チャノチャ首相が許可した人を除き、外国人の入国が禁止された。さらに、夜間外出禁止令が発令され、様々な程度による厳格なロックダウンが実施された³²⁶。非常事態令下では首相が、保健、内務、商務および外務事務次官の支援を受け、ウイルス対策センターの議長を務めることになる。安全保障に関する責任は軍の最高司令官に与えられていた³²⁷。

2020 年 7 月に政府が規制を徐々に緩和するまで、国際線の運航停止と厳しい海外渡航禁止は約 3 ヶ月間続いた³²⁸。タイ政府はウイルスの広範な拡散を止めることに成功した。国

³²² Australian Aid. September 2019. Triangle in ASEAN Quarterly Briefing Note, Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/documents/genericdocument/wcms_614383.pdf (accessed 30 November 2020)

³²³ World Health Organization. 27 April 2020. Archived: WHO Timeline - COVID-19. Available at <https://www.who.int/news/item/27-04-2020-who-timeline---covid-19#:~:text=Officials%20confirm%20a%20case%20of,cases%20outside%20of%20China>. (accessed on 11 November 2020)

³²⁴ Bangkok Post. 17 March 2020. Cabinet approves plans to close schools, postpone Songkran. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1880635/cabinet-approves-plans-to-close-schools-postpone-songkran> (accessed on 11 November 2020)

³²⁵ 同上。

³²⁶ Bangkok Post. 25 March 2020. Emergency decree starts at midnight Wednesday. Available at <https://www.bangkokpost.com/learning/easy/1886285/emergency-decree-starts-at-midnight-wednesday> (accessed on 8 November 2020)

³²⁷ 同上。

³²⁸ Flight Global. 1 July 2020. Thailand to ease international flight ban. Available at <https://>

内の感染者の 1 日あたりの発生率は、2020 年 4 月末には 10 人未満にまで徐々に低下し、約 6 ヶ月の間、ほとんどゼロから 20 人の間で推移している³²⁹。

・ロックダウン、国境管理および移住労働者の流出

バンコクを含む大都市に課された当初の部分的なロックダウンにより、多くの企業が部分的または全面的に操業を停止せざるを得なくなった。2019 年のタイの GDP の約 20%を観光業が占めていることから³³⁰、国際線の運航停止やロックダウンといった厳しい公衆衛生上の措置による経済的影響は甚大であった。タイを訪れる多くの観光客の出身地である東アジアでの初期のコロナウイルス感染症の流行により、観光産業がすでに影響を受けていたため、タイでのウイルス発生とロックダウンより前から、移住労働者はまず最初に解雇の被害を受けた。最終的には、多くの低賃金の移住労働者が、仕事や収入の喪失、医療や資源へのアクセスができないことに直面してタイを離れ、近隣諸国の故郷に戻るようになった。

タイから COVID-19 を持ち込む移住労働者の帰国を恐れたミャンマー政府は、ミャンマー、ラオスおよびカンボジアなどの近隣諸国でも祝われるソンクラーン祭りの期間中に、タイにいるミャンマー人移住労働者が帰国しないように通知するようタイ政府に要請した。雇用局の Suchart Pornchaiwisetkul 局長は、2020 年 3 月 18 日のメディアによる報道で、「雇用局はミャンマーの代表者と話し、(中略) 双方が (毎年の) 帰省と期間中の活動の中止を発表することで合意した」と述べている³³¹。

2020 年 3 月 19 日から 1 週間後に非常事態令が発表されるまで、タイ政府は数々の厳しい公衆衛生上の対策を実施した。その中には、タイへのすべての渡航者と帰国するタイ人に、健康診断書と 10 万米ドル以上のコロナウイルスを含む旅行保険の提示を義務付けること³³²、内務大臣が国境に接する県の知事に対し、臨時の検問所をすべて閉鎖し、各県の主要な検問所を 1 カ所とすることを検討するよう命じること³³³、およびより実践的なロックダ

www.flightglobal.com/networks/thailand-to-ease-international-flight-ban/139076.article (accessed on 8 November 2020)

<https://www.flightglobal.com/networks/thailand-to-ease-international-flight-ban/139076.article>

³²⁹ Bangkok Post. 2020. COVID-19 Outbreak. Available at <https://www.bangkokpost.com/specials/covid19/> (accessed on 8 November 2020)

³³⁰ Bangkok Post. 19 September 2020. Prayut: Zones vital for grow. <https://www.bangkokpost.com/business/1753349/prayut-zones-vital-for-growth> (accessed on 8 November 2020)

³³¹ Bangkok Post. 18 March 2020. Migrant workers warned against return to Myanmar. Available at https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1881015/migrant-workers-warned-against-return-to-myanmar?cx_placement=article#cxrecs_s (accessed on 11 November 2020)

³³² Bangkok Post. 20 March 2020. Health certificates required of all visitors. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1882315/health-certificates-required-of-all-visitors> (accessed on 11 November 2020)

³³³ Bangkok Post. 20 March 2020. More border closures in fight against virus. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1883110/more-border-closures-in-fight-against->

ウンなどを含んでいる。

公衆衛生上の対策により、多くの移住労働者が職を失い、大勢の移住労働者が国を離れて故郷を目指した。バンコク都庁は、首都を離れた人の約 90%が移住労働者だったと推定する³³⁴。ミャンマーだけでなく、同じくタイと国境を接しているラオスやカンボジアの移住労働者も、経済的影響と移動規制の両方から大きな影響を受けた。非常事態令が発表される前日の 2020 年 3 月 25 日にメディアが報じたところによると、2020 年 3 月下旬にタイの首都が一部ロックダウンになり、その後に国境閉鎖が発表されて間もなく、約 6 万人の移住労働者が本国への帰国を急いだ。当時、タイでは、東南アジアで 2 番目に多い 934 人のウイルス感染者が報告されていた³³⁵。タイと近隣諸国との国境を越える移動を一時的に禁止する政府の取り組みは、国境を越えるために国境検問所に集まる移住労働者の数が増え、国境警備員が暴動を恐れて閉鎖した国境を再開せざるを得なかったため、何度も失敗に終わった³³⁶。そのような時期には、ソーシャル・ディスタンスや消毒は保証されず、公衆衛生上のリスクが生じていた³³⁷。

国境地帯で混乱が生じた後、2020 年 4 月 1 日、労働大臣は、国境閉鎖により足止めされているカンボジア、ラオスおよびミャンマーからの移住労働者について、国境が再開されるまで、タイに滞在し、ビザの期限を超えて働き続けることを認めると発表した。労働大臣によると、108,586 人の移住労働者（二国間覚書に基づいて入国した 44,222 人の労働者と、国境地帯で季節的に日々働くための国境パスを持つ 64,364 人の労働者）がこの取り決めの恩恵を受けることになった³³⁸。この措置は、国境が閉鎖されている間にビザが切れた移住労働者が意図せずに非正規になることを防ぐなど、人の移動をコントロールするための一連の措置の意図しない結果を防ぐものである。しかし、経済活動の低下やタイ国内の移動制限により、就労継続の許可はあまり役に立たず、多くの移住労働者はタイに足止めされている間に仕事を失ったり、休業したりしたため貧困に直面した。

virus (accessed on 11 November 2020)

³³⁴ Bangkok Post. 24 March 2020. Migrants let through 'shut' checkpoints. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1884830/migrants-let-through-shut-checkpoints> (accessed on 11 November 2020)

³³⁵ Bangkok Post. 25 March 2020. Shutdown sparks exodus of 60,000 migrant workers: official. Available at https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1886280?cx_placement=related#cxrecs_s (accessed on 11 November 2020)

³³⁶ Bangkok Post. 24 March 2020. Migrants let through 'shut' checkpoints. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1884830/migrants-let-through-shut-checkpoints> (accessed on 11 November 2020)

³³⁷ Khmer Times. 9 May 2020. *Cambodian Migrant Workers In Thailand Face Doom And Gloom - Khmer Times*. Khmer Times. Available at <https://www.khmertimeskh.com/50721466/cambodian-migrant-workers-in-thailand-face-doom-and-gloom/> (Accessed 25 June 2020).

³³⁸ Bangkok Post. 1 April 2020. Rule relaxed for legal migrant workers. Available at https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1891100?cx_placement=article#cxrecs_s (accessed on 15 November 2020)

2020年4月6日、タイ民間航空局は、コロナウイルス発生の予防と制御のため、タイへのすべての国際便の運航を禁止した。国や軍の航空機、緊急および技術的な着陸、人道支援、医療・救援便、帰国便および貨物便を除くすべての便が禁止された³³⁹。国際便の停止とこの厳しい渡航禁止措置は、政府が2020年7月に規制を徐々に緩和するまで、約3カ月間にわたって続いた³⁴⁰。

・経済的影響と国の財政支援

本報告書の他の受入国と同様に、タイでも多くの移住労働者が職を失い、その結果、移住労働者本人と本国の家族に経済的負担が生じた。

2020年4月2日、首相は、COVID-19のさらなる拡大を防ぐために、翌日から全国で無期限の夜間外出禁止令を発令すると発表した。これにより、物品、燃料、医薬品および医療用品の輸送ならびに患者や医療関係者の輸送を除き、すべての個人が午後10時から午前4時までの間、住居から出ることが禁止されることになった。この外出禁止令に違反した場合、非常事態令18条に基づき、2年間の禁錮および/または4万バーツ（1,321米ドル）以下の罰金が科せられることになった³⁴¹。さらなる移動の制限は、企業運営の一層の縮小を意味し、労働者にさらに経済的負担を強いることになる。

国際移住機関（IOM）は、2020年4月上旬に、タイ人以外の人々のCOVID-19関連の脆弱性に関する調査を行った。それによると、NGOやコミュニティベースの組織、移住者コミュニティ、政府や地方行政、教育機関または宗教団体の代表である回答者の80%が、COVID-19の影響により、支援対象者のなかで食料が十分でないという問題を聞いたことがあると報告している。また、移住労働者が直面している課題として、収入不足、失業や失職、減給および拘束や逮捕の恐れなどが挙げられている³⁴²。タイとミャンマーの国境の町メーソットにある移住者の慈善団体Mettaの代表は、「ミャンマーからの移住者全体の90%が職を失い、国境が閉鎖されて以来、75万人以上が収入もないままにタイに取り残されている。多くの人々が食料やシェルターを求めて必死になっている」と述べている³⁴³。

³³⁹ Civil Aviation Authority of Thailand. 6 April 2020. ประกาศสำนักงานการบินพลเรือนแห่งประเทศไทย เรื่องห้ามอากาศยานทำการบินเข้าสู่ประเทศไทยเป็นการชั่วคราว (ฉบับที่ 2) (*The Notification of the Civil Aviation Authority of Thailand on Temporary Ban on All International Flights to Thailand (No. 2)*). Available at <https://www.caat.or.th/th/archives/49317> (accessed on 11 November 2020)

³⁴⁰ Flight Global. 1 July 2020. Thailand to ease international flight ban. Available at <https://www.flightglobal.com/networks/thailand-to-ease-international-flight-ban/139076>. article (accessed on 8 November 2020)

³⁴¹ Bangkok Post. 2 April 2020. Curfew starts on Friday. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1891910/curfew-starts-on-friday> (accessed on 11 November)

³⁴² International Organization for Migration. 2020. *COVID-19 Related Vulnerabilities and Perceptions of non-Thai Populations in Thailand*. Rapid Assessment. IOM, p.7.

³⁴³ Tom Fawthrop. 1 June 2020. COVID-19: Thailand's Looming Second Wave. available at <https://thediplomat.com/2020/06/covid-19-thailands-looming-second-wave/> (accessed on 16 November 2020)

2020年3月31日、政府は、社会保障法に基づく失業手当制度により、2020年3月から5月までの最大90日間、仕事を失った人に日給の62%を補償することを発表した。COVID-19の発生により失職した、あるいは休業となった労働者は、電子フォームに記入して社会保障局（SSO）に提出することで、失業手当を請求することができる。身元確認のためにパスポートのコピーと銀行通帳の1ページ目を提出することが要件となっていた³⁴⁴。2020年4月末、政府は、タイの移住労働者もSSOに失業手当を請求できると発表した。つまり、COVID-19が原因で雇用者が一時的に事業を停止した場合、移住労働者も90日間、日給の62%を受け取ることができる³⁴⁵。タイの正規移住労働者のほとんどは、家事労働者と農業部門の労働者を除き、SSOに登録されている。社会保障法に基づき、移住労働者は、病気や怪我、出産、障害、退職および死亡などの際、給付を受ける権利がある。コロナウイルス発生時に政府が適用した失業手当制度では、補償額の上限が日給500バーツ（16米ドル）または月給15,000バーツ（495米ドル）となっていた。15,000バーツ（495.50米ドル）の62%は月9,300バーツ（307米ドル）であり、3ヶ月間で27,900バーツ（922米ドル）が最大給付額となる。

現地研究者は、移住労働者にとっての失業手当制度に関するいくつかの問題や課題を確認した。第一に、最も大きな被害を受けた移住労働者を支援するには遅すぎた。内閣がこの制度の移住労働者の受給資格を承認したのは、2020年4月末のことだったが、これは国境閉鎖後であり、前述のように多くの移住労働者がすでにタイを離れた後のことだった。発表時に既にタイにいなかった人は、もはや権利を行使することはできなかった。第二に、この基金へのアクセスは、労働者が余剰人員になったことを元雇用者がSSOに通知することを前提としていた。一部の雇用者は、支援する意思がなかったり、制度や申請プロセスを理解していないため、手当の申請を支援するために必要なプロセスを踏まなかった。また、情報が不足していたため、多くの雇用者は失業手当を申請した（元）従業員の就業停止を確認する責任を理解していなかった。多くの場合、タイ人の雇用者はこの制度をタイ人だけのものだと誤解していた。第三に、言語が移住労働者にとっての障壁となっていた。この制度の申請書はタイ語でしかないため、多くの移住労働者は雇用者やコミュニティ組織などのNGOの支援がなければ失業手当制度を利用することができなかった。2020年5月初旬には、NGO、政府省庁および国連機関が共同で、異なる言語を備えた移住労働者専用のCOVID-19ホットラインを設置した。このときまで、移住労働者の情報へのアクセスは、言語の障壁のため、最小限にとどまっていた³⁴⁶。さらに、解雇された移住労働者は、タイの他の人々

³⁴⁴ Bangkokbiznews.com. 1 April 2020. ‘ลงทะเบียนว่างงาน’ อัปเดตล่าสุดกับ ‘ประกันสังคม’ กรณีโควิด-19 (‘Register unemployment’, the latest update with ‘Social Security’ case of COVID-19). Available at <https://www.bangkokbiznews.com/news/detail/873492> (accessed on 13 November 2020)

³⁴⁵ Xinhua. 2020. Thailand Grants Unemployment Benefits To Migrant Workers Affected By COVID-19 - Xinhua | English.News.Cn. Xinhuanet.com. Available at http://www.xinhuanet.com/english/2020-04/30/c_139021908.htm (accessed 25 June 2020).

³⁴⁶ K. Wiboonpanich. 2020. *Hotline Clears Covid-19 Barriers*. <https://www.bangkokpost.com>. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1913772/hotline-clears-covid-19->

が受けることができた政府からの 5,000 バーツ (165 米ドル) のウイルス救援給付金を受けることができなかった³⁴⁷。

・移住労働者の帰国

2020 年 5 月 18 日、タイ当局はミャンマー政府との間で、渡航制限や夜間外出禁止令が出されているにもかかわらず、ミャンマーへの帰国を希望する移住労働者に帰国を認めることで合意した。5 月 22 日から、移住者は、特別に手配された 1 晩 10 台の夜行バスで、1 台あたりの乗客数を 21 人に制限し、タイ警察が警護することで、バンコクからメーソットに戻ることができるようになった。1 晩で移動できるのは 210 人までで、帰国者は 1,048 バーツまたは 45,660 チャット (35 米ドル) のバス切符を購入しなければならず、荷物は 20 キロまでに制限された³⁴⁸。バンコクのミャンマー大使館の声明によると、ミャンマー人は旅行の許可を得るために、ミャンマーの労働担当官に登録しなければならない。加えて、バンコク以外の場所にいる移住者は、タイの外務省に旅行パスを申請するために、担当官の事務所で登録しなければならなかった³⁴⁹。

帰国する移住労働者の数は増え続けた。ILO が 2020 年 7 月に発表した報告書によると、ミャンマー、カンボジアおよびラオスからの情報では、2020 年 3 月から 6 月の間に、9 万人以上のカンボジア人、12 万人近くのラオス人および 10 万人のミャンマー人移住労働者を含む、少なくとも 31 万人の移住労働者がこれらの国に帰還したことが示唆されている³⁵⁰。

・ビジネスの漸進的再開と入国禁止の排他的解除

非常事態令が発令されてから 1 ヶ月以上が経過した後、タイ政府はロックダウン措置の一部を緩和し始めた。COVID-19 規制の緩和の第 1 段階は、2020 年 5 月 3 日に全国で施行された。第 1 段階は、次の 6 つのカテゴリーの活動を対象とした。1) 市場：生鮮/蚤の市/水上/コミュニティ市場および屋台、2) 飲食店：デパートの外にある食品、飲料、デザート、アイスクリームの店、および屋台、フードトラックおよび行商、3) 小売および卸売：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、コミュニティ・ショップ、および IT または通信

barriers (accessed 25 June 2020).

³⁴⁷ N. Phaicharoen. 8 May 2020. Thailand: Migrants Could Benefit From Moves To Ease COVID-19 Restrictions. BenarNews. Available at: <https://www.benarnews.org/english/news/thai/migrant-concerns-05082020175745.html> (accessed 25 June 2020).

³⁴⁸ The Irrawaddy. 19 May 2020. Thailand Allows Stranded Myanmar Migrants to Return. Available at <https://www.irrawaddy.com/news/burma/thailand-allows-stranded-myanmar-migrants-return.html> (accessed on 15 November 2020)

³⁴⁹ 同上。

³⁵⁰ International Labour Organization Country Office for Thailand, Cambodia and Lao PDR. 3 July 2020. COVID-19: Impact on migrant workers and country response in Thailand. Available at https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---sro-bangkok/documents/briefingnote/wcms_741920.pdf (accessed on 30 November 2020)

機器店、食料品販売車 4) スポーツおよびレクリエーション活動：公園での活動、非チーム型および非競技型のスポーツ 5) 理髪店および美容院：カット、洗髪、およびドライヤーのサービスのみ 6) その他：ペットのグルーミングおよびペット・ホテル³⁵¹。第1段階の事業再開後、2020年7月初旬まで合計5段階に渡って規制が見直され、徐々に解除された。第2段階では、ショッピング・モール、高齢者のデイサービス施設、会議場、診療所や美容院、屋内ジムおよびプールなど、さらに10の部門の事業が2020年5月17日から再開が認められた³⁵²。この段階で、政府は企業と顧客の両方が利用し、人々の動きを追跡するための *Thai Chana* (タイは勝つ) という追跡調査用のスマートフォン・アプリの使用を開始した。デジタル経済社会省は、このアプリケーションが公衆衛生上の目的にのみ使用されることを発表した³⁵³。しかし、多くの移住労働者は、このような事業再開におけるニュー・ノーマルから取り残されていた。例えば、*Thai Chana* アプリケーションは、タイ語と英語を話すユーザーのためにのみ設計されており、ラオス語、クメール語およびビルマ語など他の言語を話す移住労働者のための翻訳機能はなかった。とは言え、このような技術を持っていない、または使っていない人のために、紙の形式も用意されているが、それもタイ語でしか書かれていない。

事業再開のための第3段階は、2020年6月1日から実施され、夜間外出禁止令が午後10時～午前4時までから午後11時～午前3時までに短縮され、学校、児童デイケアセンター、健康のためのマッサージ店および屋内スポーツを含む、13の事業活動の再開が認められた³⁵⁴。第4段階は、2020年6月15日に開始され、「高リスク」とみなされた活動の再開が、一連の防止策を講じた上で認められた。インターナショナル・スクールや個人塾、またそれまで許可されていなかった経済活動や日常的な活動のほとんどが、参加者数の厳格な制限やその他の予防措置の実施の上で許可された³⁵⁵。同日、政府は夜間外出禁止令を解除し、コロナウイルスの感染者が出ていないことを前提として、地域住民の自由な移動を認めた。しかし、当時のCOVID-19の患者はすべて他国からの帰国者であったため、政府は陸

³⁵¹ Bangkok Post. 1 May 2020. Lockdown to ease Sunday. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1910684/lockdown-to-ease-sunday> (accessed on 15 November 2020)

³⁵² Bangkok Post. 16 May 2020. Bangkok allows 10 more businesses to reopen. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1919216/bangkok-allows-10-more-businesses-to-reopen> (accessed on 15 May 2020)

³⁵³ Coconuts Bangkok. 14 May 2020. Thailand Wins: Notify gov't everywhere you go with new COVID tracking app. Available at <https://coconuts.co/bangkok/news/thailand-wins-notify-govt-everywhere-you-go-with-new-covid-tracking-app/> (accessed on 15 November 2020)

³⁵⁴ Bangkok Post. 29 May 2020. Lockdown eased from Monday. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1926372/lockdown-eased-from-monday> (accessed on 15 November 2020)

³⁵⁵ Bangkok Post. 11 June 2020. Further easing in works. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1932688/further-easing-in-works> (accessed on 15 November 2020)

路、水路、空路を問わず、すべての入国者に対する規制を継続することも発表した³⁵⁶。

事業再開の最終段階は2020年7月1日に始まり、終夜営業の娯楽施設は、*Thai Chana* アプリの使用を義務とした上で、再び営業を開始することが認められた³⁵⁷。また、政府の新型コロナウイルス状況管理センター（CCSA）は2020年6月29日、7月1日から専門家や労働許可証を持つ外国人とその配偶者や子ども、タイに居住している人、タイ人の配偶者や子ども、治療を受ける人とその介護者、留学生とその親および政府招聘者や投資家を含む特別な手配をした外国人の一部にもタイへの入国を許可すると発表した³⁵⁸。

5つの段階を経て徐々に事業が再開されていく中で、まだタイに住んでいた一部の移住労働者は、雇用者のもとで仕事に戻ることができた。しかし、多くの企業はCOVID-19以前と同じ数の従業員を継続して雇用することができず、その結果、多くの移住労働者が職を失い、仕事に戻ることができなくなった。ほとんどの移住労働者の場合、新しい雇用者を見つけるまで30日間しか認めないというビザの条件になっており、それができなければ出国しなければならない。2020年3月の国境閉鎖前、または5月の帰国措置期間中に、近隣のミャンマー、ラオスおよびカンボジアなど本国に戻った人は、国境がまだ閉鎖されているため、タイに戻ることができない。また、一部の外国人は入国できるようになったが、覚書に基づいた、または近隣諸国からの季節的な国境パス保持者などの低賃金の移住労働者は除外されていた。

・非正規越境とスティグマ化

6月中旬以降、夜間外出禁止令が解除され、事業が再開されたことを知った多くの移住労働者が、タイに戻るために非正規に国境を越えている。警察と入国管理局は、国境、特にメコン川などの自然水路周辺での取り締まりを強化した³⁵⁹。現地研究者は、近隣諸国から移住労働者がタイに入国したものの、COVID-19の感染リスクを抱えているというスティグマを負わされ、雇用者から新たな仕事を断られることが多いことを観察した。2020年7月6日、CCSAは治安当局の報告書を引用し、過去1ヶ月間だけでも3,000人以上の「不法な」移住労働者がタイに「密入国」しようとして拘束され、そのうちの何人かはすでに強制

³⁵⁶ Bangkok Post. 12 June 2020. Curfew ending, country remains closed to outsiders. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1933820/curfew-ending-country-remains-closed-to-outsiders> (accessed on 15 November 2020)

³⁵⁷ Bangkok Post. 30 June 2020. Nightlife makes return. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1942944/nightlife-makes-return> (accessed on 15 November 2020)

³⁵⁸ The National Thailand. 29 June 2020. Another 6 groups of foreigners allowed entry in July. available at <https://www.nationthailand.com/news/30390478> (accessed on 15 November 2020)

³⁵⁹ Ann Carter. 21 June 2020. Thailand is policing illegal border crossings. Samu Times. Available at <https://www.samuitimes.com/Thailand-is-policing-illegal-border-crossings/> (accessed on 15 November 2020)

送還されたと述べた、とメディアが報じた³⁶⁰。

5月初旬には、収容所において COVID-19 で陽性となった移住労働者の事例が報告されており、拘束されている移住労働者の健康が懸念されている。収容所内の過密状態と不衛生な環境が、この問題をさらに悪化させている³⁶¹。

現地研究者が観察したことによると、事業が再開されるにつれ、雇用者から労働者の復職を求める声が高まり、また、国外に出ていた多くの移住労働者も復職を希望していた。しかし、隣国との国境は閉鎖されたままであり、多くの移住労働者はチェンライ県やタク県の川などの自然の道を通して国境を越えていた（図4）。

図4：タイ・ミャンマー国境：チェンライ県サーイ川タイ・ミャンマー第1友好橋



（写真：現地研究者）

2020年7月9日、CCSAの報道官は、45日間、地域内のCOVID-19感染者は検出されていないものの、「事業のロックダウン緩和の第5段階により労働力の需要が発生しているため、外国人労働者が戻ってきている」ので、COVID-19から国が完全に安全であるわけではないと述べたとされる。非正規移住者がCOVID-19を拡散させる可能性を示唆した報道官は、CCSAが都市に通じる幹線道路にさらなる検問所を設置して「不法な」移住労働者を阻止するとともに、約100万人の村で活動する保健ボランティアも動員して「不法な移住者」である可能性のあるよそ者を監視すると述べた。また、COVID-19の感染を抑制するために、雇用者には合法的な労働者のみを雇用するよう求めている³⁶²。政府は、移住労働者、

³⁶⁰ Bangkok Post. 7 July 2020. Taweasilp frets as survey shows Thais relaxed about virus risk. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1946832/taweasilp-frets-as-survey-shows-thais-relaxed-about-virus-risk> (accessed on 15 November 2020)

³⁶¹ UCA News. 5 May 2020. Migrant Workers Contract Covid-19 At Thai Detention Center - UCA News. ucanews.com. Available at <https://www.ucanews.com/news/migrant-workers-contract-covid-19-at-thai-detention-center/87922> (Accessed 25 June 2020).

³⁶² Bangkok Post. 9 July 2020. Illegal migrants latest Covid-19 worry. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1948656/illegal-migrants-latest-covid-19-worry> (accessed on 15 November 2020)

特に非正規移住労働者を、ウイルスキャリアである可能性があると見なし、これらの人々にさらなるスティグマを負わせている。

・移住労働者の再入国と強制隔離

CCSAは7月18日、近隣諸国からの移住労働者のタイ入国を認める計画を発表し、14日間の隔離を義務付けるなど新たな規制を行った。また、タイに取り残されている約30万～40万人の外国人について、2020年8月1日から9月26日の間に入国管理局に連絡して、滞在継続の許可を受けるかまたは出国しなければならないとした。そうしない場合、逮捕され、ブラックリストに掲載される³⁶³。最後に、2020年7月22日、CCSAは、雇用局の提案に基づき、カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナムから外国人労働者をタイで働くために受け入れることを承認した。タイへの入国が認められた外国人労働者は、労働許可証と就労ビザを持ち、再入国ビザを申請した外国人労働者69,235人と、労働許可証とビザを持たないが、雇用者が出身国に要請状を提出している外国人労働者42,168人の2つのグループであることが報告された³⁶⁴。

労働許可証を持たない人は、健康証明書に加えて、COVID-19の検査と6回の健康診断を受け、健康保険に加入し、到着後14日間代替地方隔離施設(ALQ)に滞在しなければならない。隔離期間中は、タイでの生活や労働に関する規則を労働者に伝えるための研修が行われる。雇用者はCOVID-19検査と隔離の費用を負担する。その金額は移住労働者1人あたり約13,200バーツ(436米ドル)から19,300バーツ(637米ドル)となっている³⁶⁵。

COVID-19 禍における移住労働者のコミュニティ

・国境地域の移住労働者

タイの現地調査では、チェンライ県の移住労働者コミュニティ、特にミャンマーからの移住労働者に焦点を当てた。情報は、現地研究者が従事する移住労働者とその家族のための人道的支援活動の際の、移住者コミュニティとの交流を通じて収集された。チェンライ県はタイの最北端の県で、北はミャンマーのシャン州、東はラオスのボケオ県と接している。県庁所在地もチェンライという。

³⁶³ Bangkok Post. 19 July 2020. Migrant workers permitted to return but must undergo 14-day quarantine. Available at https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1953672?cx_placement=article#cxrecs_s (accessed on 15 November 2020)

³⁶⁴ Tha National Thailand. 23 July 2020. Migrant labour from neighbouring countries now allowed to return. Available at <https://www.nationthailand.com/news/30391808> (accessed on 15 November 2020)

³⁶⁵ 同上。

図5：チェンライ県の位置



(出典：Wikimedia Commons)

現地研究者が入手したチェンライ雇用事務所からの情報によると、2020年7月25日現在、チェンライ県で公式に働いている移住者は14,623人である³⁶⁶。そのほとんどがタイと近隣諸国との間の覚書に基づいて雇用されている、ミャンマーから13,322人、カンボジアから1,139人、ラオスから162人の移住労働者である。主な雇用部門は、農業、工業、建設業、サービス業（接客、飲食および家事労働）である³⁶⁷。

現地調査によると、チェンライで働くミャンマー人移住労働者のほとんどは、マンダレー地方域とシャン州出身である。マンダレー地方域の出身者の場合、出身地はメイティーラが一般的である。シャン州での出身地は、タチレック、クンヒン、トンイーなど様々な都市である。チェンライ県のミャンマー人移住労働者は公式には13,322人であるが、この数字には同県の労働者が同伴している家族の子どもや高齢者は含まれていない。チェンライ県のミャンマー人移住労働者は、高齢者や若い家族と一緒に暮らしていることが多い。さらに、非正規移住労働者に関する統計はない。現地研究者は、チェンライ県で労働に従事しているミャンマー人の実数は2万人から2万5千人程度ではないかと推測している。

³⁶⁶ 2020年8月8日、チェンライ県における地域の移住者コミュニティ指導者のための研修で統計データが提供された。

³⁶⁷ 同上。

サービス業に従事する移住労働者は、通常、都心部の寮に住んでいる。彼らには通常、水道代や電気代を含めて、1,500 バーツ（49.50 米ドル）から 3,000 バーツ（99.10 米ドル）程度の家賃を自分で支払っていることを現地研究者は知った。建設部門で働く人は、郊外に住むことが多い。郊外には多くの建設現場があるため、ほとんどのミャンマー人移住建設労働者は、雇用者が建てた仮設住宅に無償で住んでいる。彼らは通常、自分が働いている建設現場を追って街中を移動する。農業部門で働く移住労働者のほとんどは、農村部で雇用者が提供する寮やシェルターに住む。保健専門家が警告しているように、移住労働者はいまだに過密した不衛生な環境に住み、適切な衛生環境が保証されていない³⁶⁸。さらに、移住労働者は医療へのアクセスが乏しい傾向にあり、そのためそのコミュニティは COVID-19 のさらなる感染に対して脆弱である。

COVID-19 による経済的影響

ロックダウン、事業の閉鎖、夜間外出禁止令、国境管理および入国禁止などの公衆衛生上の措置は、チェンライ県のミャンマー人移住労働者にも影響を与えた。多くの移住労働者は無給休暇を取らざるを得なかった。チェンライのサービス業のほとんどの企業は、県政府によって一時的な営業停止を余儀なくされた。その結果、現地研究者と話をしたこの部門のミャンマー人移住労働者のほとんどが、雇用者から無給で休むよう求められた。また、多くの労働者が労働時間を短縮され、収入を減らされた。多くの雇用者は、事業の費用を最小限に抑えるために、パンデミックの間、従業員に労働時間の短縮を決めた。ミャンマー人移住労働者の収入は通常、日給制であるため、彼らの収入も減少した。多くのミャンマー人移住労働者にとって、収入の減少は生活の困窮を意味し、自分や家族のために十分な食料を買うことができなかつたり、家賃を支払うことができない状況になった。多くの人が、大家や雇用者に家賃の支払いを延期してもらうように頼まなければならなかったと現地研究者に話した。経済的困難は、チェンライに住む移住労働者とその家族だけでなく、送金に頼っているミャンマーの拡大家族を含む他の家族構成員にも影響を与えた。COVID-19 の経済的な影響により、移住労働者の大部分がミャンマーに送金できなくなった。

越境への影響

前述のように、COVID-19 のパンデミックを封じ込めるために、Anupong Paojinda 内務大臣は、2020 年 3 月 20 日にすべての国境を閉鎖し、各県で開くのは主要な検問所 1 カ所だけとすることを検討するよう、国境沿いの県知事に命じた。チェンライはミャンマーとラオスに隣接しているため、例外的にそれぞれの国について 1 カ所の検問所を維持することが認められた³⁶⁹。この国境閉鎖とそれに続く全国的なロックダウンは移住労働者の大量

³⁶⁸ T. Fawthrop. 2020. COVID-19: Thailand's Looming Second Wave. TheDiplomat.com. Available at <https://thediplomat.com/2020/06/covid-19-thailands-looming-second-wave/> (accessed 25 June 2020).

³⁶⁹ Bangkok Post. 20 March 2020. More border closures in fight against virus. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1883110/more-border-closures-in-fight-against->

出国を招き、約 6 万人が 3 月下旬に本国に急いで帰国した³⁷⁰。チェンライでは、約 100 人のミャンマー人労働者の集団がミャンマーのタチレクにつながるメーサイの検問所に到着したとき国境が閉鎖されていたのだが、その後国境が再開された³⁷¹。チェンライの移住者コミュニティは、こうした混乱の影響を受けた。

健康への権利への影響

タイの人々は、政府からさまざまな形で支援を受けた。例えば、保健省が支援するヘルスケア・ボランティアがコミュニティでフェイスマスクの配布やコミュニティの人々の健康診断などを行っている。しかし、タイ政府が支援するコミュニティ・ヘルス・サービスには、移住労働者は含まれていなかった。移住労働者には政府が資金提供した個人用防護具の配布もなかった。市民社会からの救援物資は、移住労働者の命綱となっていた。

ディプロマット誌の報告によると、タイにおいて移住労働者の中でこの病気が大規模に発生していないのは、移住者コミュニティに手を差し伸べる移住者ヘルス・ボランティア (MHV) ネットワークの働きによるものだという。ボランティアは通常、担当する移住労働者と同じ国籍であるため、COVID-19 に関する重要な情報を通訳することもできる³⁷²。保健省サービス支援局の研究者である Viroonsiri Arayawong は、「MHV と VHW (タイのボランティア・ヘルス・ワーカー) は、移住労働者のコミュニティにおける病気の蔓延を抑制する人員の中核を形成している」と述べている³⁷³。

同様に、チェンライでは、4 月中旬に学界、NGO および移住労働者コミュニティの 3 つの部門からのメンバーで構成された、移住労働者のための支援センターが設立された。このボランティア・グループは、主に 3 つの方法で移住労働者を支援するための重要な役割を担う。すなわち、市内の 2,500 世帯からなる影響を受けた人に食料と個人用防護具を提供すること、寮ごとに、コミュニティのメンバーの体温を調べて記録することによって日々の COVID-19 の状況をモニターする作業部会を設置すること、労働者の権利に関する情報を発信し、移住労働者が SSO からの手当を申請するのを支援することである。

virus (accessed 30 November 2020)

³⁷⁰ Al Arabiya. 25 March 2020. Coronavirus: Thailand lockdown pushes 60,000 migrant workers to leave: Official. Available at <https://english.alarabiya.net/en/News/world/2020/03/25/Coronavirus-Thailand-lockdown-pushes-60-000-migrant-workers-to-leave-Official> (accessed on 16 November 2020)

³⁷¹ Bangkok Post. 24 March 2020. Migrants let through 'shut' checkpoints. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1884830/migrants-let-through-shut-checkpoints> (accessed on 11 November 2020)

³⁷² Tom Fawthrop. 1 June 2020. COVID-19: Thailand's Looming Second Wave. available at <https://thediplomat.com/2020/06/covid-19-thailands-looming-second-wave/> (accessed on 16 November 2020)

³⁷³ Bangkok Post. 24 April 2020. Backbone of migrant health care. Available at <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1906480/backbone-of-migrant-health-care> (accessed on 16 November 2020)

結論

タイは中国以外で初めて COVID-19 の症例を記録した国だが、全体的に見て、国の主要産業である観光業を犠牲にしながらも、公衆衛生上の危機にうまく対処した。とは言え、今回のパンデミックでは、タイの移住労働者コミュニティのニーズにどのように対応したかについては、まだ問題が残る。都市部でのロックダウンは、移住労働者の雇用状況を不安定にした。その結果、本国に帰ろうとする移住労働者の国境に向けた大移動があり、主要な出身国と国境を接するというタイの性質は移住者のこの大規模移動を助長した。国境が再開された当初は、駐在員や専門職の外国人に優先してタイへの入国が認められたが、仕事を求めて必死だった低賃金の移住労働者は、不法に国境を越えることを余儀なくされた。本研究によると、タイに残った移住労働者は仕事を減らされたり、解雇されたりして、家賃、食費、個人用防護具および送金などの支払いが困難になっていた。また、移住労働者は病気の媒介者というスティグマも負わされた。タイ政府は、個人や企業に対していくつかの財政的救済措置を講じている。移住労働者の中にはこれらの給付を受ける資格がある人もいるが、アクセスの問題のため、この制度から排除される移住労働者もいる。タイの市民社会組織は、人道的ニーズのある移住労働者や、政府の給付を受けられない非正規移住者を支援するために活動した。

第9章：結論とガイドライン案

東アジアおよび東南アジアにおける移住労働者の主要な受入国を取り上げた。これまでの7章を通して、本研究はCOVID-19の発生時に移住労働者の権利が抑制されたことに光を当てた。同時に、支援者の行動や努力に支えられて、困難に立ち向かう彼らのレジリエンスも紹介した。本研究では、COVID-19への対策と既存の移民政策が、香港、日本、マレーシア、シンガポール、韓国、台湾、タイという東アジアおよび東南アジアの7つの主要受入国において、移住労働者の権利にどのような影響を与えたかを調査した。また、移住労働者の脆弱性が彼らの実際の生活体験にどのように反映されているか、国家および非国家アクターが移住労働者の直面する課題にどのように対処しているかを検討した。本研究では、個々の移住労働者の話を紹介し、影響を受けている人々の声を増幅させることで、統計を過度に強調するCOVID-19にまつわる公の言説とのギャップを埋めようとした。

COVID-19の間に移住労働者が直面した一般的な課題には、国内外での移動の不自由さ、ヘルスケアや個人用防護具へのアクセスの制限または欠如、失業および経済的支援にアクセスできないことや適格性の欠如による経済的困難、搾取、および情報へのアクセスの制限または欠如などが含まれるが、これらに限定されるものではない。これらによって移住労働者の権利が侵害されている。COVID-19は公衆衛生上の危機であることから、この時期に考慮すべき最も当然な権利のひとつが健康への権利である。移住労働者の健康に対する権利は、ヘルスケア、個人用防護具などの物品、その他の必要不可欠なサービス、健康関連情報、食料および水、ならびに安全な生活および労働環境へのアクセスが制限されている、あるいは全くないことによって侵害されている。特定の受入国では、移住労働者は他の住民と比べてCOVID-19に不均衡に多く感染していた。

今回調査したすべての受入国で、多くの移住労働者が、不当な扱いや解雇、搾取や虐待を含む労働権の侵害を経験しており、人身取引のリスクも高まっている。雇用者が直面する経済的圧力により、一部の移住労働者は賃金支払いの保留、未払い、過少払いに遭い、さらには不当に解雇された事例もあった。雇用者と同居している移住労働者にとっては、雇用の終了は住む場所を失うことを意味する。入国管理法の施行に対する恐怖が障壁となり、多くの移住労働者、特に非正規労働者または非正規在留の移住者は、必要なケアや支援を受けることができない。契約期間が終了したり、雇用が打ち切られたりした後、国際的な渡航規制のために受入国に足止めされた移住労働者は、多くの場合、短期および/またはケースバイケースのビザ延長しか与えられなかった。このようなビザ延長は、働く権利や必要不可欠なサービスへのアクセスを保証するものではない。上記の状況からくる不確実性、経済的および精神的苦痛、移動の不自由、搾取および雇用者による監視の強化により、多くの移住労働者の精神的健康状態は悪化した。

移住労働者の管理制度は、通常は受入国政府の出入国管理法および政策にあらわれているが、二国間協定や覚書に具体化されている送出国政府の出入国管理法および政策にもあらわれている。これらの政策は、移住労働者の権利の保護というよりも、経済発展と国家安

全保障を中心とした国益に基づいていることが多い。その結果、ほとんどの移住労働者は限られた権利を伴う一時的な地位しか与えられていない。東アジアおよび東南アジアの移住労働者の受入国では、低賃金で一時的な移住労働者のビザが雇用者や特定の職種に関連付けられており、雇用の流動性が制限されていることが非常に一般的である。シンガポールや香港などの国の移住家事労働者の場合によく見られるように、一部の部門や特定のビザを持つ移住労働者は、国内の労働法では保護されず、搾取に対して極めて脆弱である。COVID-19のあいだ移住労働者が経験した課題や権利侵害のほとんどは、新しいものではなく、既存の課題が悪化したものであり、パンデミックよりも相当前に、移住労働者がどのように位置づけられ、扱われてきたかに深く根ざしている。公衆衛生の上の危機は、これら移住労働者の脆弱性を浮き彫りにした。

移住労働者が直面しているもう一つの課題と権利侵害は、受入国の政府が、国籍や市民権、または入国管理上の地位を、ヘルスケア製品をはじめ必要不可欠なサービスや支援ならびに経済支援を受けるための基準や資格としていることである。パスポートやビザを提示することで、必要不可欠なケア・サービスおよび支援を受けるための合法性や受ける資格を証明しなければならないということは、公衆衛生上の危機の際、国境内で新たな国境管理が再現されることになる。COVID-19のあいだ、国境が閉鎖されているにもかかわらず、包摂と排除に基づく入国管理の言説が続いている。また、パスポートや在留カードなどの個人的な文書に関する移住労働者の脆弱性も見過ごされている。搾取されやすい状況にある移住労働者は、雇用者がこれら個人の書類を保持しているため、自分の私的書類にアクセスできないことが多い。つまり、移住労働者はいくつかのサービスや支援を受ける資格があっても、アクセスできない場合がある。雇用者や特定の職種に結びついたビザを持つ低賃金および一時的な移住労働者にとって、仕事を失うことは、新たな方策が見つからない限り、非正規となり、必要不可欠なサービスへのアクセスを失うリスクに直面することを意味する。

移住労働者に与えられた権利の一時的な性質と制限は、彼らが社会に完全に参加する能力を制限する。彼らはしばしばスティグマを負わされ、差別され、参加が保証されていない、それが彼らを保護から排除することにつながっている。ビザの延長など、移住労働者のためにとられたいくつかの支援措置は、依然として一時的で制限的であるため、移住労働者の権利を適切に保護し、充足することができていない。COVID-19の公的措置のほとんどが、移住労働者の基本的なニーズや福祉に対応し、労働基準を守ることができず、問題の根本原因を解決していない。

情報へのアクセスは、移住労働者の権利のあらゆる側面に影響を及ぼす。本研究では、多くの受入国政府が重要なCOVID-19関連情報を移住労働者コミュニティの主要言語に翻訳する努力をしていることがわかった。しかし、これらの情報は定期的に更新されていないことが多く、政府のウェブサイトなど、非常に限られた経路でしか発信されていない。また、移住労働者を保護または支援するための情報よりも、移住労働者に課せられた制限に関する情報が優先される傾向がある。

アクセス可能な情報を提供したり、利用可能な支援へのアクセスを容易にすることについては、移住労働者と直接の信頼関係を持つ自助グループやコミュニティのボランティア

を含む市民社会に大きく依存する。また、政府の援助を受けられない人々への食糧やシェルターの提供および経済的な援助を含む人道的な支援も、地域の市民社会が主導した。また、自助グループや宗教団体は、精神的および文化的に配慮した支援を行った。一部の雇用者や企業は、情報、ヘルスケア、社会的保護へのアクセスを容易にし、および/または労働者を保護するために労働基準を守ることで、移住労働者への支援を示している。移住の経歴を持つ企業経営者の中には、自らの経験と受入国のコミュニティとの確立された関係を利用して、新しい移住労働者を支援し、擁護している人もいる。直接的な支援に加えて、韓国の例に見られるように、一部の国では、市民社会が移住労働者の公正な待遇を擁護する上で非常に重要な役割を果たしており、政府が取る政策や措置の変更に影響を与えている。

本研究では、COVID-19 発生時に移住労働者が直面した課題とその権利侵害が、移住労働者の構造的な脆弱性に根ざしており、それは送出国と受入国の両方の労働移住政策により、移住労働者が受入国でどのように位置づけられ、どのように扱われているかに起因していると結論づけている。権利を制限された一時的な移住者という地位によって、危機の間、移住労働者の権利はさらに抑圧された。彼らの現在の待遇は、それぞれの受入国での政策策定や実施過程への参加および関与がないため、政治的領域での彼らの代表制が低いことと強い関係がある。世界的なパンデミックにより、住民の主流の人々から「他者」と見なされる人々に対するスティグマや差別が拡大している。

有意義な参加と関与が、移住労働者だけでなく、社会全体を守るための唯一の効果的な方法である。移住労働者を含む脆弱な人々を守ることは、すべての人を守ることになる。移住労働者の脆弱性、特にジェンダー、性的指向、人種、年齢、障害、言語および宗教的または政治的信条など他のアイデンティティとの交差に根ざした脆弱性も認識されなければならない。このような状況に対処する移住労働者とその支援者のレジリエンスは、国家などの他のステークホルダーの取り組みと同様に認められ、支援されるべきである。国やその他の権力保持者は、移住労働者との直接で信頼できる関係に基づいた草の根の取り組みを支援するために資源が分配されることを確保すべきである。

移住労働者の有意義な参加を提唱するためには、各国の以下のような状況を認識することが重要である。1) 通常、移住労働者の人権保護よりも、経済発展と国の安全保障を中心とする、移民政策に影響を与える国益、2) 移住と公衆衛生のような分野横断的な問題を扱う際のリーダーシップの力関係を含む、歴史的な文脈と現在の政治体制、3) 市民社会が移住労働者を擁護し、政府の意思決定に影響を与えることを可能にする、民主化のレベル、能力およびスペース。

最後に、この共同研究では、集団的な取り組みとして、公衆衛生上の危機の際の移住労働者の権利を守るためのガイドラインを提案する。このガイドラインは、東アジアおよび東南アジアでの共同研究の結果、プロジェクトを通じた分析と議論に基づいて作成されており、あらゆる受入国のさまざまなレベルのアドボカシー活動に採用され、使用され得るように幅広く配慮されている。COVID-19 の継続的な発生と復興に対処するための参考資料として、また将来の公衆衛生上の危機に備えるための参考資料として活用されることを期待する。

「公衆衛生上の危機における移住労働者の権利保護ガイドライン案」

一般原則

- ・国および非国家アクターは、COVID-19 のような公衆衛生上の危機の際に悪化する移住労働者の脆弱性を認識しなければならない。ジェンダー、性的指向、人種、年齢、障害、言語および宗教的または政治的信条などの様々なアイデンティティが交差する結果としての移住労働者の脆弱性も、危機へのあらゆる対応において考慮されるべきである。
- ・より包括的な社会を形成するために、このような状況に対処する移住労働者のレジリエンスが認識され、支援されるべきである。受入国と送出国の両方の社会における、すべての移住労働者の貢献が評価されなければならない。有意義な参加と関与が、移住労働者だけでなく、社会全体を保護する唯一の効果的な方法である。
- ・公衆衛生上の危機の際に、自国の領域内、あるいは管轄下にある人々に必要不可欠な支援を提供するにあたり、国籍、市民権および在留資格が国の基準となることは決してあってはならない。国籍や在留資格に基づきいかなる区別、排除、制限または優先もなく、すべての移住労働者、その家族および/または扶養家族を含むすべての人が、COVID-19 や今後発生する公衆衛生上の危機に対する公衆衛生上、および復興の対応の不可欠な要素として考慮されなければならない。
- ・国は、すべての移住労働者が、犯罪者扱いされたり、収容されたり、強制送還されたりする恐れなしに、検査および治療をはじめ速やかにヘルスケアを求めることができるように、入国管理法の施行と保健サービスの提供を行政的に分離すべきである。保健サービスの提供には、食料、水、衛生、安全な生活環境など、すべての必要不可欠なサービスが含まれるべきである。
- ・この疾病を移住労働者など特定の集団と関連付けることを避け、関係者の意味のある参加と関与を確保することにより、国は危機に対応する政策、規制、措置、キャンペーンを含む公的な言説およびメディアの報道が、スティグマ化、差別および外国人嫌悪を助長しないよう確保すべきである。

ヘルスケア、製品およびサービスに対する権利

- ・国は、すべての人に差別なく健康への権利を保障すべきである。これには、ヘルスケア、十分な個人用防護具、アクセス可能な情報および関連サービスへのアクセスが含まれる。資源の不足は、移住労働者のニーズを別に扱うことの十分な根拠とはならない。
- ・すべての移住労働者がヘルスケア、物品、情報およびサービスをタイムリーかつ効果的に利用できることを確保するために、コミュニケーション手段を含むあらゆる政策および実践的な措置を講じるべきである。コミュニケーション・メッセージや公共情報キャンペーンでは、非正規状況にある移住者がヘルスケア・サービスへのアクセスを求める際に、罰則を受けたり、法執行機関の対象となったりすることがないことを明確にすべきである。
- ・メンタルヘルスも公衆衛生上の問題として考慮されるべきである。移住労働者の特定の脆弱性に対処することで精神衛生上の悪化のリスクを最小限にし、移住労働者を精神衛生上

の対応に含めるようにする、身体的な健康上の危機の対策がとられなければならない。

情報への権利

・情報を必要としている人々、特に移住労働者を含む家を離れている人々に情報が届くことを確保するためにインターネットへのアクセスは不可欠である。国は、インターネットの中断や停止または人々の情報へのアクセスを制限するようないかなる行為も行ってはならない。

・国は、ジャーナリストやメディアが、検閲を受けたり犯罪とされたり、また他の人権侵害を心配することなく、パンデミックについて報道できることを保障しなければならない。移住労働者を含むすべての人が、懸念を表明したり、お互いに情報を共有したりするために、自由に発言することができなければならない。

・情報資料の作成と発信の取り組みは、移住労働者によって構成されている、あるいは移住労働者から信頼されているコミュニティのメンバーや市民社会のアクターの、意味のある、平等でジェンダーバランスのとれた参加を得て行われるべきである。

・疾病の予防、診断、治療、およびその蔓延に対処するためにとられた措置に関する情報は、移住者を含むすべての人が、理解できる言語で、アクセス可能な形式で入手できるべきである。情報は、視覚障害者や聴覚障害者を含む特定のニーズを持つ人々がアクセスできるものでなければならず、また、読む能力が限られている、あるいはない人、インターネットを使用しない人々にもアクセスできるものでなければならない。

ディーセント・ワークと社会的保護への権利

・パンデミックの経済的影響を緩和するための経済援助、景気刺激策またはその他企業を対象とした介入の形による政府の関与は、企業経営者だけでなく、移住労働者を含む個々の労働者にも比例して利益をもたらすべきである。

・国と雇用者は、解雇が十分な事前通告のもとに、正当な理由があり、労働時間の短縮、新規従業員採用の制限または制約、時間外労働の制限、週ごとまたは一般的な休業、労働者の賃金の削減および差別のない一時解雇の実施など、他の代替手段が尽くされた場合にのみ行われることを保障しなければならない。労働の権利は、あらゆる種類の労働に対して、法律によって支持され、保護されなければならない。

・政府は、公衆衛生上の危機の間、移住労働者の搾取に対する脆弱性に対処し、パンデミックによって引き起こされたおよびまたは悪化した、賃金の引き下げ、賃金および時間外労働の未払い、遅延および不足、休憩および有給休暇の禁止などの搾取を防止し、規制するための措置をとるべきである。移住労働者の職場での不当な扱いに対する苦情処理制度、救済策および補償へのアクセスを改善し、情報を提供しなければならない。

・国は、社会パートナー、企業およびその他のステークホルダーとともに、国際的な人権および労働の権利基準に掲げられている平等待遇と非差別の原則に沿って、移住労働者を国の社会保護制度に含める統合的なアプローチを導入すべきである。

安全で公正な移住手続きに対する権利

・入国地点での検診や隔離を含む、国境管理の強化および国境で実施される措置は、非差別性、プライバシーおよび尊厳を確保しなければならず、強制的または無期限の収容を意味してはならない。

・国は、移住労働者が雇用者を変更したり、新たな機会を見つけたりすることを可能にすることで、彼らのレジリエンスを支援するために、移住労働者のビザを雇用者に結びつけるという条件を解除すべきである。

・国は、パンデミックの間、移住者の十分に生計を営む権利へのアクセスを容易にし、公衆衛生を守る方法として、非正規移住者の正規化と、すべての移住者に対するヘルスケア、住居および働く権利を伴うタイムリーかつ十分な期間のビザの延長を検討すべきである。移住および庇護の手続きは、デュー・プロセスの保障を遵守し、移住者を法的な在留資格を持たない状態にするなど、移住者を脆弱な状況に置くことを避けるべきである。パンデミックの間は、強制帰国を一時的に停止すべきである。

・政府は、恣意的な逮捕および拘禁を避け、入国管理収容施設からの放免を早急に優先させ、移住者および収容施設のスタッフの権利と健康を守るために、安全で十分な住居、食料および基本的なサービスにアクセスできる、人権に基づいた、拘禁ではない一連の代替手段を導入すべきである。子どもたちは直ちに安全な環境に放免されなければならない。

人身取引から保護される権利

・政府は、公衆衛生上の危機において、人身取引の潜在的なリスクが高まり、人身取引のサバイバー/被害者が直面する状況が悪化していることを認識すべきである。パンデミックのために人身取引への対応が損なわれてはならず、シェルターや支援サービスのための資源が削減されてはならず、警察の取り組みが減らされてはならない。政府は、人身取引のサバイバー/被害者に対する保護および支援の提供を含め、国のメカニズムの業務を引き続き改善し、支援すべきである。

遠隔地、個人宅、到達するのが困難な職場で働く労働者の権利

・遠隔地、個人宅またはアクセスが困難な職場で働く移住労働者の労働の権利は、法律によって平等に認められ、保護されなければならない。このような労働者には、プランテーション労働者、遠洋漁業労働者、農業労働者、性産業労働者、家事労働者、個人の家庭の介護者などが含まれるが、これらに限られない。

・遠隔地、個人宅、またはアクセスが困難な職場で働く移住労働者の健康およびその他の権利を保護するために、具体的な行動が策定され、実行されるべきである。移動制限中に増加するジェンダーに基づく暴力のリスクに対処しなければならない。

安全な生活環境への権利

・国は、インフォーマルな居住地、キャンプ状態、または雇用者が提供する過密な寮を含む不十分な住宅に住む移住労働者が、公衆衛生の悪化を防ぐための公衆衛生手続きに従うこ

とができるように、生活環境を改善しなければならない。

・インフォーマルな居住地、キャンプ状態、または雇用者が提供する過密な寮を含む不十分な住宅に住む移住労働者の健康およびその他の権利を保護するために、具体的な行動計画が策定され、実行されるべきである。移動制限中に増加するジェンダーに基づく暴力のリスクに対処しなければならない。

市民社会の役割および国際・地域間協力

・国、国際機関、および資金援助組織は、移住労働者の特別なニーズに対応するにあたり、自助グループや公益弁護士を含む市民社会アクターの有効性と専門性を認めるべきである。移住労働者との信頼関係をすでに有する市民社会アクターによる対応に、より多くの資源を配分すべきである。

・国およびその他すべてのステークホルダーは、効果的な対応を支援するために、公衆衛生上の危機および危機後の復興の間、国および地域レベルで、移住労働者の送出国および受入国の関係者との対話の場を広げ、協力関係を強化し続けるべきである。

プロジェクト・チーム

プロジェクト・リーダー

Daniel Awigra - Deputy Director, Human Rights Working Group (HRWG)

リサーチ・コーディネーター

Mariko Hayashi (林茉里子) - Independent Researcher, Director, Southeast and East Asian Centre (SEEAC)

編者 & デスク・リサーチャー

Adeline Tinessia - Australian National University

フィールド・リサーチャー

- Fifi Ng Lok Hei (Hong Kong) - migrant solidarity committee, autonomous 8a
- Jotaro Kato (加藤丈太郎) (Japan) - Research Associate, Institute of Asian Migrations, Comprehensive Research Organization, Waseda University
- Andika Ab. Wahab (Malaysia) - Fellow, Institute of Malaysian & International Studies (IKMAS), National University of Malaysia (UKM)
- Jolovan Wham (Singapore) - Humanitarian Organisation for Migration Economics (HOME)
- Young-il Choi (South Korea) - Center Chief, Gimpo Foreign Citizen Support Center
- Ronel Chakma Nani (South Korea) - Counselling Officer, Gimpo Foreign Citizen Support Center
- Lennon Ying-Dah Wong (Taiwan) - Director, Service Center and Shelter for Migrant Workers, Serve the People Association, Taoyuan (SPA)
- Suebsakun Kidnukorn (Thailand) - Social Innovation Research Center (AB – SIRC), School of Social Innovation, Mae Fah Luang University

ヒューマンライツ・ワーキング・グループ (HRWG) について

ヒューマンライツ・ワーキンググループ (HRWG) は、インドネシアで人権の伸長に取り組む 48 以上の非政府組織のネットワーク組織である。同様の関心を持ち、国際的なアドボカシー活動を調整しリードするためのプラットフォームを志向する NGO によって 2000 年に設立された。HRWG の主な目標は、様々なレベルで存在する人権の制度を最大限に生かすことにより、憲法上の義務、および国際基準に基づく人権の尊重・伸長・保護および実現に関する政府の説明責任を促進することである。

HRWG は、国際地域アクターとしての役割を活かし、国連、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、およびイスラム協力機構 (OIC) における人権アドボカシーの有効性を高めるという使命を果たすために、以下の目標を掲げる。

- a. 国内および国際レベルで、人権擁護者や関連するステークホルダーと連携して活動することで、国際的なアドボカシーが国内レベルで影響を与えることができるよう、インパクトを重視する。
- b. 国内の問題を国内および国際的な場に持ち込んで支援する際のネットワークと連携を育成する。
- c. 市民社会から専門家、トレーナーおよび人権擁護者を集め、人権擁護活動を行うための能力開発を行う。
- d. 人権に関する東南アジア諸国の外交政策をモニターし、知識を深める。

抑圧とレジリエンス：

東・東南アジアにおけるコロナ対策と移住労働者の声から考える

2022年3月31日発行

翻訳：一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）、
岡田仁子

発行：公益財団法人 笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル

TEL：03-5157-5430, FAX：03-5157-5420, Eメール：asia@spf.or.jp

本書は、ヒューマンライツ・ワーキング・グループ（HRWG）の出版物
” Repression and Resilience: COVID-19 Response Measures and Migrant
Workers’ Rights in Major East and Southeast Asian Destinations” を翻訳し
たものです。翻訳に疑問が生じる場合は、原文（英語）は尊重されます。
原文は以下のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.spf.org/en/asia-peace/publications/20210128.html>

この地球規模のパンデミックは移住労働者の包摂的なガバナンスに向かう変化をもたらすのでしょうか？

本共同研究では、香港、日本、マレーシア、シンガポール、韓国、台湾、タイという東・東南アジアの主要な受入国における移住労働者の状況を調査したものである。本研究では、市民社会組織や移住者支援組織の実務家、移住労働者と直接関わっているコミュニティベースの研究者が参加し、1) COVID-19対応策や既存の入管政策がパンデミックにおける移住労働者の権利に与える影響を評価する、2) 脆弱性が移住労働者の生活体験にどのように影響を与えているかを検証する、3) 国家および非国家主体が移住労働者の直面する課題にどのように対処しているかを探る、ことを目的としている。また、この研究は、影響を受けている人々の声を集約し、国や地域レベルの多数のステークホルダーに届けることを目的としており、公衆衛生危機における移住労働者の権利を保護するためのガイドラインを提案している。これは、地域を越えて移動する移住者の増加がもたらす問題に共同で対処するために、東アジアと東南アジアの双方の市民社会関係者による取り組みの一環である。

「家の中では、ウイルスではなく雇用者を恐れています。
休日は、ウイルスではなく警察が怖いです」

「政府や雇用者から出される多くの規制が休むことを禁じており、
非常に動揺し混乱し、とても重荷で、恐くて心配です」

「私たちはこの食糧援助 - 米10kg、食用油2kg、その他数点の食料品を受けることができ
幸運でした。しかし、これは3日間分にしかありませんでした。

同じ家に12人も住んでいたからです。援助物資を受ける際に連絡先を聞かれたけれど、
物資を提供する側の連絡先は教えてくれませんでした。

電話して追加の食料品を頼みたかったのに、電話番号がわからなかったのです。(…)

私たちは当初、周囲で起きている無差別逮捕を聞いて懐疑的になり、外に出るのが怖かったです。しかし、同時に、食料が限られており、働いて家に送金し始めなければならないので、
家にこもってばかりはいられなかったのです」

表紙絵: BeBESEA © Yllang 2020 表紙デザイン: Agus Wiyono



群 衆

HRWG



SPF THE SASAKAWA PEACE FOUNDATION

ISBN 978-623-94398-1-1



9 786239 439811